



安曇野市

立地適正化計画

平成 30 年 4 月



目 次

1. 立地適正化計画制度の概要	1
(1) 立地適正化計画策定の背景・目的.....	1
(2) 立地適正化計画とは	2
(3) 安曇野市における立地適正化計画の必要性	3
(4) 安曇野市における立地適正化計画の位置づけ	4
(5) 立地適正化計画の区域	5
(6) 立地適正化計画の計画期間.....	5
2. 上位・関連計画の整理	6
(1) 安曇野市総合計画.....	6
(2) 安曇野市まち・ひと・しごと創生総合戦略	6
(3) 国土利用計画(安曇野市計画)	6
(4) 安曇野市都市計画マスタープラン.....	6
(5) 土地利用制度	7
(6) 農業振興地域制度.....	11
(7) 地域公共交通網形成計画.....	12
3. 安曇野市の現況・課題	13
(1) 人口・居住者特性	13
(2) 土地利用	15
(3) 都市機能	16
(4) 災害	27
4. 各地区の現況・課題.....	30
(1) 豊科拠点地区	30
(2) 穂高拠点地区	31
(3) 三郷拠点地区	34
(4) 堀金拠点地区	36
(5) 明科拠点地区	38
(6) 田沢・光地区.....	40
(7) 安曇野 I.C.地区	42
(8) たつみ原地区	44
(9) 柏原地区	46
(10) 下堀地区	47
(11) 中萱・上鳥羽・下鳥羽・真々部地区	50
(12) 上長尾・下長尾・二木地区.....	51
(13) 各地区のまとめ	54
5. まちづくり方針(ターゲット)の設定.....	56
(1) まちづくり方針1	56
(2) まちづくり方針2.....	56

6. 目指すべき都市の骨格構造	57
(1) 拠点施設誘導区域(都市機能誘導区域)	58
(2) 日常サービス施設誘導区域(都市機能誘導区域)＝居住誘導区域	58
(3) 生活拠点区域(都市機能誘導区域)＝居住誘導区域	58
(4) 郊外・山間	59
7. 区域の設定	60
(1) 居住誘導区域の設定	60
(1) 都市機能誘導区域の設定	64
(2) 災害リスクへの考え方	65
(3) 区域設定結果	68
8. 誘導する施設の設定	70
(1) 施設設定の考え方	70
(2) 各区域の誘導施設	70
(3) 施設の立地状況	71
9. 届出制度	77
(1) 住宅等の届出	77
(2) 誘導施設等の届出	77
10. 誘導施策	78
(1) 都市機能誘導区域に関する施策	78
(2) 居住誘導区域に関する施策	78
(3) 公共交通に関する施策	79
11. 目標値の設定	80
(1) 店舗・診療所周辺の人口密度確保	80
(2) 居住誘導区域内の新築件数割合の増加	80
(3) 都市機能誘導区域内の都市機能の充足	81
(4) 公共交通利用者割合の維持	81

1. 立地適正化計画制度の概要

(1) 立地適正化計画策定の背景・目的

安曇野市は、北アルプスの秀麗な山並みを背景としたなだらかな扇状地に、清らかな水と緑豊かな田園の織り成す美しい風土を築くとともに、個性豊かで創造的な文化と産業を程よく調和させながら発展してきた。

私たちは、これからもこの恵まれた自然や美しい景観をまもり、活かしながら、秩序ある発展を継続することによって、誰もが住みたい、働きたいと思えるまち、訪れてみたいと感じてもらえるまちをつくり、育て、次の世代に引き継いでいかなければならない。

安曇野市では、将来都市像を「北アルプスに生まれ 共に響き合う 田園産業都市 安曇野」として、土地利用制度と農業振興地域制度の2つの規制により既存市街地へ開発を集約し、「豊かな自然環境や景観、歴史・文化を守り、暮らしやすさと産業発展のバランスが取れた田園産業都市づくり」を推進してきた。

今後、少子高齢化がさらに進行することを鑑み、人口が減少しても生活の拠点となる場を確保し、本市の暮らしやすさを維持・向上するために、立地適正化計画を策定する。



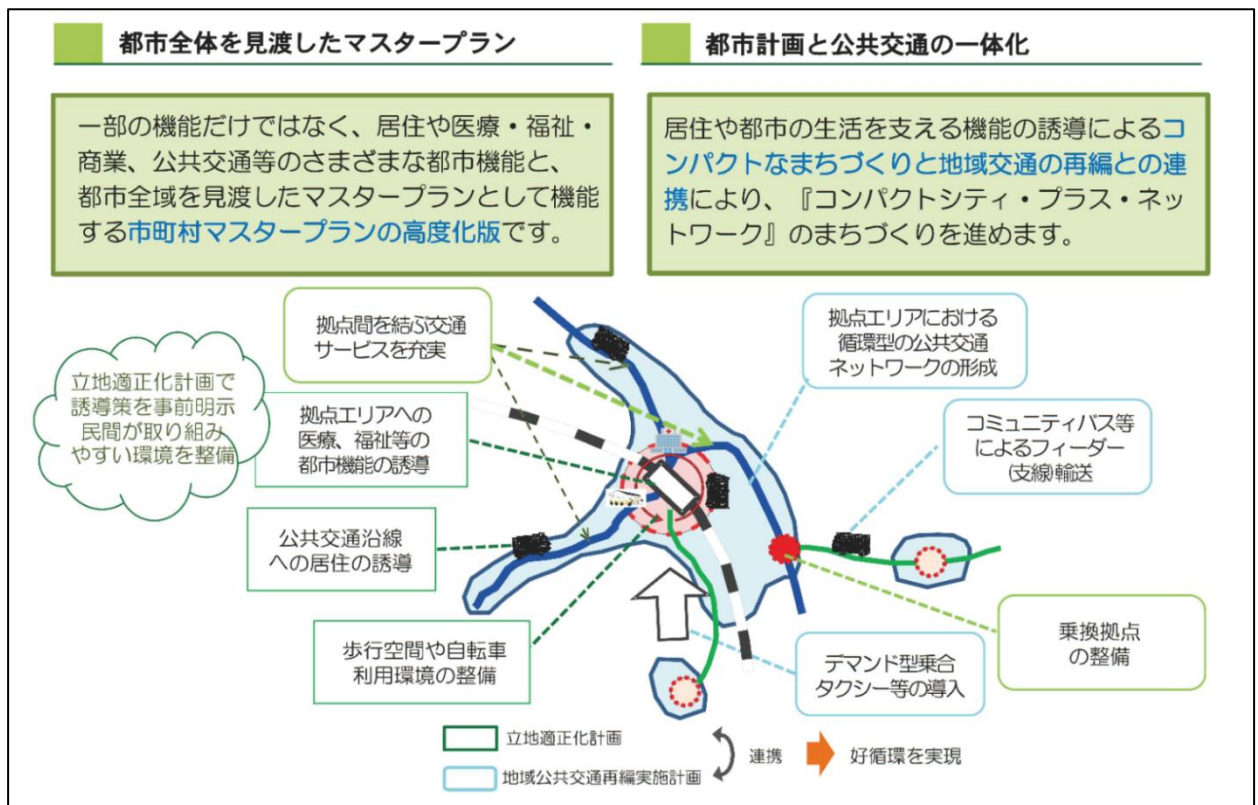
(2) 立地適正化計画とは

立地適正化計画は、市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとされている。

我が国の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題である。こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考えで進めていくことが重要である。

このため、平成26年8月に都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設された。

図表. 立地適正化計画の意義と役割



出典：立地適正化計画パンフレット 国土交通省（H26.8）

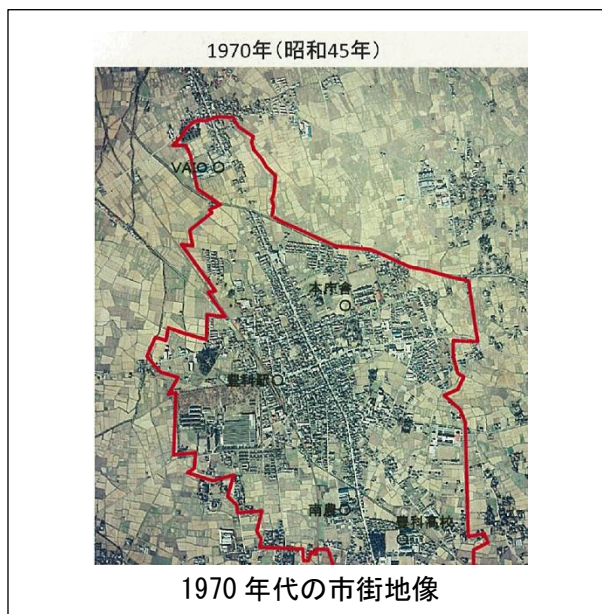
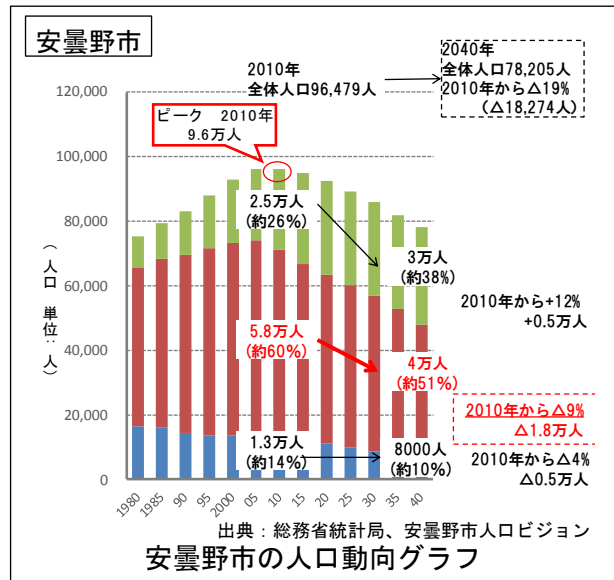
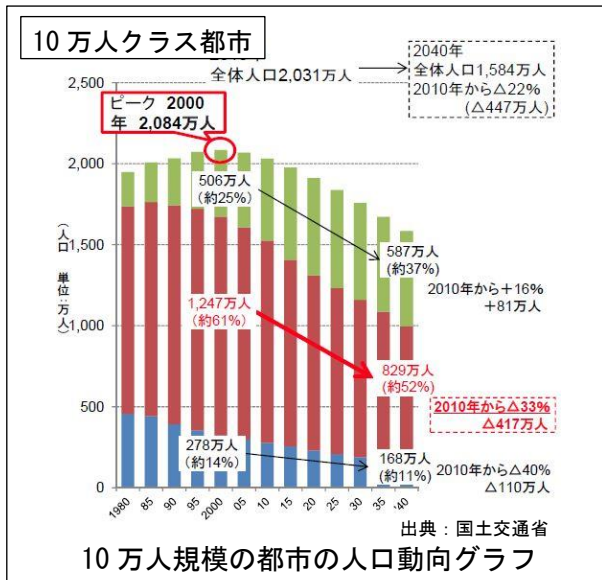
(3) 安曇野市における立地適正化計画の必要性

安曇野市は、工場等の集積による雇用の場や松本市のベッドタウンとしての人口流入、リタイヤ世代の人口流入があり、同等の人口規模の都市と比較し人口減少・高齢化の進展は緩やかである。

しかし、安曇野市は既に2010年をピークに人口減少過程に突入しており、2040年には1970年代と同等の人口規模まで減少することが推計されている。

1970年代には市街地の範囲が小さく高齢者世代の割合も少なかったが、現在では市街地が拡大し人口減少・高齢化も進展している。このまま人口減少・高齢化が進展すると、人口密度が低いスポンジ状の市街地が市域全体に広がることとなり、商圈人口の減少による身近な商店の撤退、鉄道沿線人口減少からの利用者減少による鉄道サービスレベルの低下等により、生活利便性の低下と、自動車を運転できない人のための移送コストなど、行政コストの増大等が懸念される。

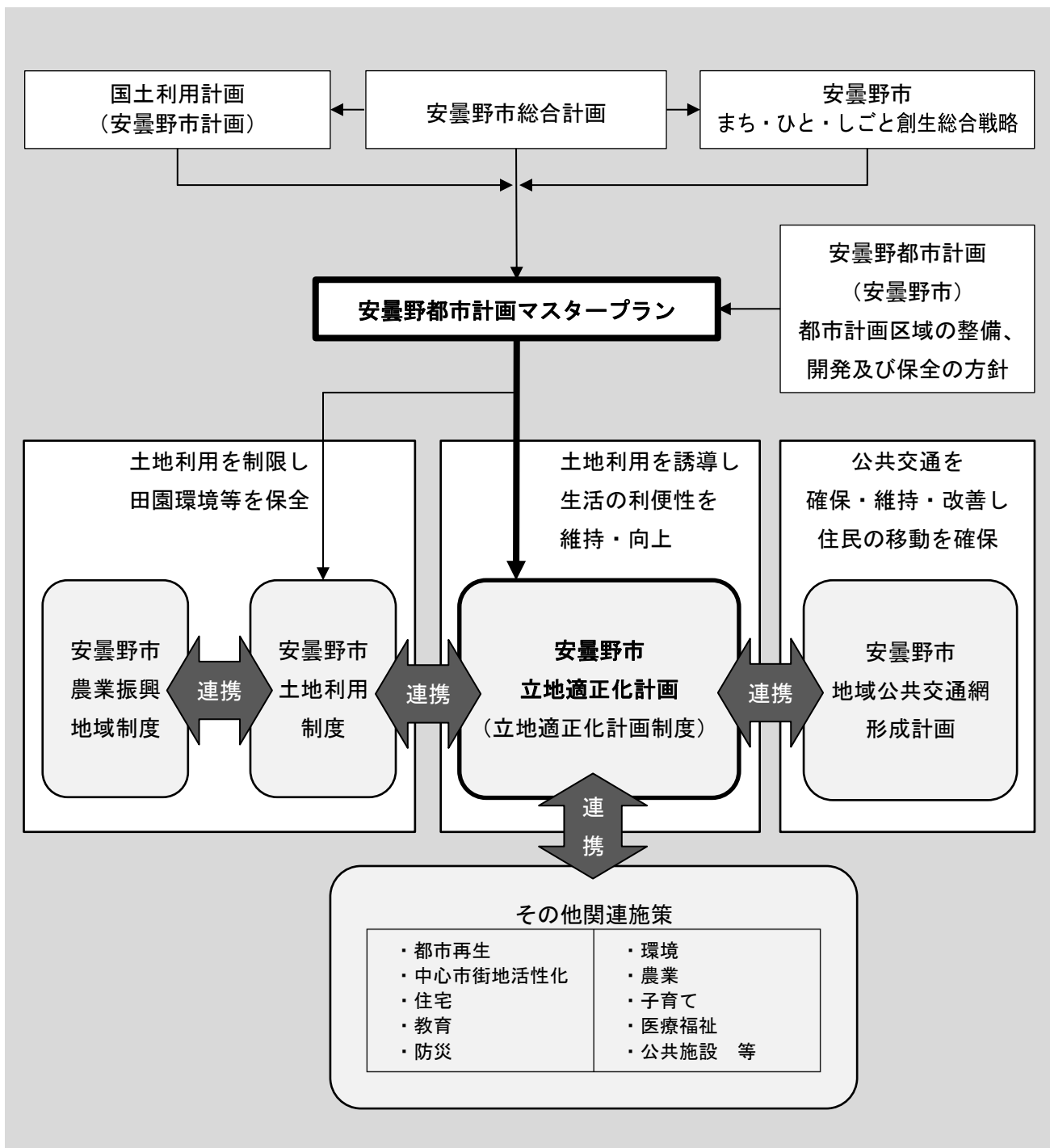
そこで立地適正化計画において、人口減少下においても生活利便性を維持する拠点区域を設定して居住を誘導することで、田園地域等に居住する市民も拠点に来れば必要なサービスを受けられる状態を作り出し、行政コストの抑制と、本市の暮らしやすさの維持・向上を図ることが必要となる。



(4) 安曇野市における立地適正化計画の位置づけ

立地適正化計画は、都市全体を見渡したマスタープランとしての性格を持ち、都市計画マスタープランの高度化版とされている。

安曇野市においては、都市計画マスタープランに基づき土地利用制度が運用され、農業振興地域制度とともに土地利用の制限があることから、立地適正化計画は都市計画マスタープランと調和を図り、土地利用制度、農業振興地域制度と連携して土地利用の誘導を図るとともに、その他関連施策とも連携しながら生活の拠点となる場を確保し、本市の暮らしやすさの維持・向上を図ることとする。



(5) 立地適正化計画の区域

本計画の対象区域は、本市の都市計画区域全域とする。

(6) 立地適正化計画の計画期間

立地適正化計画は概ね 20 年後の都市の姿を展望することとされていることから、計画期間を平成 52 (2040) 年とする。

また、概ね 5 年ごとに施策の実施状況を調査・分析・評価し、必要に応じて計画内容の見直しを検討する。

2. 上位・関連計画の整理

旧町村の中心を拠点とした既存市街地・集落周辺への集約重視のまちづくりを目指し、土地利用制度によって開発を制限することで、拠点市街区域、準拠点市街区域、田園居住区域の13地区に都市機能や居住を誘導している。

(1) 安曇野市総合計画

将来都市像	北アルプスに生まれ 共に響き合う田園産業都市 安曇野
分野別基本方針	1 環境に優しいまちの形成 2 穏やかに暮らせるまちの形成 3 人と文化を育むまちの形成 4 安全・安心・快適なまちの形成 5 豊かな産業のあるまちの形成

(2) 安曇野市まち・ひと・しごと創生総合戦略

目標	2040(H52)年度 人口 8,3000 人の田園産業都市 安曇野 の実現
基本目標	基本目標1 新たな雇用を生み出す 基本目標2 若者や女性が活躍できるまちをつくる 基本目標3 安心して出産し子育てできるまちをつくる 基本目標4 いきいきと暮らせるまちをつくる

(3) 国土利用計画(安曇野市計画)

市土地利用の基本方針	1 土地需要の量的調整 2 土地利用の質的向上 3 市土地利用の総合的なマネジメント 4 新たな公共の担い手との連携・協働の促進
地域類型別の基本方針	①拠点市街区域：(略)市の拠点としての都市機能の増進を図る。 ②準拠点市街区域：(略)拠点市街区域に準じて都市機能の増進を図る。 ③田園居住区域：(略)生活機能の増進を図るとともに、区域外の農地への無秩序な宅地の拡大を防止する。 ④田園環境区域：(略)田園環境に調和した集落コミュニティの形成及び継承を図るとともに、優良な農地を保全する。 ⑤山麓保養区域：(略)山麓の森林空間に親しめる環境形成を図るとともに、良好な自然環境を保全する。 ⑥森林環境区域：(略)山間地の居住空間の維持を図るとともに、良好な自然環境を保全する。

(4) 安曇野市都市計画マスタープラン

まちづくりの基本方針	山岳と田園が育むよさを大切に、暮らしやすさをみんなで共有できるまち 方針1 雄大な山岳景観と豊かな田園風景を未来に継承できるまちづくり 方針2 秩序をもって新たな都市機能を集約させるまちづくり 方針3 産業の継続的な発展を持続できるまちづくり 方針4 安心して気持ちよく暮らせるまちづくり 方針5 各地区・地域で育まれた個性を大切にできるまちづくり
目指すまちのかたち	既存市街地・集落周辺への集約重視のまちづくり
各市街の方向性	<豊科市街>業務拠点として公官庁や商業施設の集積を活かした市街 <穂高市街>商業・観光の拠点として歴史的・文化的資源を活かした市街 <三郷市街>南側の生活拠点として松本市への近接性を活かした市街 <堀金市街>西側の生活拠点として集客力のある商業施設を活かした市街 <明科市街>東側の交通の拠点として既存の商業や水環境を活かした市街

(5) 土地利用制度

合併前の旧5町村ごとに5つの都市計画区域に分かれて3タイプの運用がされてきた都市計画を、市全体で一体的な運用とするために、市独自の土地利用制度を制定し、運用している。

<平成17年の合併時の課題>

○旧5市町村の対等合併

→5地域の平等な発展を目指す必要性

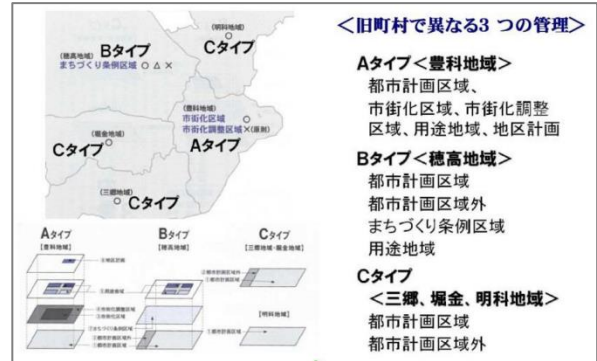
○合併協議会において制度一元化を約束

→制度一元化は合併時の約束事

○都市計画区域が5地区、3タイプ存在

→制度が異なることで以下の問題

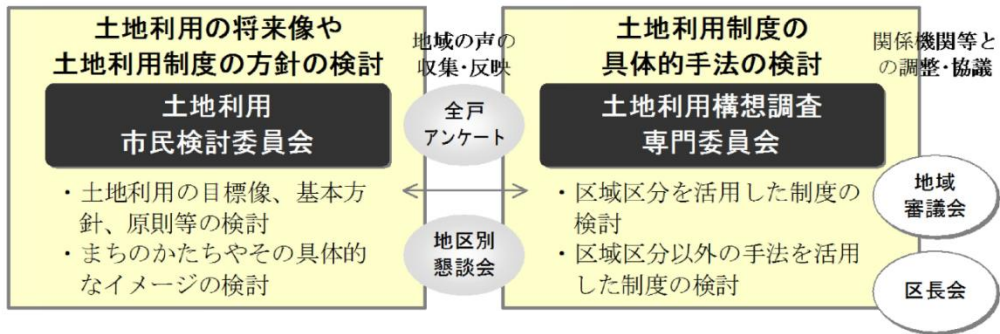
- ・一体的な土地条件下での規制レベルの差（不公平）
- ・複数の開発手続きによる事務処理の煩雑さ・混乱
- ・市街化区域内農地の高い固定資産税への不満（宅地並み評価、農地準課税）



<統一的な制度の検討>

合併5年後の平成23年4月運用開始を目指し、既存制度の活用（区域区分の活用）または、区域区分以外の手法による制度の検討。

検討の第1段階：制度方針の検討（平成18年度前半～平成20年度前半）



土地利用管理制度に関する市の方針（平成20年9月）

(1) 自主条例を用いた統一制度の制定

市民検討委員会および専門委員会から示された提言内容を尊重し、「自主条例を用いた制度」を制定することとする。

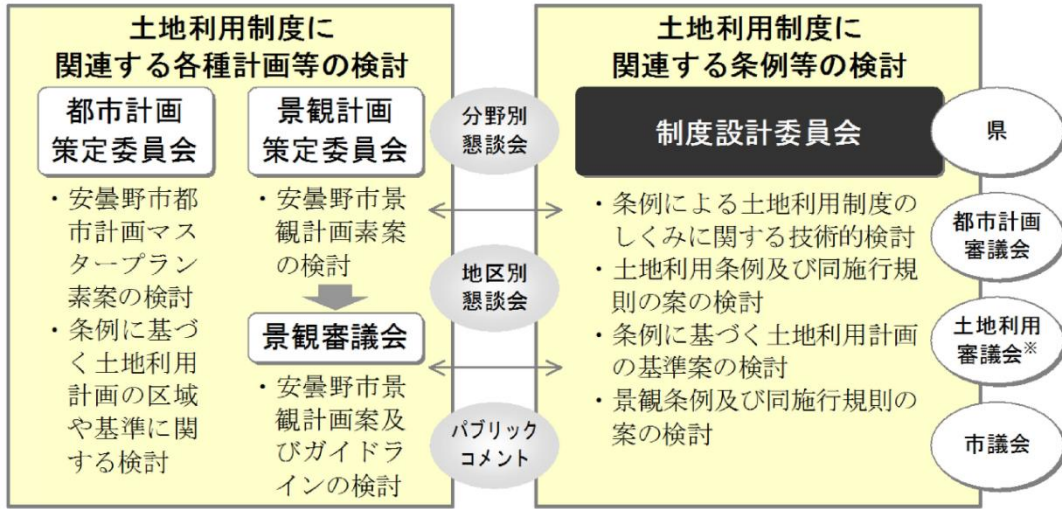
(2) 自主条例を用いた制度の特徴

以下の特徴を踏まえた制度づくりを進めていくことを方針とした。

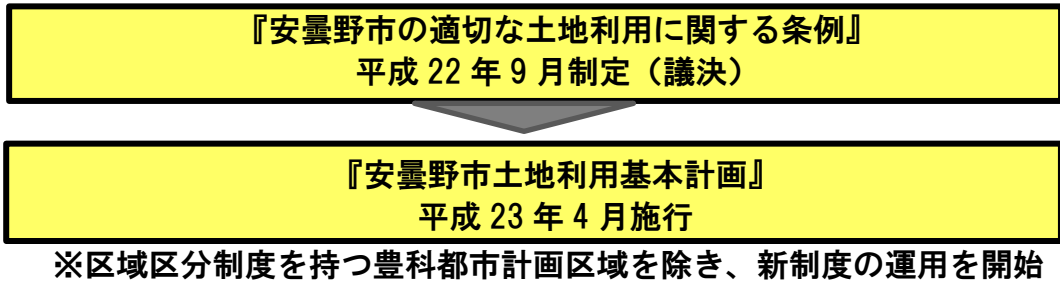
- ①**制度内容の自由度**：法令に抵触しない範囲内で、独自の内容を定めることが可能。
- ②**強制力**：法律と同等の厳しい罰則規定を定めることが可能。
- ③**弾力性・機動力**：規定等は、弾力的な設定が可能。運用の機動力を高める事も可能。
- ④**市民の関わり**：市民の関わりを重視した制度づくりが可能。

＜統一的な制度の検討（つづき）＞

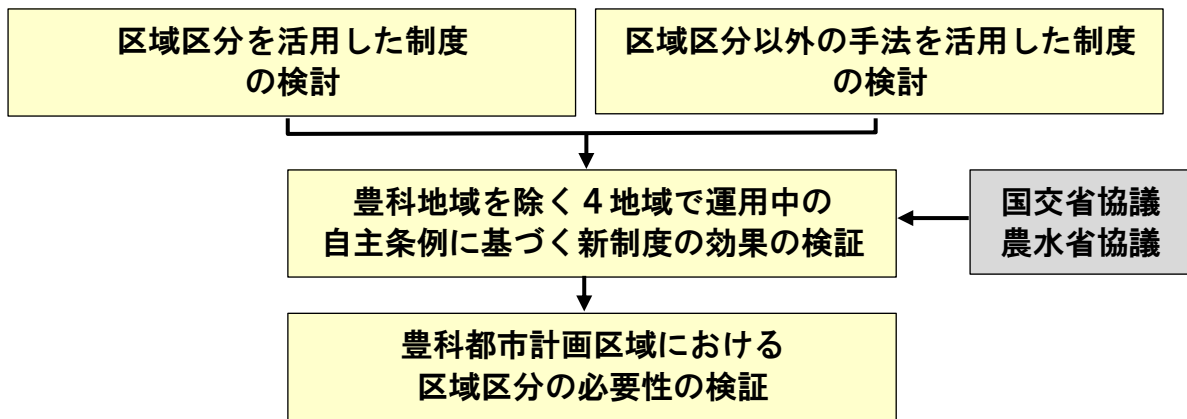
検討の第2段階：計画・条例の検討（平成20年度後半～平成22年度後半）



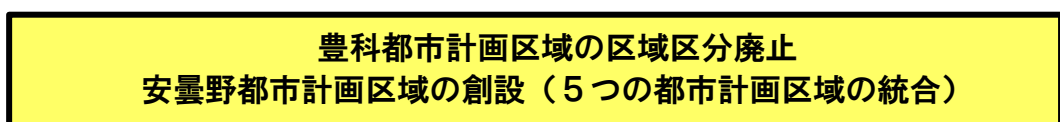
＜土地利用制度の運用開始＞（平成23年4月）



＜豊科地域における区域区分廃止の検討（県）＞



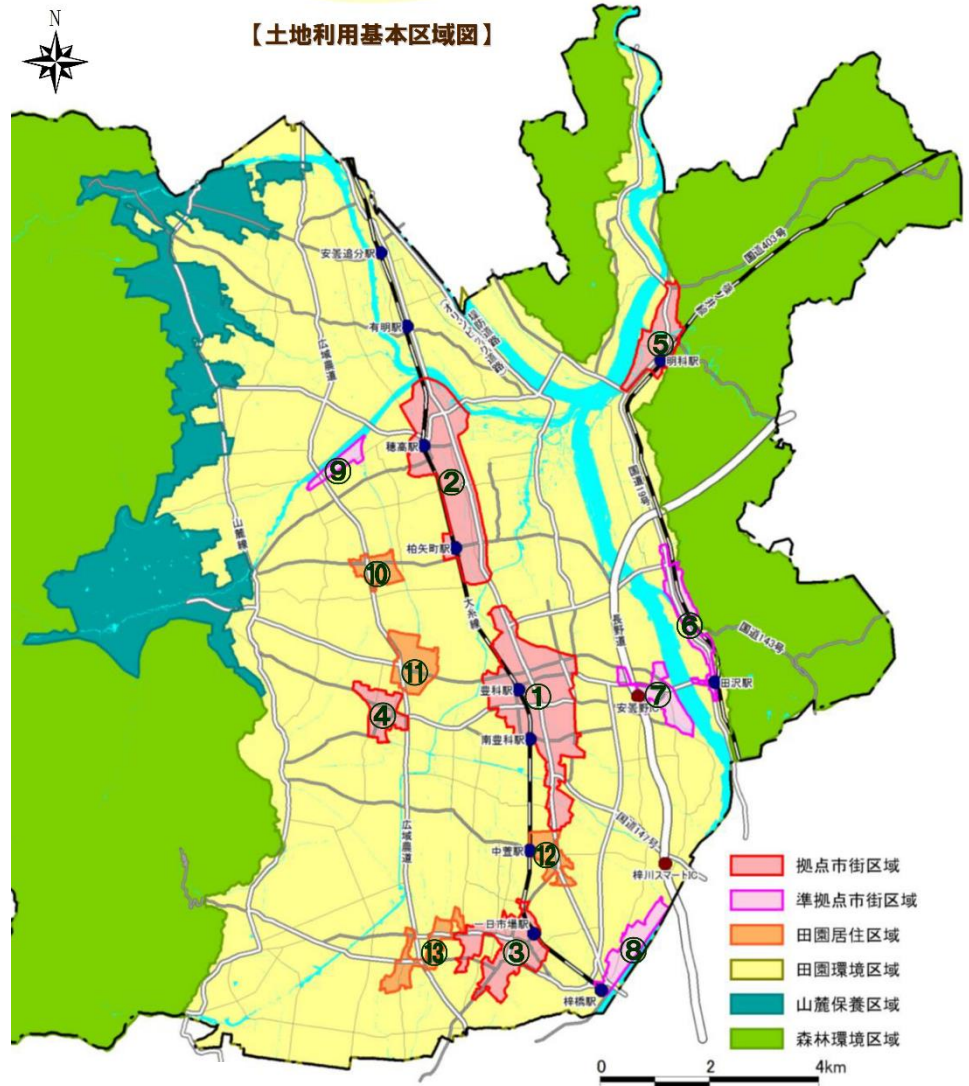
＜全市における土地利用制度の運用開始＞（平成24年12月）



土地利用制度により、安曇野市で開発事業を行う場合は一部例外を除き、事前の承認手続きが義務付けられている。開発事業は、6つの区域ごとに定められた開発事業の基準に整合従う必要があり、開発事業の基準に定めのない開発事業は、認定手続きが義務づけられている。これらにより、農地等への無秩序な市街地の拡大を抑制し、既存市街地・集落内での開発を促進している。

<p>まちづくりの 目標像</p>	<p>豊かな自然環境や景観、歴史・文化を守り、暮らしやすさと産業発展のバランスがとれた田園産業都市づくり</p>
<p>土地利用の 基本となる 3つの方針</p>	<p>① 良好な住環境の形成・育成 ② 商工業・観光の振興と育成 ③ 農地の保全・農業の育成</p>
<p>土地利用の 11の原則</p>	<p>原則1 多様な機能を有する農地、優良農地の保全 原則2 生産性に課題のある農地への開発の集約 原則3 農業・農地の保全支援の確保 原則4 既存市街・集落付近への新たな宅地の集約 原則5 計画的な宅地整備 原則6 大規模な開発の際の住民判断の余地 原則7 大規模工場の既存工業地周辺への集約または団地化 原則8 生活に身近な商業施設の立地の自由度の確保 原則9 高い建物、派手な色彩等、建物形態に対する制限 原則10 周辺環境との調和と緑化の推進 原則11 まちづくりへの住民の主体的な参加</p>
<p>手続きの流れ</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">条例手続の対象を確認</p> <p><手続き対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の新築・増築・改築・移転 ・ 建築物又は工作物の用途の変更 ・ 工作物の新設・増築・改築・移転 ・ 土地の区画形質の変更 <p><例外1：承認手続き不要（事前の届出が必要）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常災害の応急処置（工事着手後の届出可） ・ 用途地域・準用途地域内における基準に適合した小規模な建築等 <p><例外2：手続きが不要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存敷地内における小規模な建築等 <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">開発事業の基準との整合の確認</p> <p>以下6つの区域ごとに定められた開発事業の基準との整合を確認</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; background-color: #f8d7da;">拠点市街区域</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; background-color: #d1ecf1;">準拠点市街区域</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; background-color: #fff3cd;">田園居住区域</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; background-color: #fff3cd;">田園環境区域</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; background-color: #d1ecf1;">山麓保養区域</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; background-color: #d4edda;">森林環境区域</div> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>基準に定めのある開発事業</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">開発事業の承認手続</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">開発許可・建築確認申請</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">完了検査</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>基準に定めのない開発事業</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">特定開発事業の認定手続</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">← 開発事業の承認手続</p> </div> </div> </div>

土地利用基本区域



各区域の土地利用の
方針及び目指すべき
方向

拠点市街区域 各番号は前ページ図中の番号と対応

- ① 豊科拠点地区 ② 穂高拠点地区
- ③ 三郷拠点地区 ④ 堀金拠点地区
- ⑤ 明科拠点地区

住宅、店舗、事務所、工場、公共公益施設等、市街地形成に寄与する用途を優先的かつ計画的に誘導し、市の拠点としての都市機能の増進を図るため定める区域とします。

準拠点市街区域 各番号は前ページ図中の番号と対応

- ⑥ 田沢・光地区 ⑦ 安曇野 I.C.地区
- ⑧ たつみ原地区 ⑨ 穂高烏川地区

住宅、店舗、事務所、工場、公共公益施設等、市街地形成に寄与する用途を計画的に誘導し、拠点市街区域に準じて都市機能の増進を図るため定める区域とします。

田園居住区域 各番号は前ページ図中の番号と対応

- ⑩ 柏原地区 ⑪ 下堀地区
- ⑫ 中萱・上鳥羽・下鳥羽・真々部地区
- ⑬ 上長尾・下長尾・二木地区

駅等を中心とした田園内にある比較規模の大きな集落内に、住宅、店舗、公共公益施設等、居住地形成に必要な用途を集約することにより生活機能の増進を図るとともに、区域外の農地への無秩序な宅地の拡散を防止するため定める区域とします。

田園環境区域

田園内の集落における生活機能の維持を目的とした用途に限って立地を認め、田園環境に調和した集落コミュニティの形成及び継承を図るとともに、良好な農地を保全するため定める区域とします。

山麓保養区域

観光や保養機能の維持及び向上を目的とした用途に限って立地を認め、山麓の森林空間に親しめる環境形成を図るとともに、良好な自然環境を保全するため定める区域とします。

森林環境区域

居住を目的とした用途に限って立地を認め、山間地の居住空間の維持を図るとともに、良好な自然環境を保全するため定める区域とします。

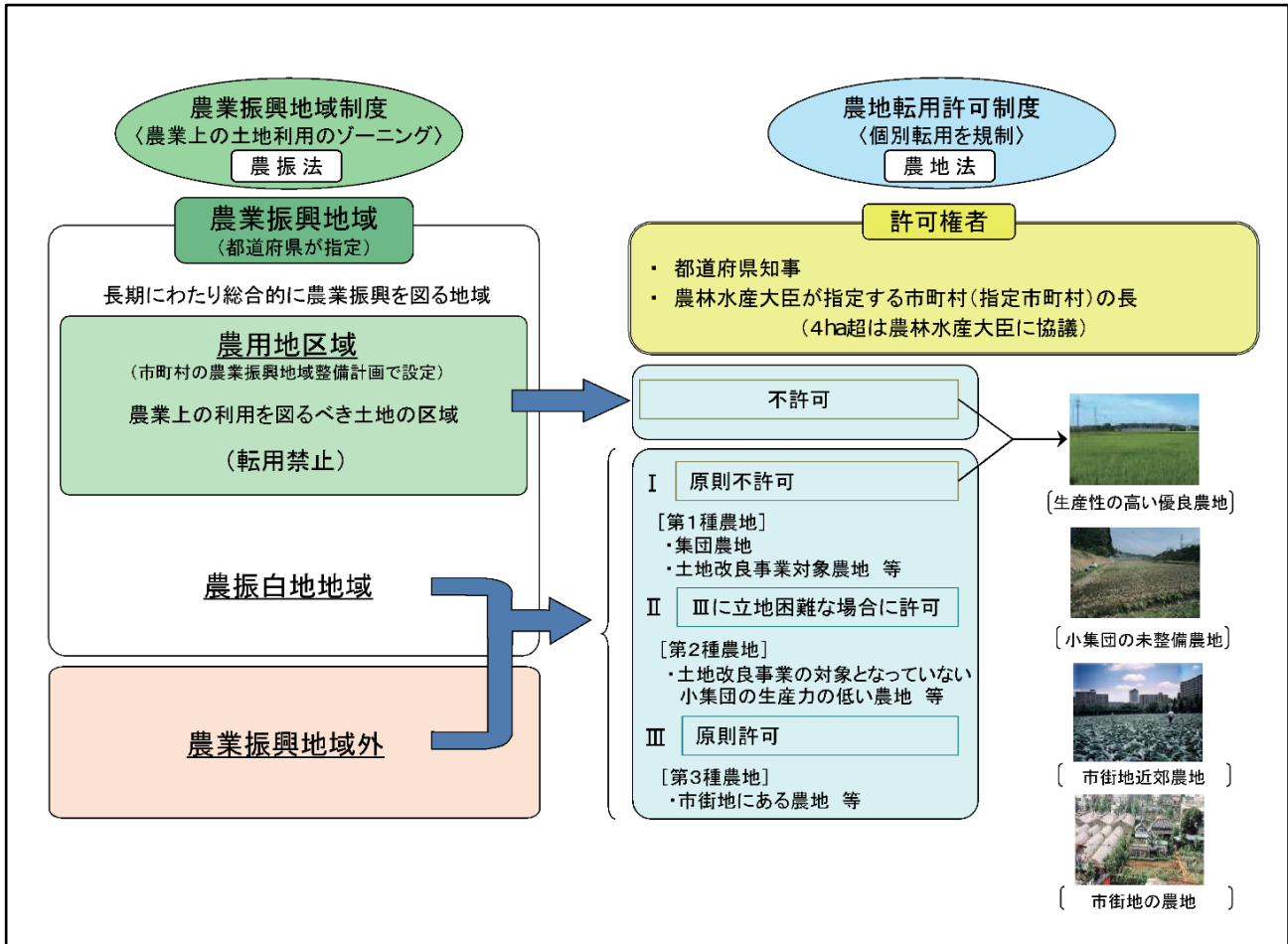
(6) 農業振興地域制度

農業振興地域制度は農業振興地域の整備に関する法律に基づく制度であり、農業振興地域の農用地区域に指定された土地は、農地の保全と有効利用を図るため、農地転用の制限、開発行為の制限等の措置がとられる。

農業振興地域（都道府県が指定）において、市町村が農業振興地域整備計画において設定した農用地区域内の土地は、農業上の利用を図るべき土地の区域であり農地転用は不許可とされ、生産性の高い優良農地を保全することとなっている。

安曇野市においても、土地利用制度に基づく田園環境区域のほとんどが農業振興地域の農用地区域に指定されており、農地転用は不許可とされている。

図表. 農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要



出典：農林水産省資料をもとに作成

(7) 地域公共交通網形成計画

地域公共交通網形成計画は、まちづくりと一体として地域全体の公共交通の在り方、住民・交通事業者・行政の役割を定めるものであり、本市では平成 30 年 6 月策定に向けた素案を作成している。

地域公共交通網形成計画は、まちづくりと一体として、地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通の在り方、住民・交通事業者・行政の役割を定めるものである。

現在、安曇野市では、平成 30 年 6 月策定に向けた素案を作成しており、この中で、地域公共交通網形成に関する方針として以下の 3 つを挙げている。

- 【地域公共交通網形成に関する方針】**
- ① 市民および来訪者に必要な移動の確保
 - ② 交通機関それぞれが役割を果たし移動を確保
 - ③ 持続可能な公共交通体系を構築するため、行政の支出を抑える

図表. 地域公共交通網形成計画の記載事項の概要

記載事項	概要
①基本的な方針	計画が目指すべき将来像と、その中で公共交通が目指すべき役割を明確化し、取組の方向性を定めます。また、まちづくり、観光振興等の様々な分野との連携を整理します。
②計画の区域	当該地域の交通圏の範囲を基に計画の区域を設定します。
③計画の目標	①の基本的な方針に即して目標を設定します。
④事業・実施主体	目標達成のために提供されるべき公共交通サービスの全体像・具体的なサービス水準を定めます。併せて、その実現に必要な事業・実施主体を整理します。
⑤計画の達成状況の評価	達成状況の評価計画と評価を踏まえた見直し方針を立てます。
⑥計画期間	原則 5 年程度ですが、地域の実情に合わせて設定しましょう。
⑦その他	その他、基本方針に基づき記載すべき事項があれば記載してください。

対象区域における幹線・支線・交通結節点を位置づけるなど、ネットワークの形成イメージを具体的に記載します。

※具体的な運行事業者やダイヤなどの運行計画の記載までは求められていません。

出典：地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引き(第3版)(H28.3)

3. 安曇野市の現況・課題

<現況・課題>

・大型小売店は、2000年以降は拠点市街区域で増加しているが、旧来の中心市街地の商店街は衰退している。さらに、今後、人口減少の進展が予測され、商圏人口の減少による商業施設等の都市機能の縮小が懸念される。

⇒拠点市街区域の都市機能強化による、人口減少に対応した拠点の確保。

・土地利用制度により、建築行為が拠点・準拠点・田園居住区域にシフトしつつあるものの、田園環境区域での建築行為も多い。

⇒拠点・準拠点・田園居住区域に必要な都市機能の配置および居住の誘導による、土地利用制度の補完。

・市民の約4割が、松本市等の他市へ通勤している。市内の鉄道は松本市へ連絡しているが、利用は少ない。

⇒松本市への通勤圏内としての魅力の向上による、子育て世代の流入促進。

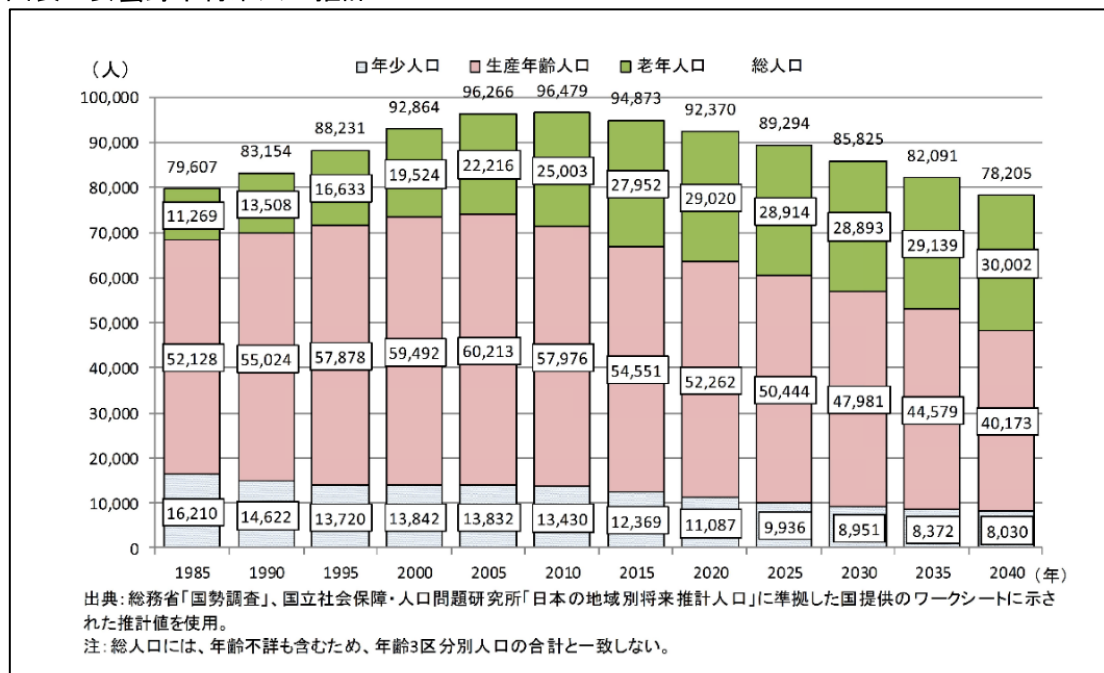
⇒公共交通の利用促進による、渋滞緩和および公共交通の維持。

(1) 人口・居住者特性

① 人口

安曇野市人口ビジョンによると、市の総人口は2010年の96,479人をピークに2040年には78,205人まで減少することが示されている。一方で、老年人口は増加を続けることが示されている。

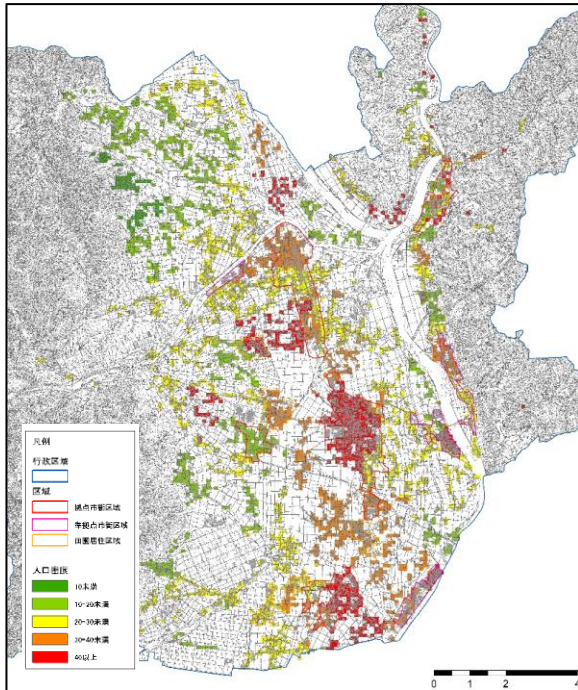
図表. 安曇野市将来人口推計



出典：安曇野市人口ビジョン

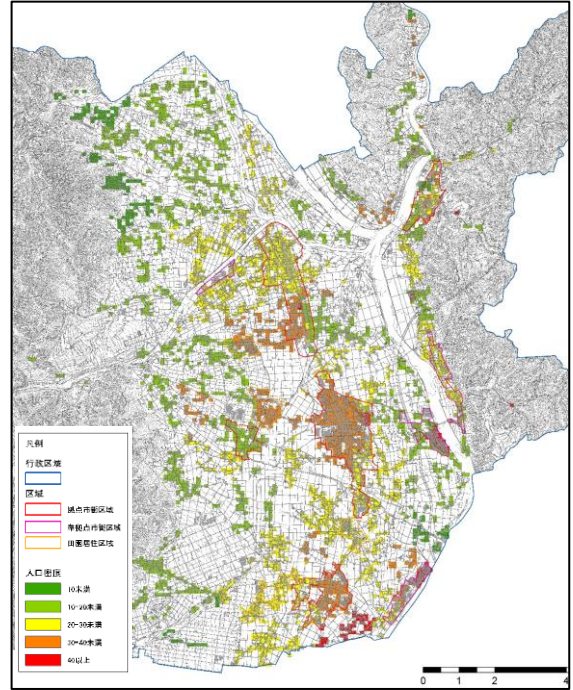
人口密度を見ると、2010年には拠点市街区域を中心に40人/ha以上の区域が多数存在する。なお、市街化区域の目安となる人口は40人/haとされているが、2040年にはほとんどの区域が40人/ha未満となる。

図表. 2010年人口密度



出典：国勢調査（H22）を基に作成

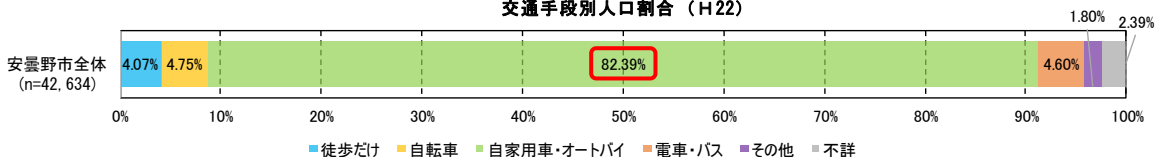
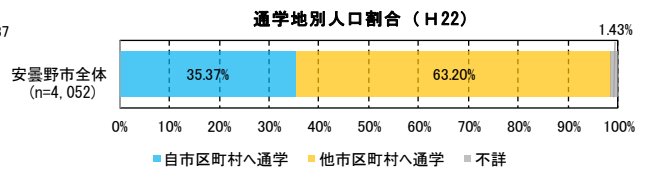
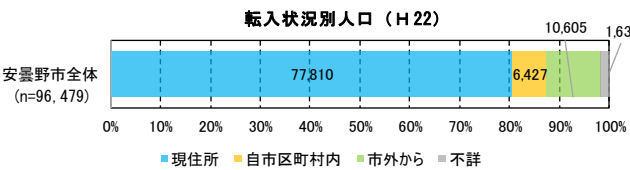
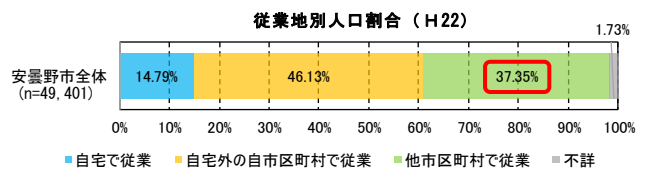
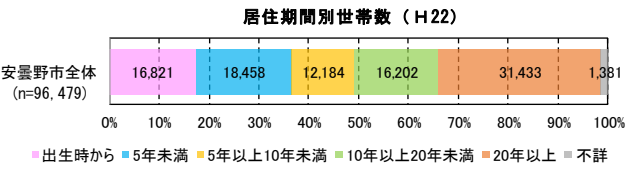
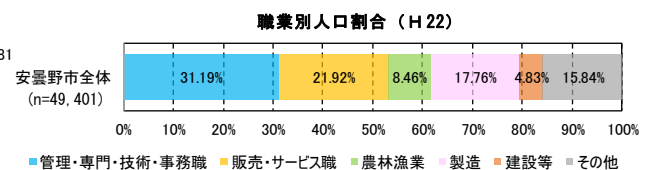
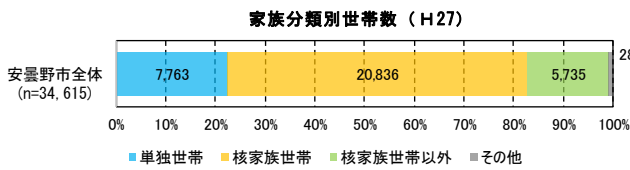
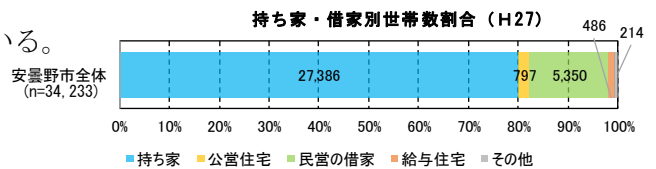
図表. 2040年人口密度



出典：国勢調査（H22）を基に将来人口を推計し作成

② 居住者特性

市民の約4割が、松本市等の他市へ通勤している。
 通勤通学の交通手段は、約8割以上が自家用車等であり、電車・バスの利用は少ない。



出典：国勢調査（H22、H27）

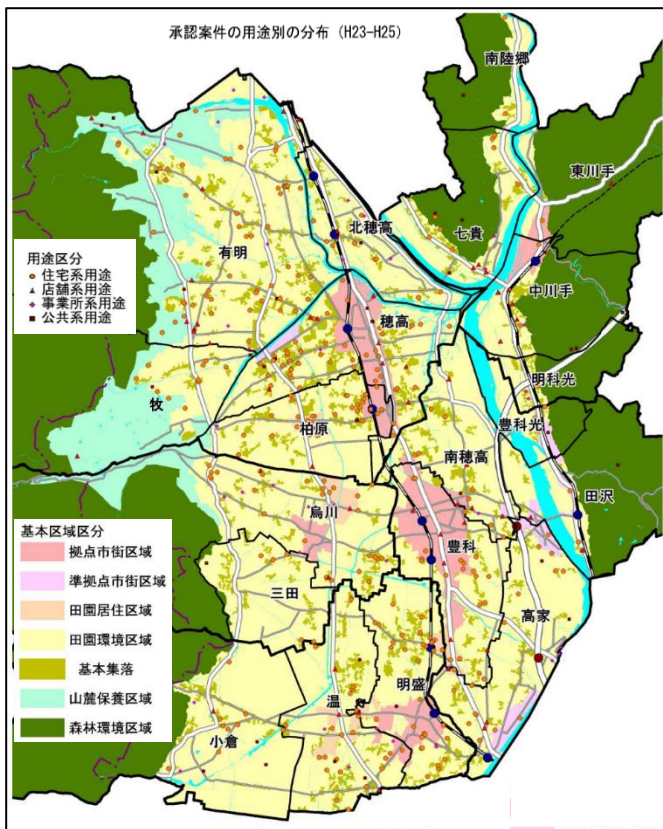
(2) 土地利用

開発事業の承認件数を見ると、田園環境区域において開発件数が多いものの、立地場所は基本集落隣接地がほとんどであり、土地利用制度による一定の歯止めが確認できる。

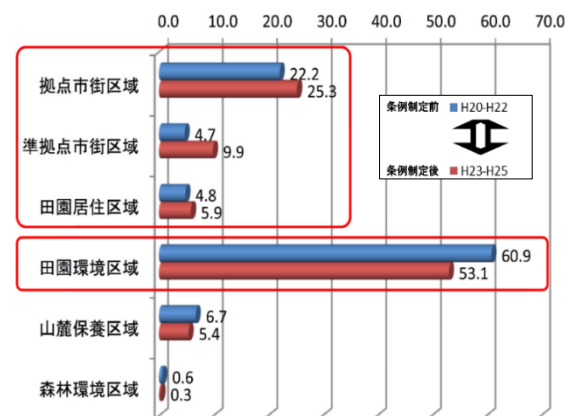
また、市全体の建築確認申請案件数（新築）の区域別の件数比率を見ると、土地利用条例制定前後で、田園環境区域の建築件数比率が減少し、拠点市街区域・準拠点市街区域・田園居住区域で増加している。

つまり、土地利用制度により、建築行為が集約すべき区域へとシフトしていることが確認できる。

図表. 土地利用制度における承認案件の分布 (H23~H25)



図表. 建築確認申請案件数（新築のみ）



出典：安曇野市土地利用制度の運用状況と効果の検証 (H25)

(3) 都市機能

① 医療施設

安曇野市の医療施設は、一般診療所が70件、うち内科が49件立地している。

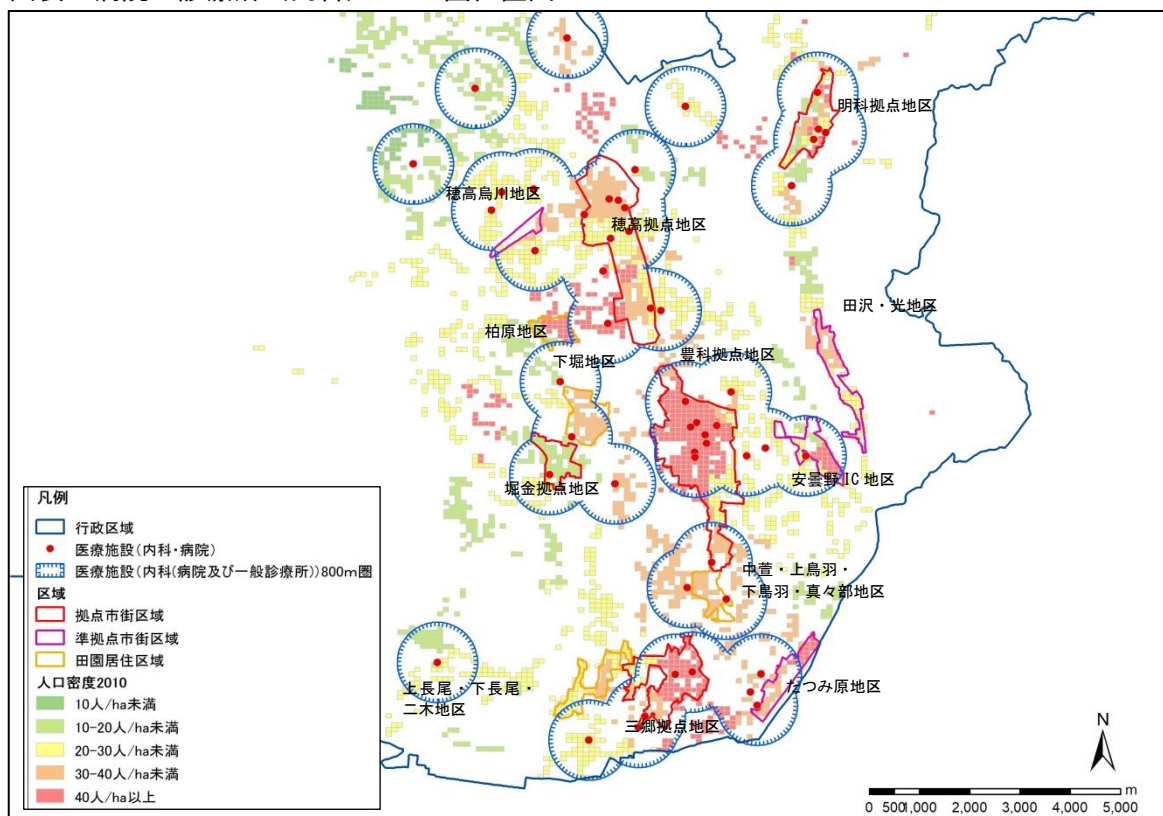
これに対し、全国的な10万人あたり診療所数を基に安曇野市の人口96,479人（H22国勢調査）を当てはめると、一般診療所数は76件、内科は49件であるため、安曇野市は全国平均と比較し同程度の内科の診療所がある状況であると言える。

更に、安曇野市の2040年将来人口（社人研推計値）78,205人を当てはめると、一般診療所は62件、うち、内科は39件となるため、今後診療所の数が減少することが懸念される。

	一般診療所数	うち、内科
現状の診療所数	70件	49件
全国平均から推計した 人口96,479人の場合の診療所数	76件	49件
全国平均から推計した 人口78,205人の場合の診療所数	62件	39件

病院と一般診療所（内科を有するもの）を合算すると、その徒歩圏（800m圏）人口カバー率（各地区内の人口に対する病院および一般診療所（内科）徒歩圏内の人口割合）は田沢・光地区、たつみ原地区、上長尾・下長尾・二木地区を除き高い。

図表. 病院・診療所（内科）800m圏位置図

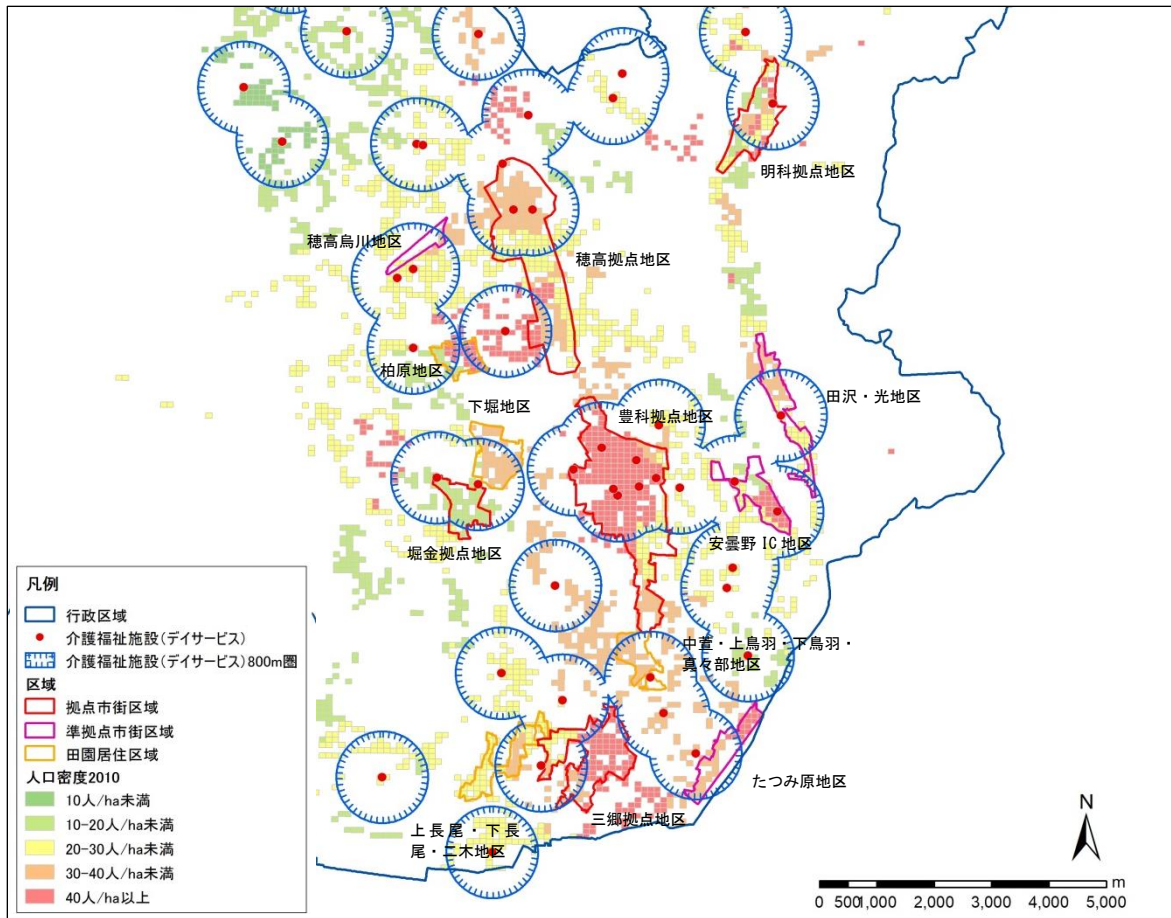


出典：安曇野市医療と介護の連携マップ（H29）
※診療所は診療科目中に「内科」を有するもの

② 介護福祉施設

デイサービス施設の徒歩圏（800m）人口カバー率は、穂高拠点地区、三郷拠点地区、たつみ原地区で人口密度が比較的高いエリアにおいても徒歩圏外となっているエリアが存在する。

図表. デイサービス施設 800m圏位置図

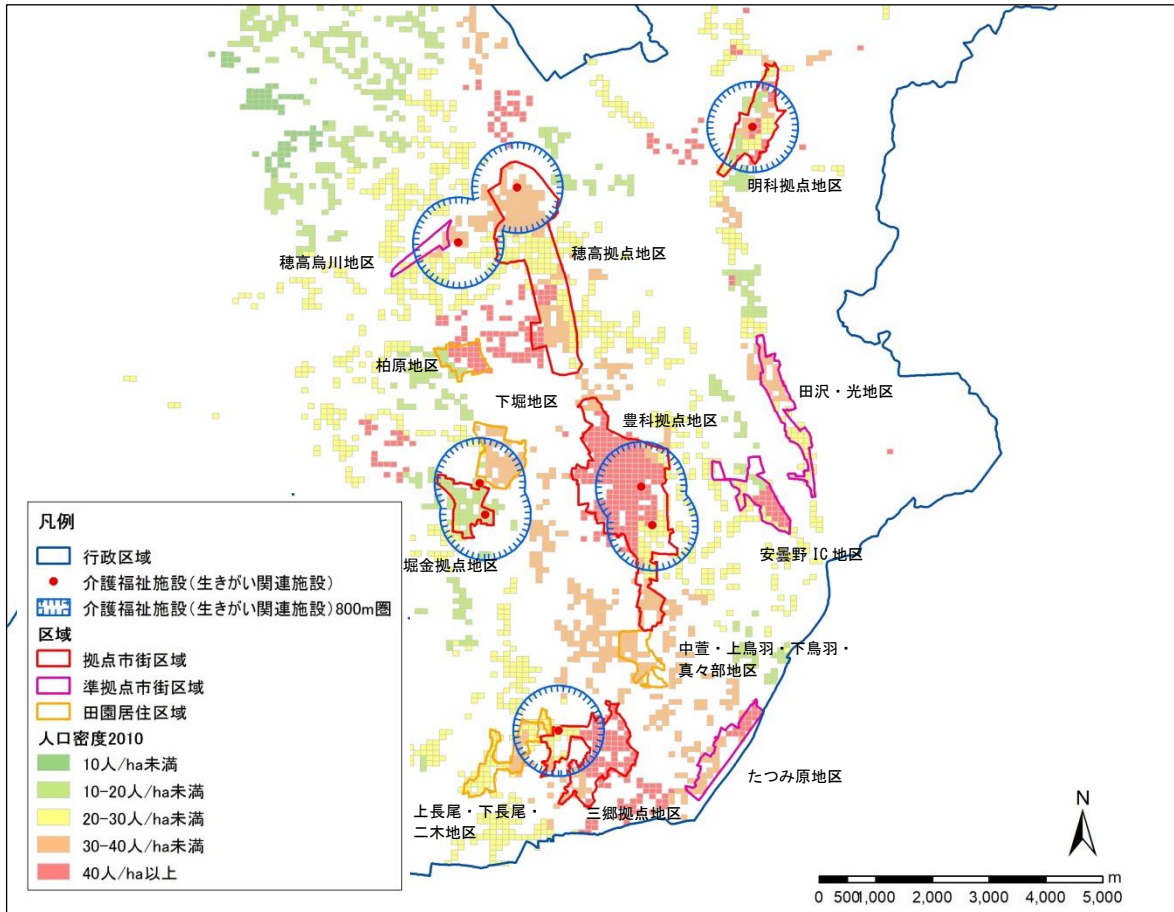


出典：安曇野市立地適正化計画予備調査（H27）

安曇野市老人福祉計画及び第6期介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）において目標に掲げられる「生きがいがづくりと社会参加の推進」に関連し、サークル活動等に参加可能な場所である「老人福祉センター」及び「公民館」を「生きがい関連施設」として徒歩圏（800m）人口カバー率を確認した。

堀金拠点地区、明科拠点地区、下堀地区を除くほとんどの地区は人口カバー率（各地区内の人口に対する生きがい関連施設徒歩圏内の人口割合）が0～4割と低い。

図表. 生きがい関連施設（老人福祉センタ・公民館）800m圏位置図



出典：安曇野市立地適正化計画予備調査（H27）

③ 商業施設

市内に各種食料品小売業は 26 件、スーパーマーケットは 14 件が立地している。

これに対し、長野県内の 1 人あたり各種食料品小売業数、スーパーマーケット数を基に安曇野市の人口 96,479 人 (H22 国勢調査) を当てはめると、各種食料品小売業は 23 件、スーパーマーケットは 13 件であるため、安曇野市は長野県平均と比較し若干人口当たりの商業施設の数が多い状況であると言える。

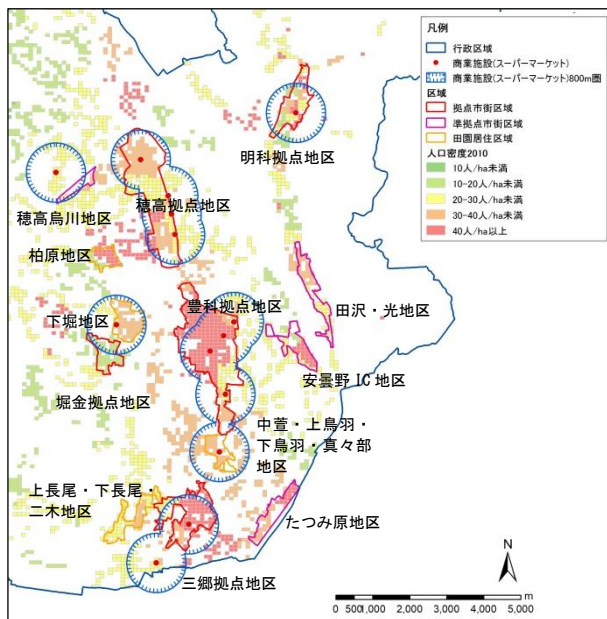
更に、安曇野市の 2040 年将来人口 (社人研推計値) を当てはめると、各種食料品小売業は 19 件、スーパーマーケットは 11 件となるため、今後それぞれの店舗数が減少することが懸念される。

	各種食料品 小売業店舗数	スーパーマーケット 店舗数
現状の店舗数	26 件	14 件
全国平均から推計した 人口 96,479 人の場合の店舗数	23 件	13 件
全国平均から推計した 人口 78,205 人の場合の店舗数	19 件	11 件

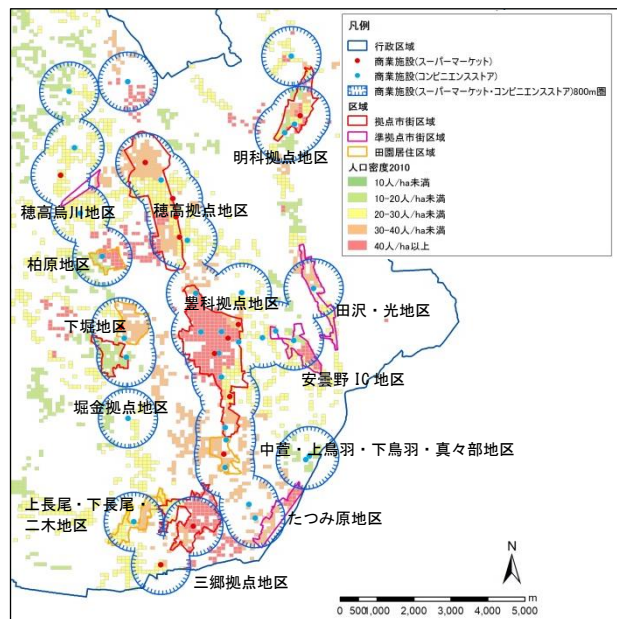
スーパーマーケットの徒歩圏 (800m) を見ると、準拠点市街区域のほとんどが徒歩圏に含まれていないほか、田園居住区域の半数が徒歩圏に全く含まれていない。

スーパーマーケットとコンビニエンスストアを合計した徒歩圏 (800m) を見ると、拠点市街区域及び田園居住区域のほとんどが徒歩圏に含まれる。一方で、準拠点市街区域は、つつみはら地区や安曇野 I.C. 地区で、人口密度が高いにもかかわらず徒歩圏に含まれないエリアがある。

図表. スーパーマーケット 800m圏位置図



図表. スーパー及びコンビニ 800m圏位置図



出典：安曇野市立地適正化計画予備調査 (H27)

④ 金融機関施設

安曇野市の金融機関施設の数、現状で29件（郵便局を除く）が立地している。

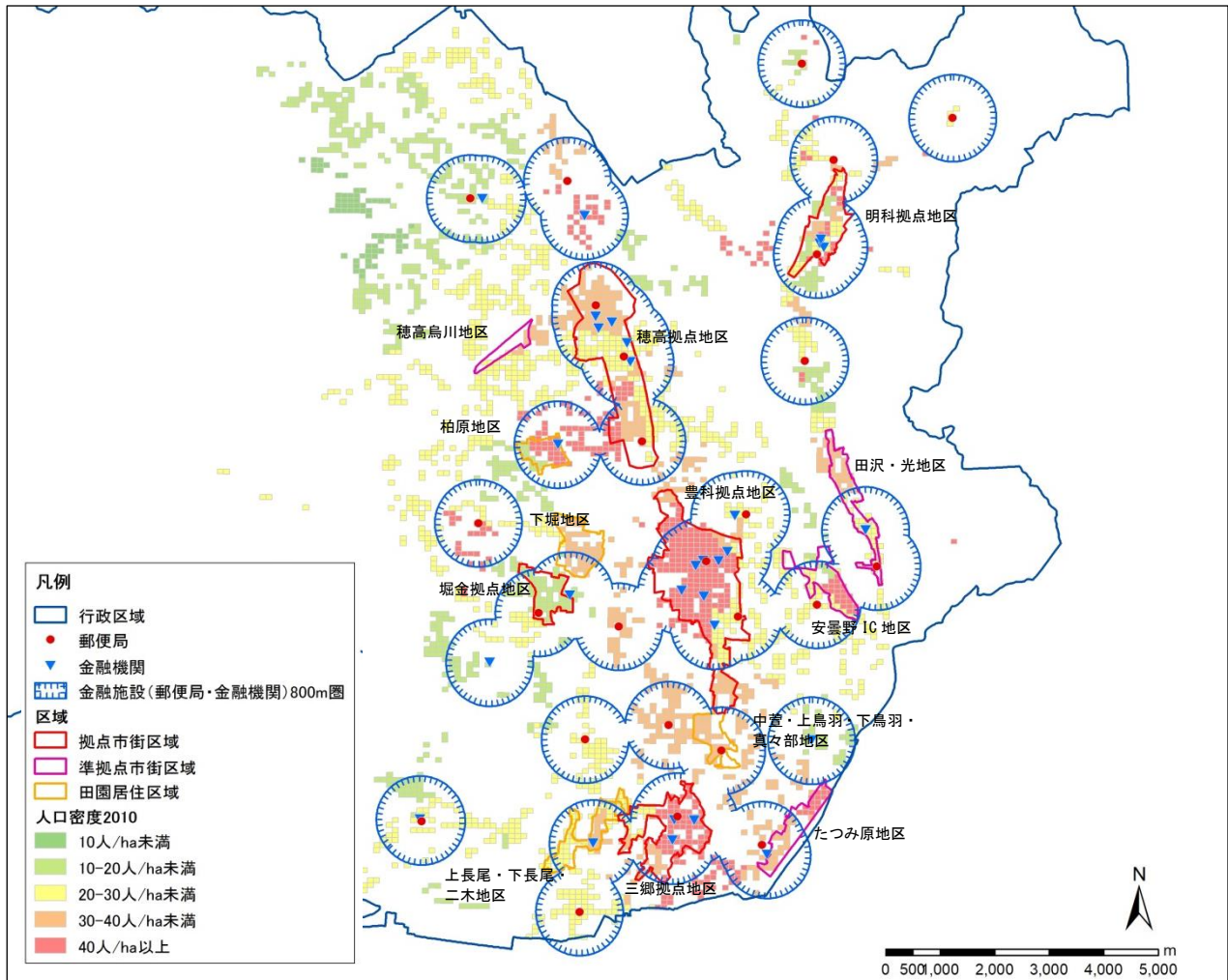
これに対し、長野県平均の人口1人あたり金融機関施設数を基に安曇野市の人口96,479人（H22国勢調査）を当てはめると24件であるため、安曇野市は長野県平均と比較し金融機関施設の数が多い状況であると言える。

現状の金融機関（郵便局を除く）数	29件
長野県平均から推計した人口96,479人の場合の金融機関数	24件

金融機関施設（郵便局・金融機関）の徒歩圏（800m圏）を見ると、拠点市街区域のほとんどが徒歩圏に含まれる。準拠点市街区域、田園居住区域においては、特に田沢・光地区、たつみ原地区、穂高烏川地区、下堀地区において徒歩圏外となるエリアがあり、人口密度が高いにも関わらず、金融機関の徒歩圏外となっているエリアが存在する。

なお、ATMの利用はコンビニエンスストアでも可能なことを考慮すると、拠点市街区域、準市街区域、田園居住区域のほとんどで徒歩圏内にATMが設置されていることになる。

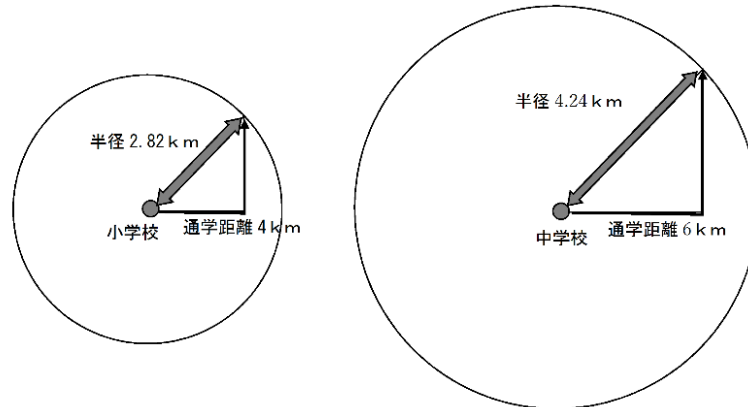
図表. 金融機関施設（郵便局・金融機関）800m圏位置図



出典：安曇野市立地適正化計画予備調査（H27）

⑤ 義務教育施設

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令から、小学校の通学距離は概ね4km、中学校の通学距離は概ね6km以内とされている。この基準に合致する範囲に市街地が含まれるか否かを確認するため、小学校から半径2.82km、中学校から半径4.24kmの圏内を通学圏と設定し、通学圏の配置状況を確認した。

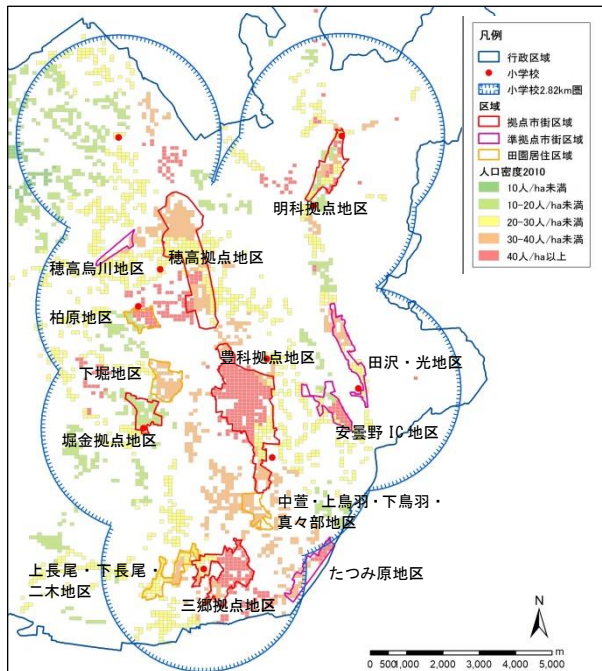


●小学校

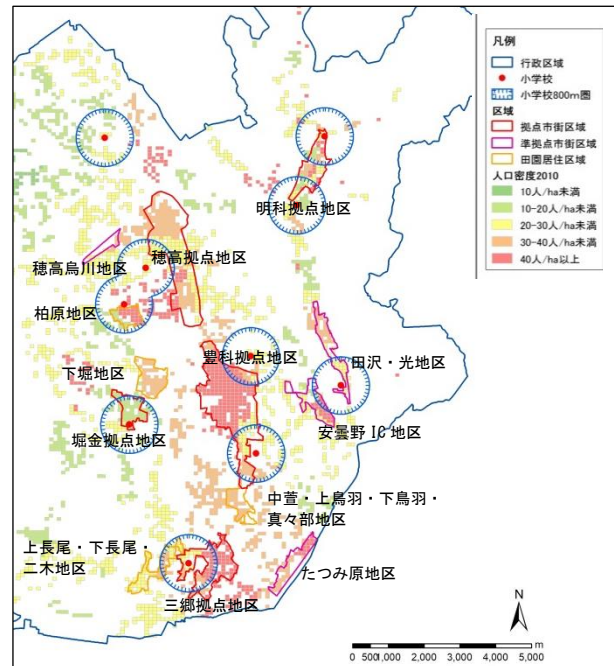
小学校の通学圏（2.82km圏）を見ると、準拠点市街区域であるつつみ原地区において、通学圏から外れるためスクールバスの運行等が必要とされる状況である。

小学校の徒歩圏（800m）を見ると、堀金拠点地区、柏原地区を除きほとんどのエリアが徒歩圏外となっている。

図表. 小学校通学圏（2.82km）位置図



図表. 小学校徒歩圏（800m）位置図



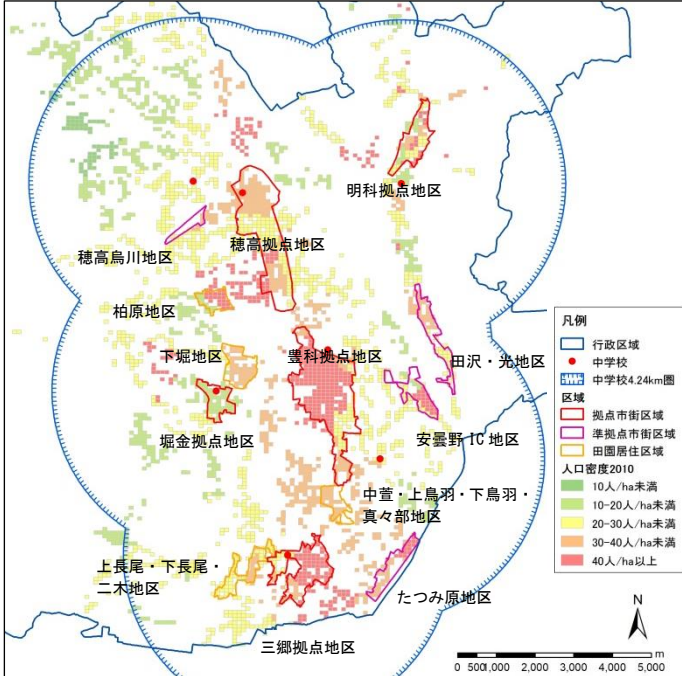
出典：安曇野市立地適正化計画予備調査（H27）

●中学校

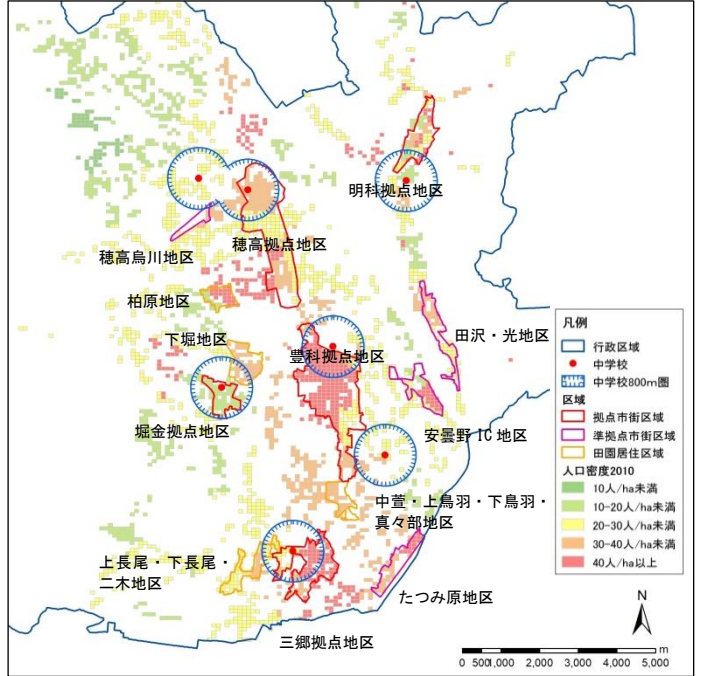
中学校の通学圏（4.24km圏）の配置状況を見ると、全ての地区が通学圏に含まれている。

中学校の徒歩圏（800m）を見ると、堀金拠点地区を除く地区のほとんどが徒歩圏外となっている。

図表. 中学校通学圏（4.24km）位置図



図表. 中学校徒歩圏（800m）位置図

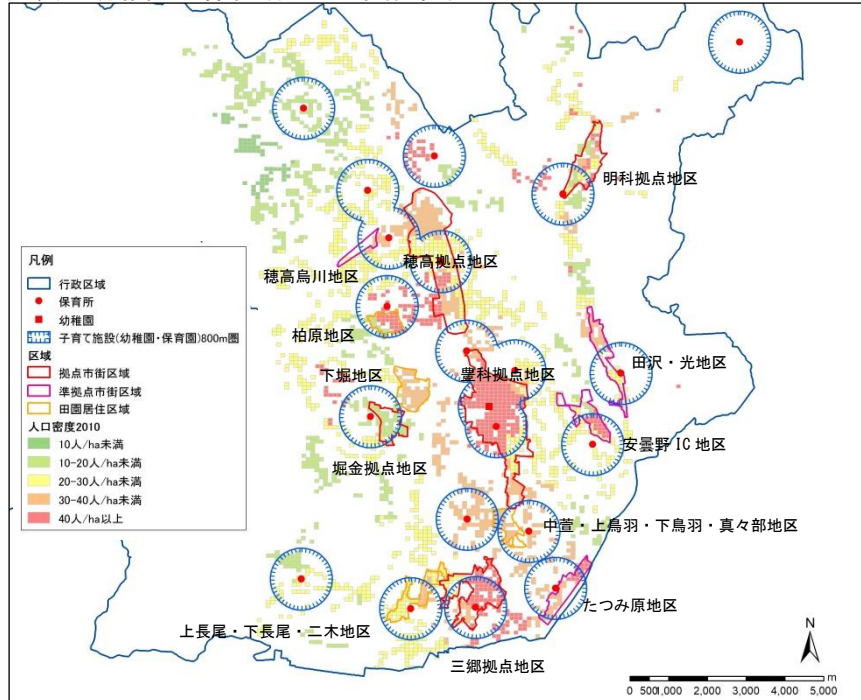


出典：安曇野市立地適正化計画予備調査（H27）

⑥ 子育て施設（幼稚園・保育所・こども園）

幼稚園・保育所の徒歩圏（800m圏）人口カバー率は、穂高拠点地区、明科拠点地区、田沢・光地区、穂高烏川地区、下堀地区で低く、特に下堀地区では徒歩圏内に含まれるエリアが全くない状況である。

図表. 幼稚園・保育所 800m圏位置図



出典：安曇野市立地適正化計画予備調査（H27）

⑦ 公共交通

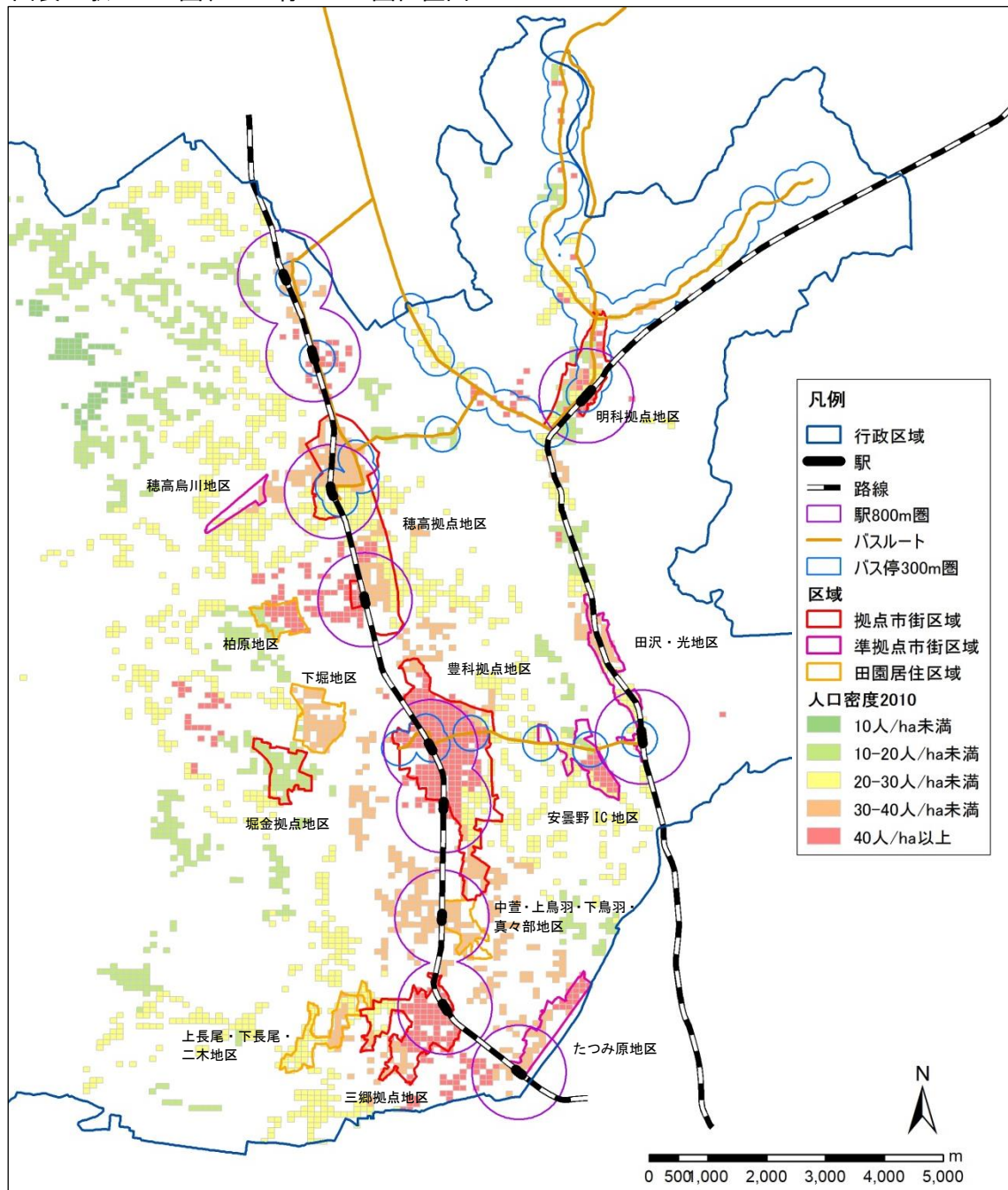
● 定時定路線の公共交通

拠点市街区域、準拠点市街区域のうち、堀金拠点地区のみ定時定路線の公共交通が存在しない。田園居住区域も含めると、柏原地区、下堀地区、上長尾・下長尾・二木地区が、定時定路線の公共交通が存在しない。

たつみ原地区及び安曇野 IC 地区、柏原地区は、人口密度が 40 人/ha 以上と高いものの定時定路線の公共交通の空白地域（駅 800m、バス停 300m 圏外）が存在する。

なお、定時定路線の公共交通の駅 800m、バス停 300m の徒歩圏人口カバー率（駅 800m、バス停 300m 圏内の人口が総人口に占める割合）は、35.4%である。

図表. 駅 800m 圏、バス停 300m 圏位置図



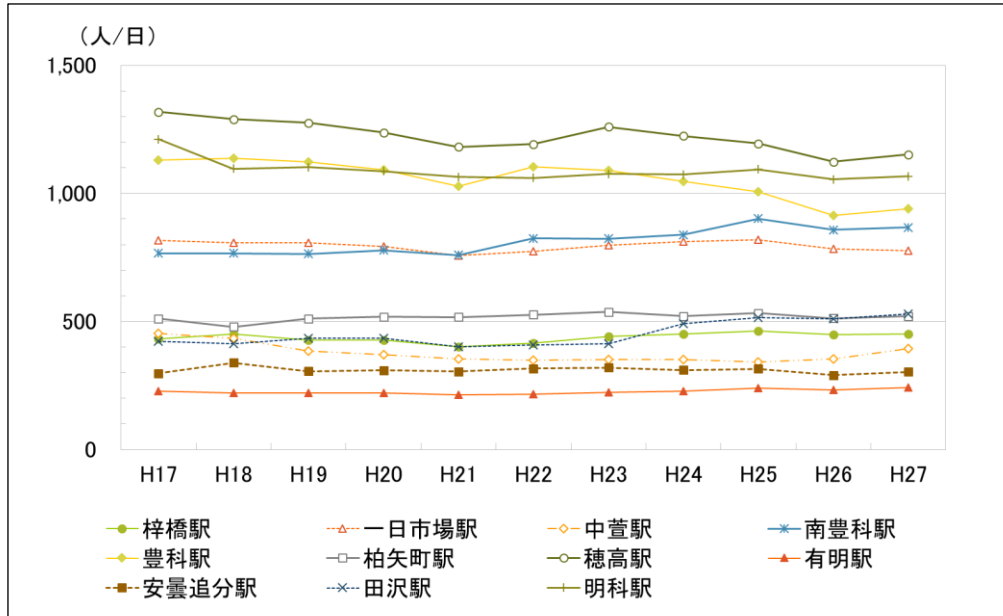
出典：安曇野市立地適正化計画予備調査（H27）

●ピーク時3本/時以上の公共交通

定時定路線の公共交通のうち、基幹的な公共交通といえるピーク時3本/時以上の公共交通は、JR大糸線、篠ノ井線の市内11駅のうち、安曇追分駅を除く10駅が該当する。

なお、JRの平成17年から27年までの乗車人員の変化を見ると、田沢、南豊科の伸び率が高く、豊科や穂高、明科などの比較的乗車人員の多い駅は減少が大きくなっている。

図表. JRの乗車人員の推移

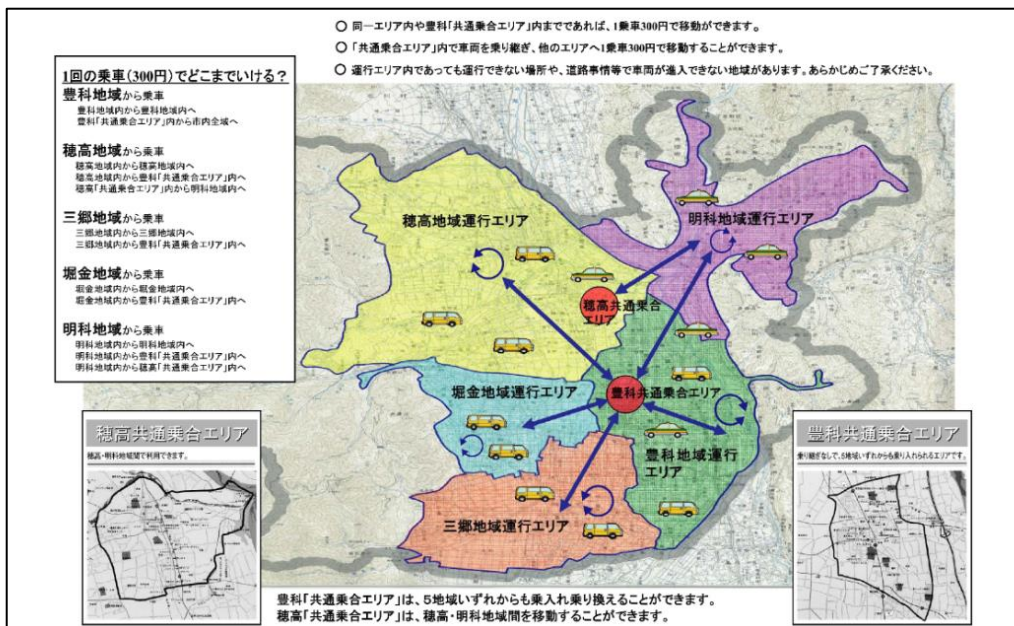


出典：安曇野市の統計

●デマンド方式の公共交通

デマンド方式の公共交通は、山間地域を除く市内全域を概ね網羅している。運行は、同一エリア内の移動または、各エリアから豊科共通乗合エリアへの移動が可能となっている。

図表. 安曇野市デマンド交通運行エリア



出典：安曇野市デマンド交通運行エリアマップ

●パークアンドライド駐車場

本市においては、公共交通の利用促進のため、安曇野 I C 東駐車場を高速バスとの乗り換えのためのパークアンドライド駐車場として位置づけている。



このほか、市内 11 駅周辺 300m 圏内には、以下の駐車場が立地しており、J R との乗り換えに活用されている。

路線	駅名	駐車場箇所数 (箇所)	駐車場台数 (台)
大系線	梓橋	3	66
	一日市場	2	50
	中萱	2	18
	南豊科	1	14
	豊科	36	627
	柏矢町	1	23
	穂高	14	295
	有明	2	46
	安曇追分	2	36
篠ノ井線	田沢	4	48
	明科	13	150

出典：安曇野市立地適正化計画予備調査（H27）

●安曇野市における公共交通の課題

安曇野市地域公共交通網形成計画（素案）において、以下の課題が挙げられている。

○鉄道駅までの二次交通が一部で整備されていない



○デマンド交通利用者が減少傾向にある



○デマンド交通にかかる市費負担が増加傾向にある



○市民の鉄道利用は、主に市外への移動に使われている（市内の移動には使われていない）



○市民の移動は自動車が多くなっている



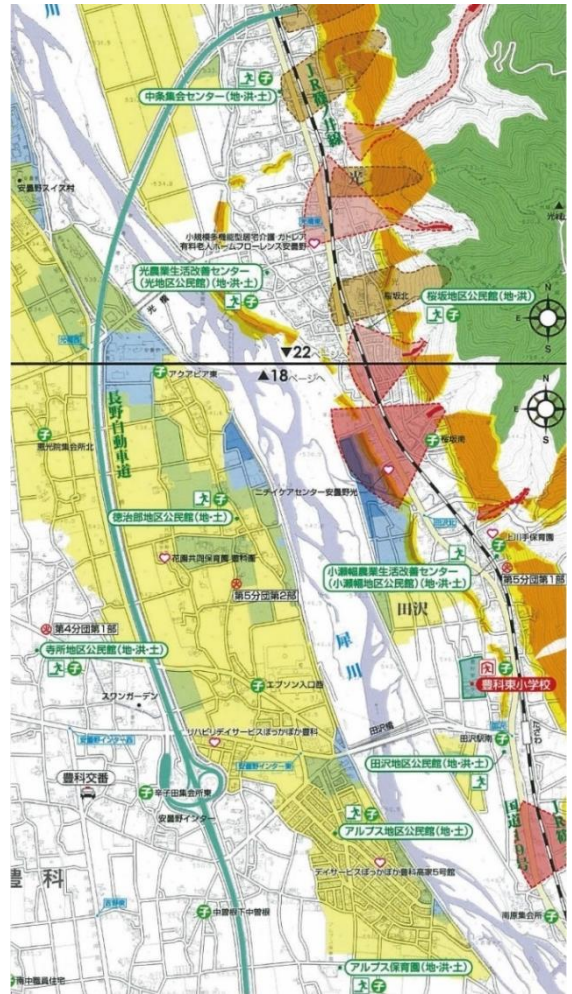
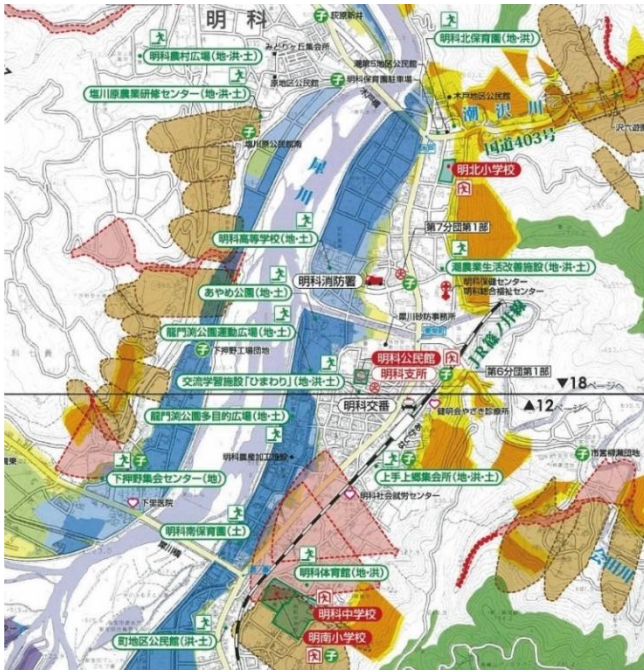
出典：安曇野市地域公共交通網形成計画（素案）

(4) 災害

① 浸水・土砂災害

明科拠点地区において、浸水想定区域（2.0m～5.0m未満）および土砂災害警戒区域が存在する。
安曇野 IC 周辺地区においても浸水想定区域（1.0m～2.0m未満）が、田沢・光地区においても土砂災害警戒区域が存在する。

図表. 浸水・土砂災害の想定区域



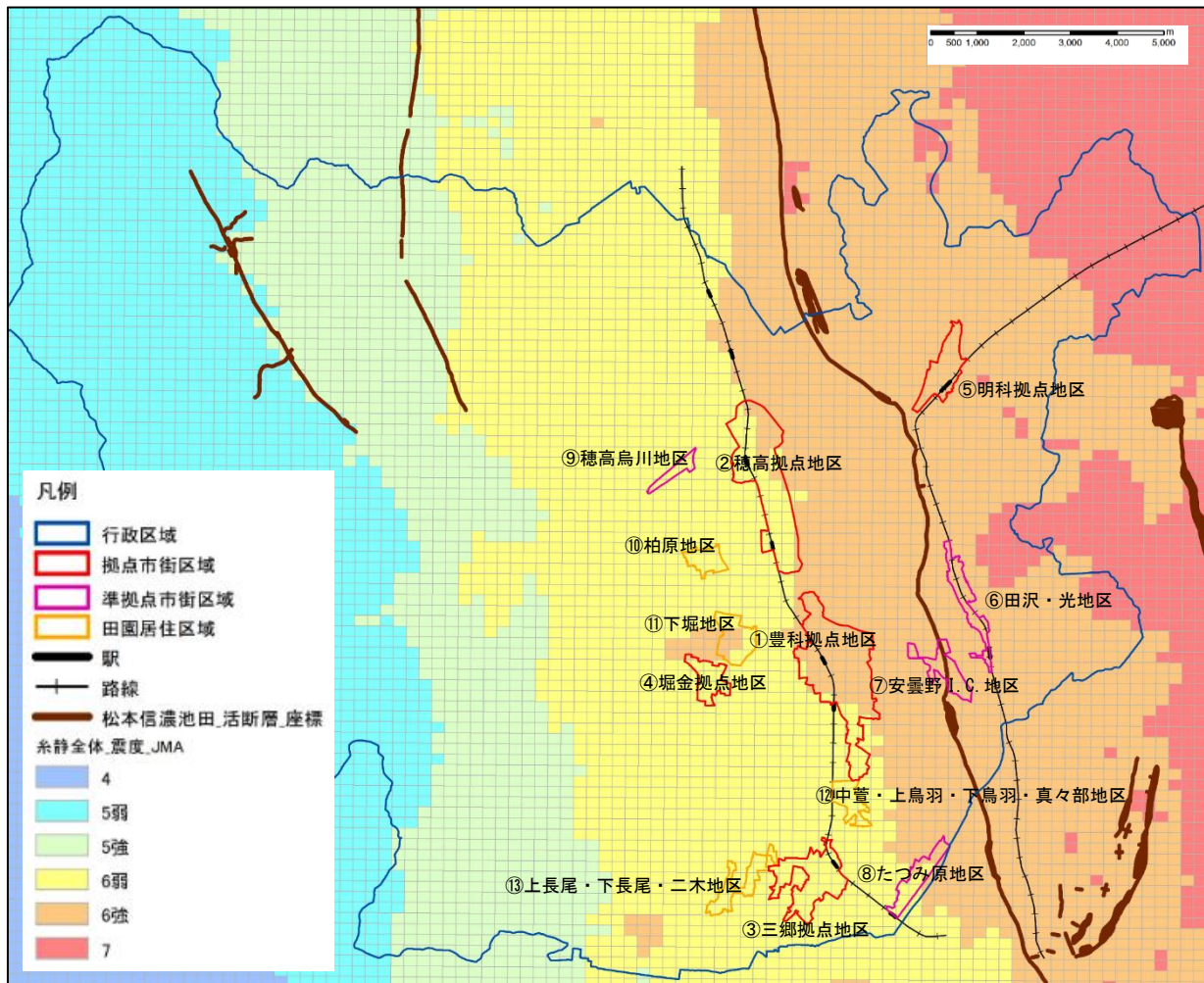
出典：安曇野市防災マップ

② 地震災害

安曇野市防災マップによると、糸魚川-静岡構造線断層帯（全体）を震源とする地震（想定マグニチュード8.5）が発生した場合、震度4から7の揺れが想定されている。なお、拠点市街区域・準拠点市街区域・田園居住区域においては、震度7となる区域はなく、最大震度は6強と想定されている。

また、活断層の状況を見ると、糸魚川-静岡構造線断層帯の一部が安曇野 I.C. 地区を縦断している。

図表. 想定震度分布



出典：安曇野市防災マップ

4. 各地区の現況・課題

(1) 豊科拠点地区

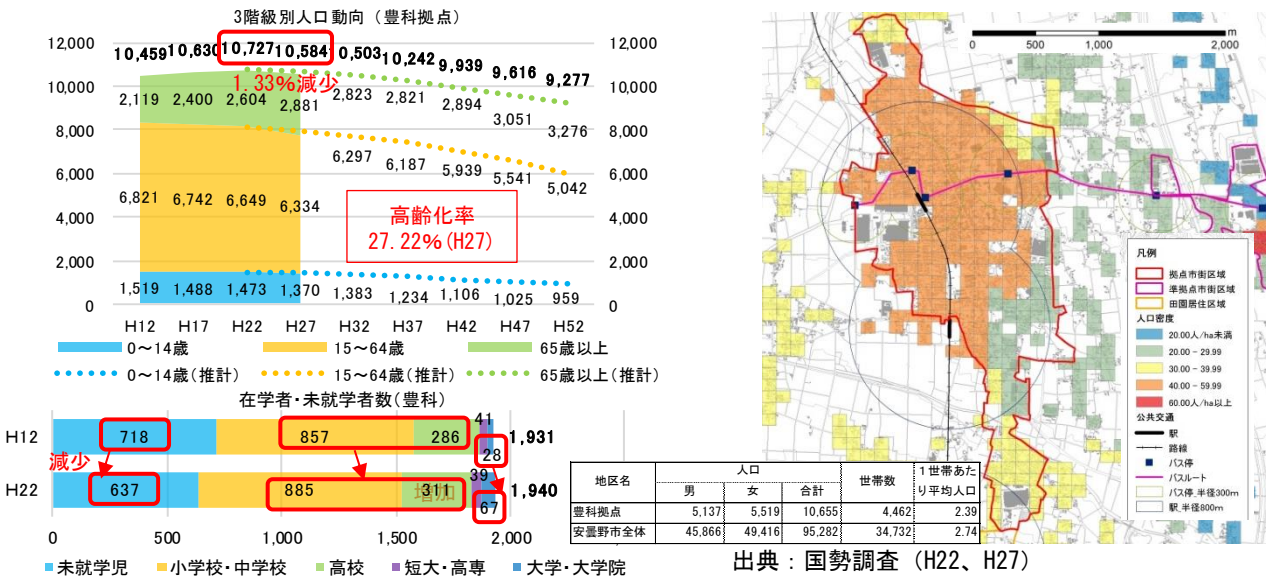
<現況・課題>

- ・本地区は安曇野市の中心であり、人口密度が比較的高く大型店や各種施設、公共交通が充足している。一方で、国道147号沿道では空き店舗が目立つ。
- ・今後、人口減少及び高齢者の増加が予想されるが、引き続き市の中心として、市民全体の生活利便性の確保や高齢者支援の中核となる高度な都市機能の確保が必要である。

<人口>

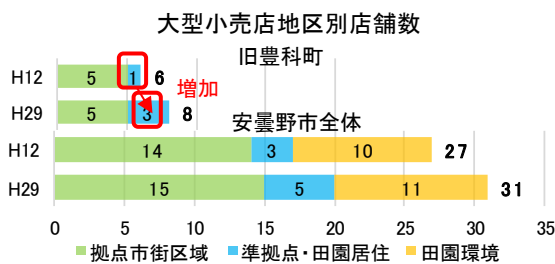
● 人口密度は比較的高いが、総人口は微減。今後も人口減少が続く。

- ・人口密度は40人/ha以上と比較的高い。
- ・H22→H27で人口は約1%減少している。
- ・高齢化率は約27%（H27）で市平均（約30%）より若干低い。
- ・H12→H22で未就学児が減少し、小中学校生、高校と大学の在学者数が増加している。



<施設立地・公共交通>

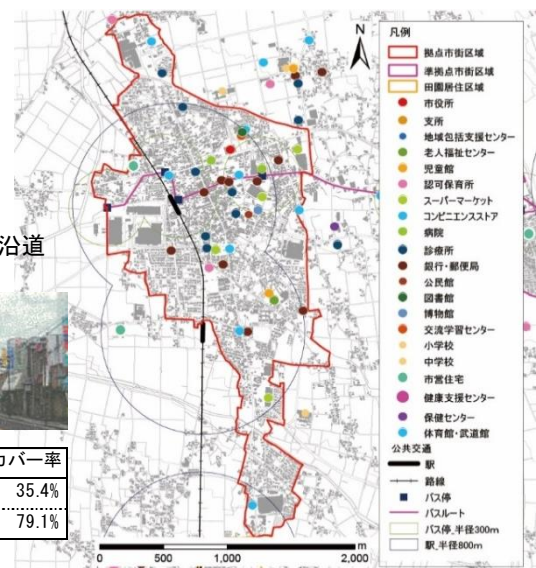
- ・公共交通人口カバー率は約8割と高い。
- ・店舗の立地は国道147号沿道に空き店舗が目立つ一方、大型店舗も地区内に多数立地している。近年は豊科拠点地区外の安曇野 I.C. 周辺にも大型店舗が立地している。
- ・旧豊科町の大型小売店は、H12→H29では田園環境区域で増加している。



国道147号沿道の空き店舗



公共交通人口カバー率	市全体	豊科
市全体	35.4%	
豊科		79.1%



地区内に立地する都市機能一覧（豊科）

機能	行政	介護福祉	子育て	商業	医療	金融	教育文化	健康	市営住宅
立地	市役所	地括老福	児童館 認可保育所	スーパー コンビニ	病院 診療所	銀行・郵便局	公民館 図書館 博物館 交流学習	体育館・武道館	市営住宅

※地括：地域包括支援センター、老福：老人福祉センター、交流学習：交流学習センター

出典：東洋経済社 全国大型小売店総覧、安曇野市立地適正化計画予備調査（H27）、安曇野市医療と介護の連携マップ（H29）

<新築動向>

- 人口当たりの新築件数は、市平均よりも若干多い。

H23~28 年度新築動向

	豊科拠点	安曇野市全体
H23~28 新築件数	361 件	3,011 件
H27 人口	10,655 人	95,282 人
人口 1 千人あたり新築件数	33.88	31.60
全市平均に対する比率 (特化係数)	1.07	1.00

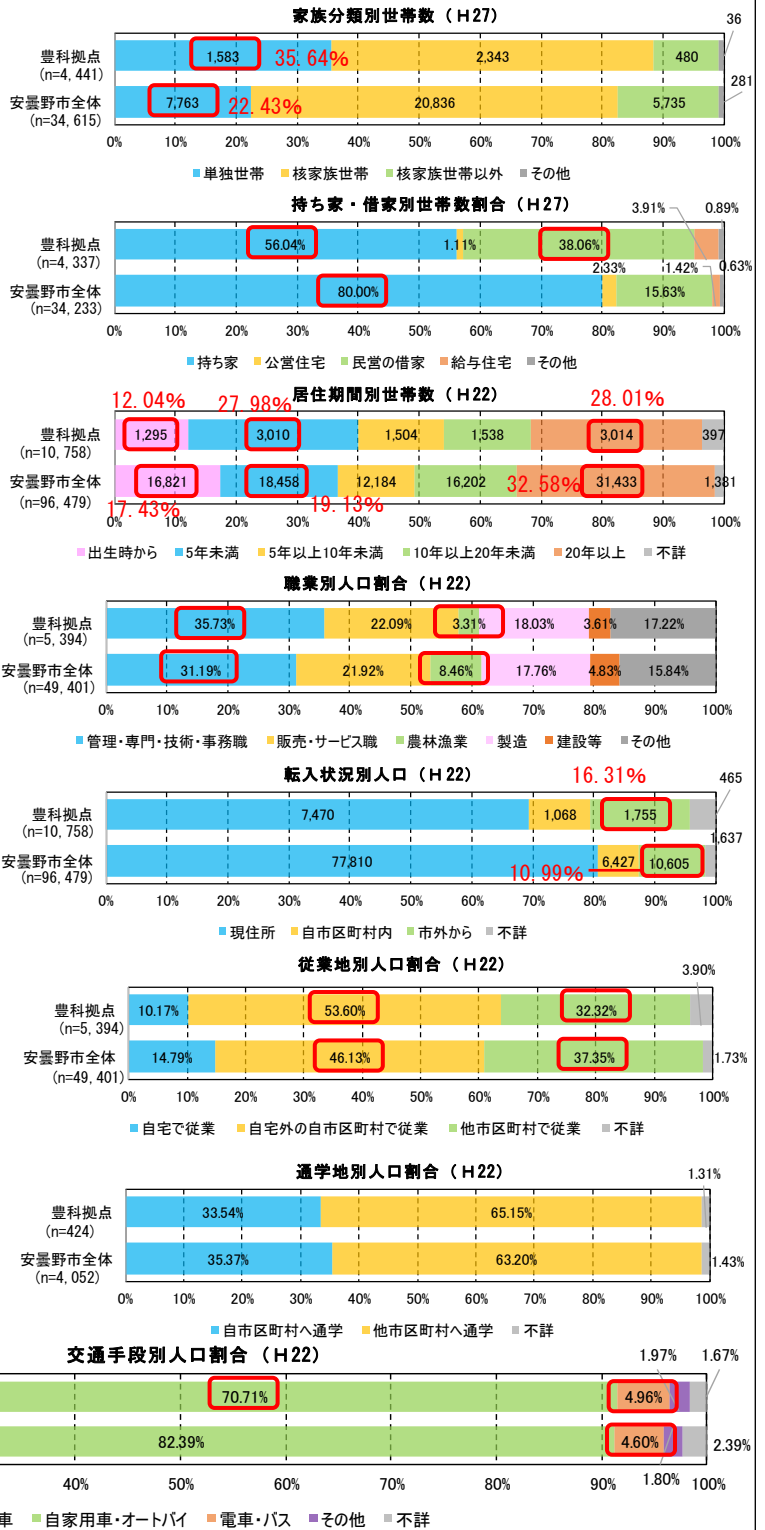
<居住者属性>

● 市内で働く人、一人暮らしの人、借家の人、市全体と比較し多い。

- 単独世帯の割合 (H27) が約 36% で市平均 (約 22%) より約 13% 高い。
- 持ち家の割合 (H27) が約 56% (市平均 80%) と低く、借家の割合が約 38% で市平均 (約 16%) より著しく多い。
- 居住期間 (H22) は 5 年未満が約 28% で市全体 (約 19%) より多く、出生時及び 20 年以上の割合は約 40% で市平均 (約 50%) より約 10% 低い。
- 職業別人口割合 (H22) は管理・専門・技術・事務職が約 36% と市平均 (約 31%) より多く、農林漁業は約 3% と市平均 (約 8%) より少ない。
- 転入状況 (H22) の割合は約 16% で市平均 (約 11%) より若干多い。

● 通勤・通学の交通手段 (H22) は、約 7 割が自家用車等と多い一方で、徒歩も約 1 割存在し、コンパクトな生活を営む人が一定数存在すると言える。

- 市内の従業者 (H22) は約 54% で市平均 (約 46%) より約 7% 高い。他市へ従業する割合は約 32% (市平均約 37%) と若干低い。このことから、市内の従業者が多い地区であるといえる。
- 通勤・通学の交通手段 (H22) は、電車・バスは約 5% で市平均と同等。約 70% が自家用車・オートバイと多い一方で徒歩も約 11% 存在する。



出典：国勢調査 (H22、H27)

(2) 穂高拠点地区

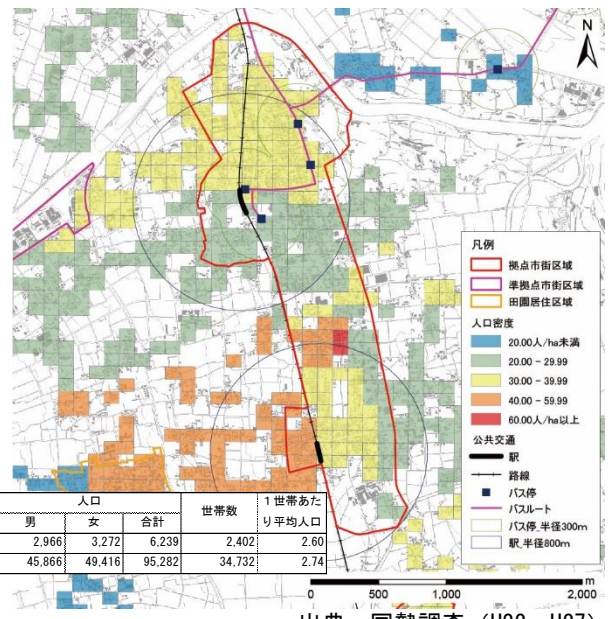
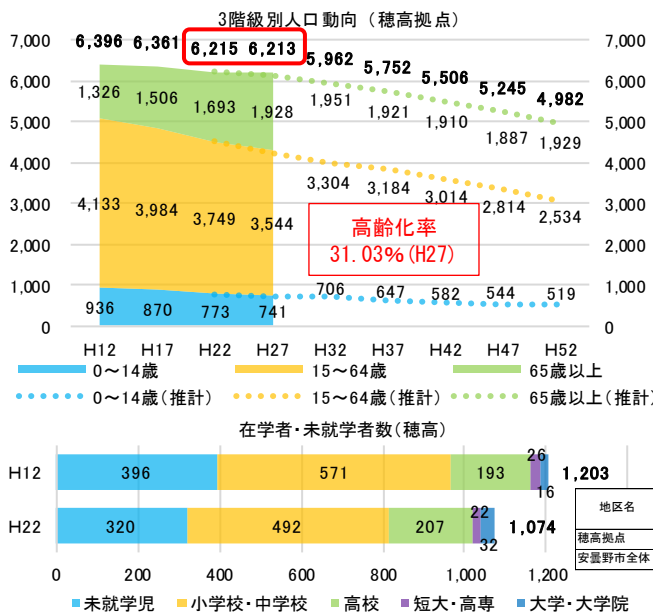
＜現況・課題＞

- ・本地区は安曇野市の観光拠点かつ旧穂高町の中心となる地区であり、穂高駅周辺や国道 147 号沿道に店舗や観光資源、各種施設が充足している。
- ・今後、人口減少及び高齢者の増加が予測されるが、引き続き旧穂高町を中心とする生活の拠点や高齢者の支援の拠点となる都市機能の確保、駅前商店街の賑わい創出、歴史的・文化的資源の保全・活用、良好な景観の維持・創出など観光機能の維持・強化が必要である。

＜人口＞

● 総人口は横ばい。高齢化の進展は市平均と同程度。

- ・ H22→H27 で人口は横ばい。人口密度は 20.00～39.99 人/ha とやや低い。
- ・ 高齢化率は約 31% (H27) で市平均 (約 30%) と同程度。

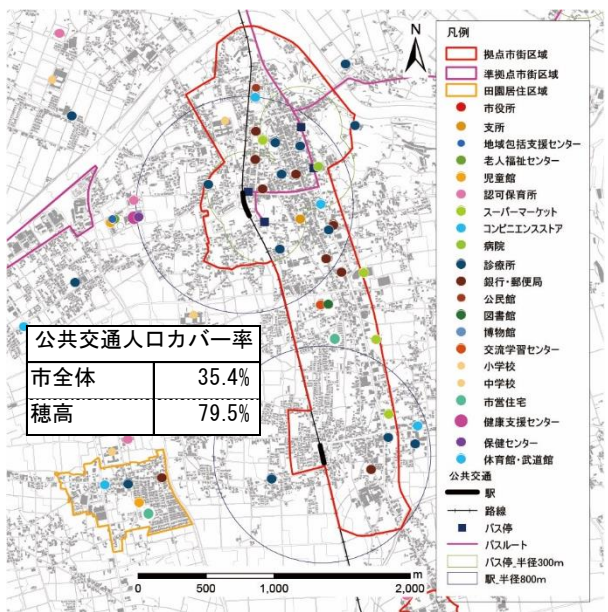
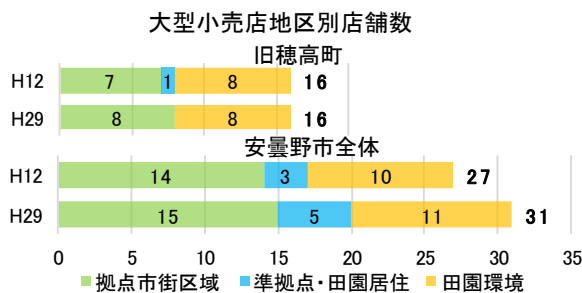


出典：国勢調査 (H22、H27)

＜施設立地・公共交通＞

● 穂高駅周辺や国道 147 号沿道に店舗や各種施設が充足し、穂高駅前に観光情報センターや穂高神社が立地する等、本市の観光拠点となっている。

- ・ 公共交通人口カバー率は約 80%で市全体より非常に多い。
- ・ 大型のスーパーマーケットが立地し、生活利便性が多い。



地区内に立地する都市機能一覧 (穂高)

機能	行政	介護福祉	子育て	商業	医療	金融	教育文化	健康	市営住宅
立地	支所	地括	—	スーパー コンビニ	病院 診療所	銀行・郵便局	公民館 図書館 交流学習 中学校	体育館・武道館	市営住宅

※地括：地域包括支援センター、老福：老人福祉センター、交流学習：交流学習センター

出典：東洋経済社 全国大型小売店総覧、安曇野市立地適正化計画予備調査 (H27)、安曇野市医療と介護の連携マップ (H29)

<新築動向>

- 人口当たりの新築件数は、市平均よりも多い。

H23～28 年度新築動向

	穂高拠点	安曇野市全体
H23～28 新築件数	341 件	3,011 件
H27 人口	6,239 人	95,282 人
人口 1 千人あたり新築件数	54.66	31.60
全市平均に対する比率 (特化係数)	1.73	1.00

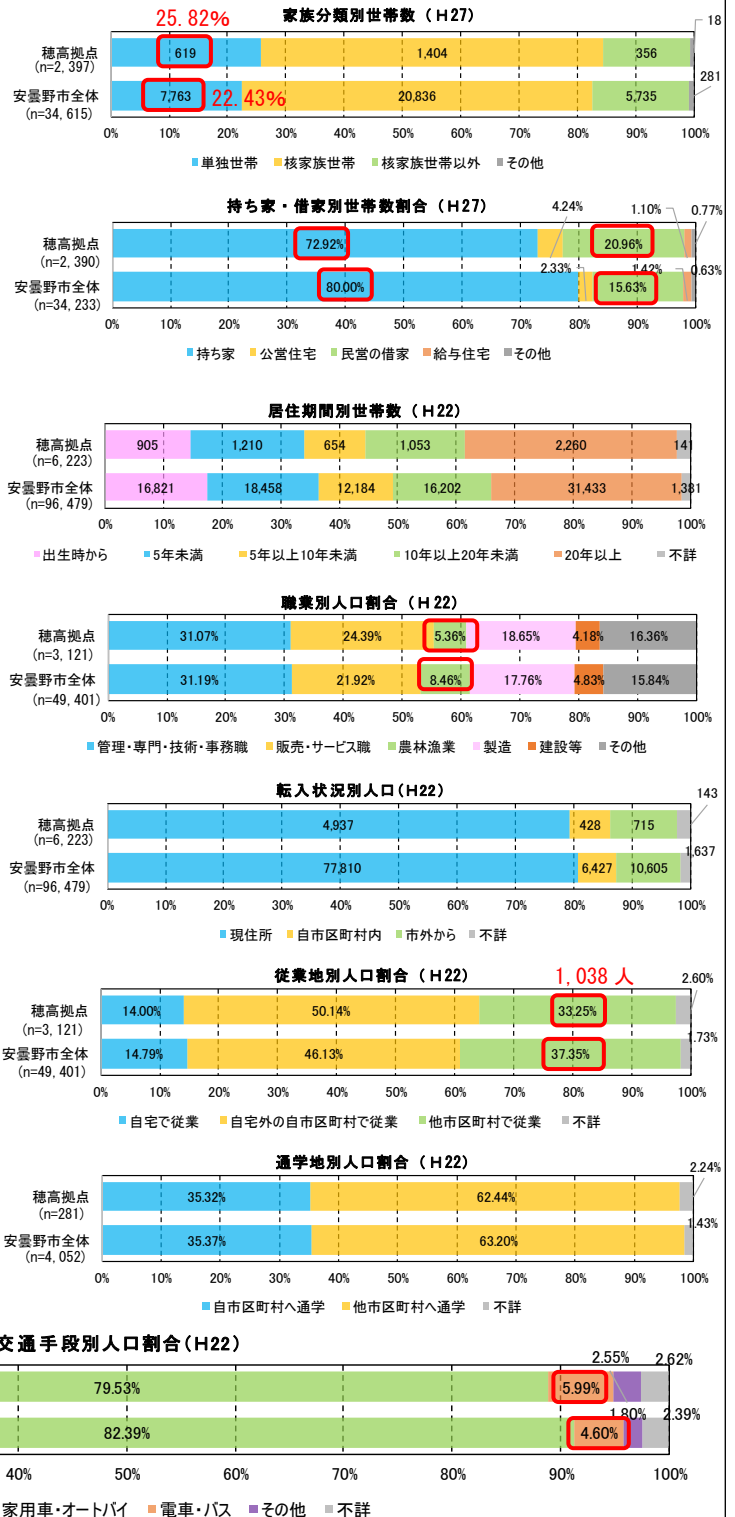
<居住者属性>

● 借家の割合、単独世帯の割合が他と比べ若干多い。

- 単独世帯の割合 (H27) が約 26% で市平均 (約 22%) より若干多い。
- 持ち家の割合 (H27) が約 73% で市平均 (約 80%) より若干低く、借家の割合が約 21% で市平均 (約 16%) より若干多い。
- 職業別人口割合 (H22) は、農林漁業が約 5% と市平均 (約 8%) より少ない。
- 転入状況 (H22) (H17→H22 の移動状況) は、概ね市平均と同様の傾向。

● 他市で従業する割合は若干低い。

- 従業地 (H22) は、他市が 1,038 人だが、割合は約 33% で市平均 (約 37%) より約 4% 低い。
- 通勤・通学の交通手段 (H22) は電車・バスが約 6% で市平均 (約 5%) より若干高い。



出典：国勢調査 (H22、H27)

(3) 三郷拠点地区

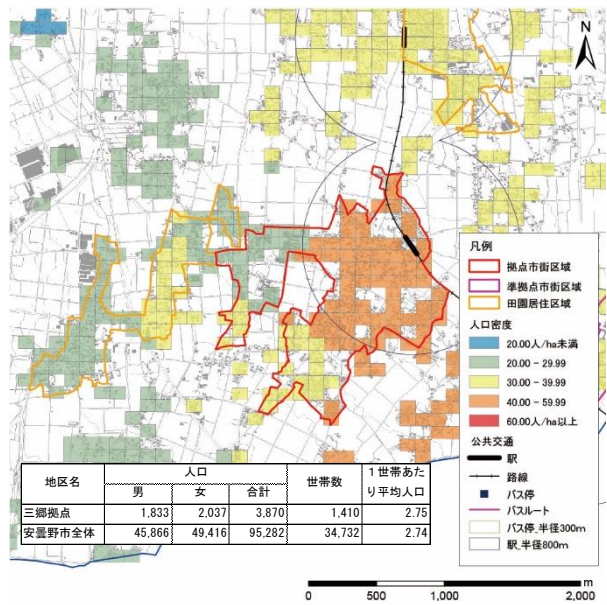
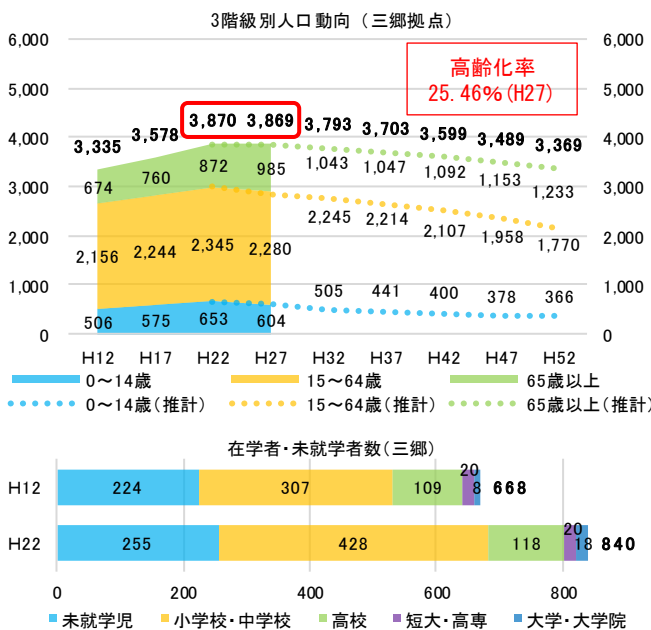
<現況・課題>

- ・本地区は旧三郷村の中心であるとともに、松本市など他市への通勤者が従業者の約半数を占めるベッドタウンとしての側面があり、全市と比較し年少人口比率が高い地区である。
- ・今後、人口減少及び高齢者の増加が予測されるが、引き続き本市の南側の生活拠点として、日常生活や高齢者支援の中核となる都市機能の確保、松本市等への通勤環境の確保が必要である。

<人口>

● 総人口は横ばい。年齢構成は比較的若い。

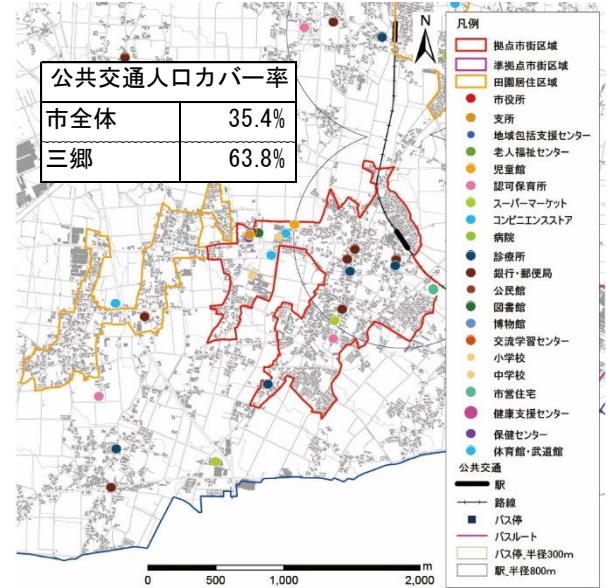
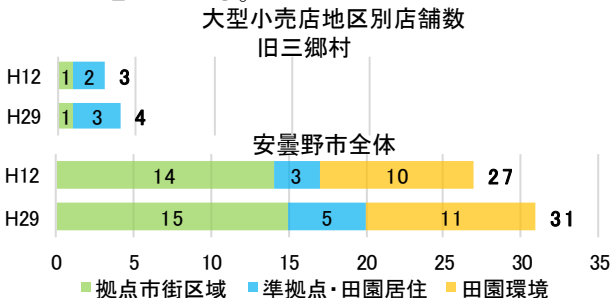
- ・ H22→H27 で人口は横ばい。人口密度は 40.00 人/ha 以上と比較的高い。
- ・ 高齢化率は約 25% (H27) で市平均 (約 30%) より低い。
- ・ 市外からの転入 (H22) は 540 名と比較的多い。



出典：国勢調査 (H22、H27)

<施設立地・公共交通>

- ・ 一日広場駅が立地し、公共交通人口カバー率は約 6 割と比較的良好。駅周辺はスーパーマーケットなど生活に必要な都市機能が充足している。
- ・ 地区内に大型店が 1 件立地するほか、地区外の田園環境区域に 3 件の大型店が立地している。



地区内に立地する都市機能一覧 (三郷)

機能	行政	介護福祉	子育て	商業	医療	金融	教育文化	健康	市営住宅
立地	支所	地括	児童館 認可保育所	スーパー	診療所	銀行・郵便局	公民館 図書館 小学校 中学校	体育館・武道館 保健センター	市営住宅

※地括：地域包括支援センター、老福：老人福祉センター、交流学習：交流学習センター

出典：東洋経済社 全国大型小売店総覧、安曇野市立地適正化計画予備調査 (H27)、安曇野市医療と介護の連携マップ (H29)

＜新築動向＞

- 人口当たりの新築件数は、市平均の半数程度と少ない。

H23～28 年度新築動向

	三郷拠点	安曇野市全体
H23～28 新築件数	66 件	3,011 件
H27 人口	3,870 人	95,282 人
人口 1 千人あたり新築件数	17.05	31.60
全市平均に対する比率 (特化係数)	0.54	1.00

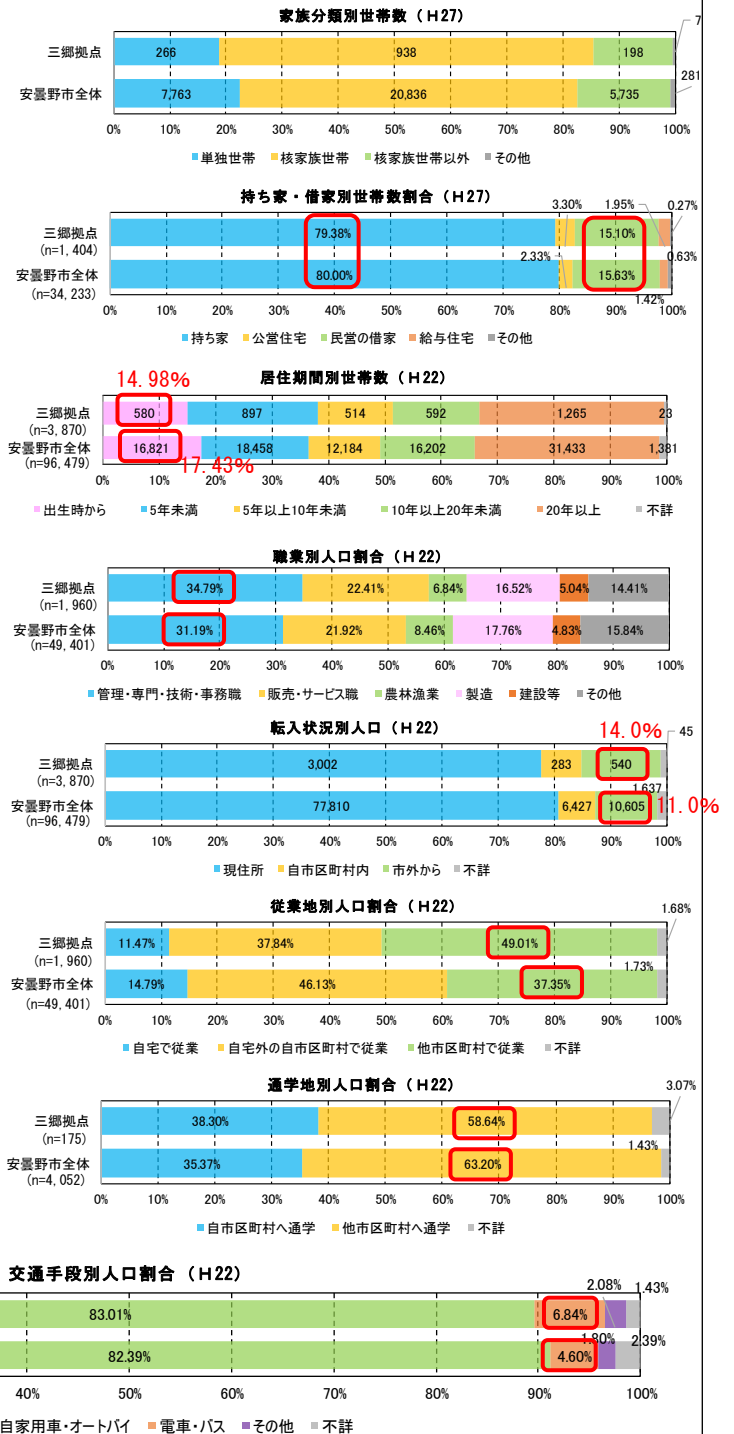
＜居住者属性＞

● 持ち家率、世帯人数は市平均と同程度。

- 持ち家、借家の割合 (H27) は市平均と同程度。(持ち家 約 79%、借家 約 15%)
- 居住期間 (H22) は市平均と大きく変わらないものの、「出生時から」が約 15%で市平均(約 17%)より若干低い。
- 世帯当たり人数 (H27) は 2.75 人で、市平均 (2.74 人) と同程度。
- 職業別人口割合 (H22) は管理・専門・技術・事務職が約 35%と市平均(約 31%)より多い。
- 転入状況 (H22) (H17→H22 の移動状況) は、市外からの転入が約 14%と市平均(約 11%)より多い。

● 就業者の半数近くが他市で就業。通勤通学の交通手段は電車・バスが若干多い。

- 従業地 (H22) は、他市が約 49%で市平均(約 37%)より約 12%高い。
- 通学地 (H22) は、他市が約 59%で市平均(約 63%)より若干低い。
- 通勤・通学の交通手段 (H22) は電車・バスが約 7%で市平均(約 5%)より若干高い。



出典：国勢調査 (H22、H27)

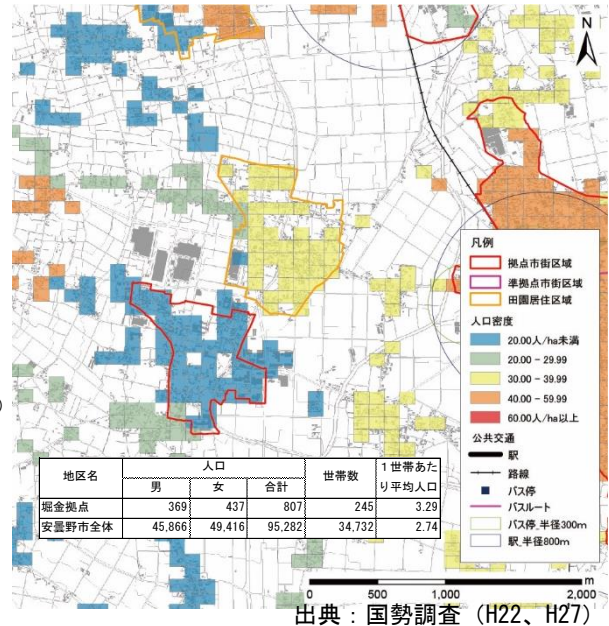
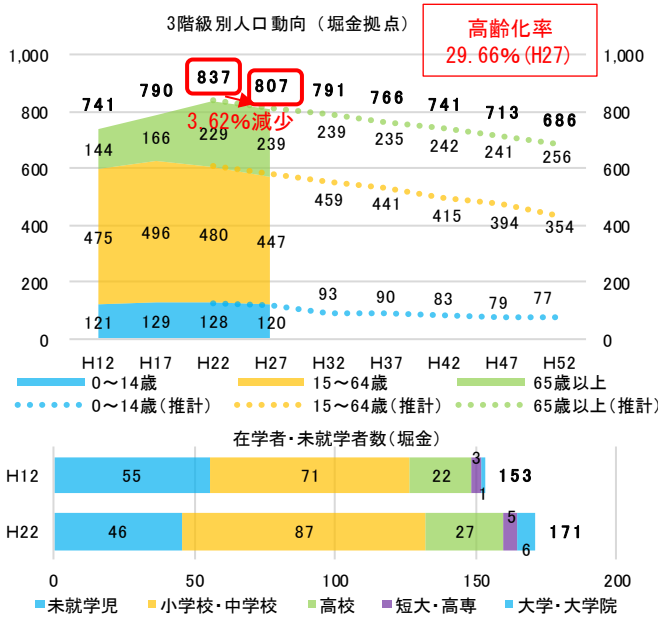
(4) 堀金拠点地区

<現況・課題>

- ・本地区は旧堀金村の中心として各種公共施設等が立地するほか、近接する下堀地区の大型商業施設へのアクセス性に優れるものの、公共交通の利用環境に劣る地区である。
- ・居住者は他市への通勤者は比較的少なく、世帯あたり人員が多く、持ち家世帯が多い。
- ・引き続き本市の西側の生活拠点として、下堀地区と連携し、大型商業施設や各種都市機能がコンパクトに集約した環境の確保が必要である。

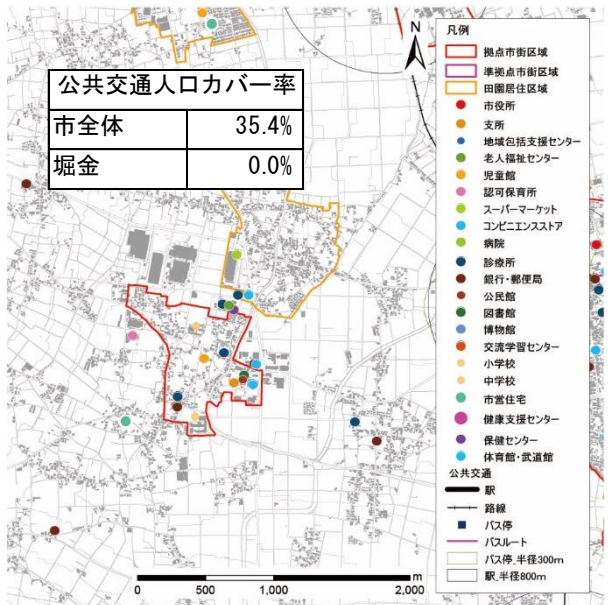
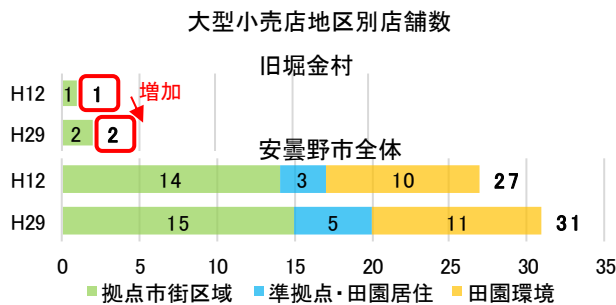
<人口>

- 総人口は微減。高齢化の進展は市平均と同程度。
- ・ H22→H27 で人口は約4%減少（市平均約1%減少）
- ・ 高齢化率は約30%（H27）で市平均（約30%）と同程度。



<施設立地・公共交通>

- ・ 定時定路線の公共交通は存在しない。
- ・ 地区内にある程度の都市機能が立地するほか、近接する堀金地区の大型商業施設にも容易にアクセスできる。
- ・ 大型小売店は、H12→H29 では拠点市街区域で1店舗増加している。



地区内に立地する都市機能一覧（堀金）

機能	行政	介護福祉	子育て	商業	医療	金融	教育文化	健康	市営住宅
立地	支所	—	児童館	—	診療所	銀行・郵便局	公民館 図書館 小学校 中学校	体育館・武道館	—

※地括：地域包括支援センター、老福：老人福祉センター、交流学習：交流学習センター

<新築動向>

- 人口当たりの新築件数は、市平均よりも若干少ない。

H23～28 年度新築動向

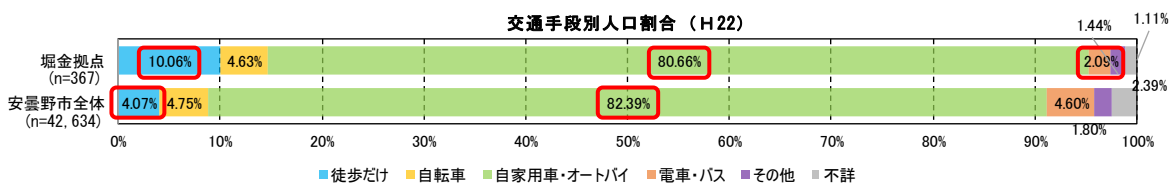
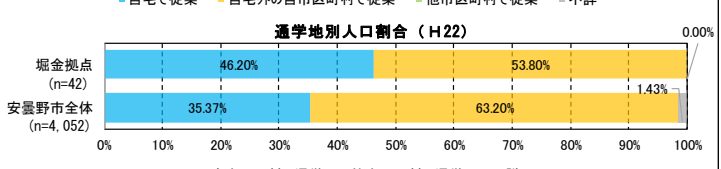
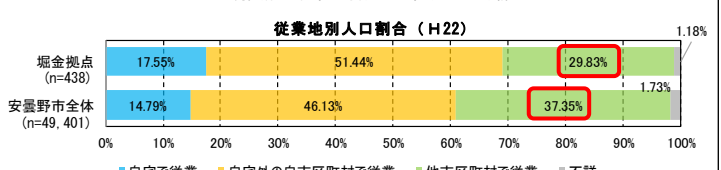
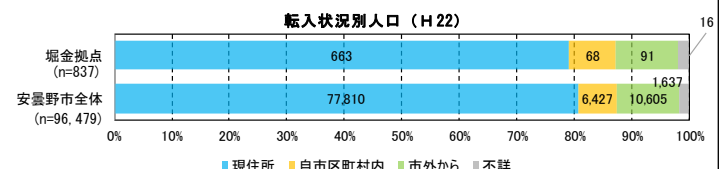
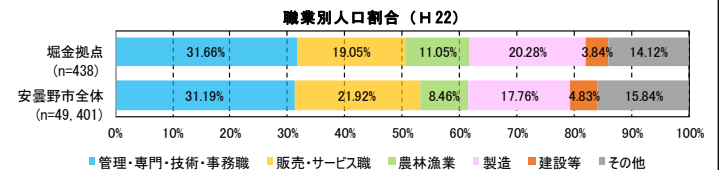
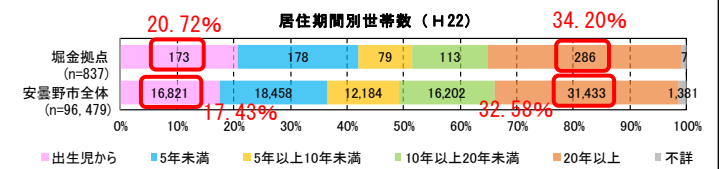
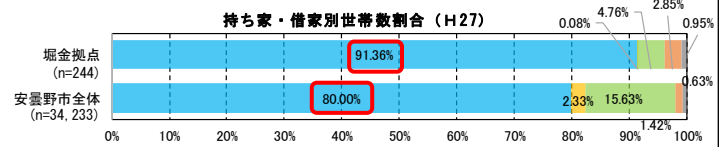
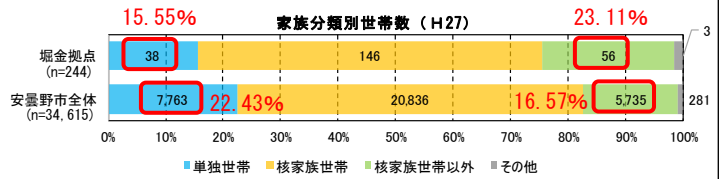
	堀金拠点	安曇野市全体
H23～28 新築件数	22 件	3,011 件
H27 人口	807 人	95,282 人
人口 1 千人あたり新築件数	27.28	31.60
全市平均に対する比率 (特化係数)	0.86	1.00

<居住者属性>

● ほとんどが持ち家に居住する家族で、世帯当たり人数は多い。

- 核家族以外の世帯の割合 (H27) は約 23% で市平均 (約 17%) より多く、単独世帯の割合は約 16% (市平均約 22%) と少ない。
- 持ち家の割合 (H27) が約 91% (市平均約 80%) と著しく高い。
- 居住期間 (H22) は、20 年以上が約 34% で市平均 (約 33%) と同程度、出生時から約 21% で市平均 (約 17%) より若干多い。
- 世帯当たり人数 (H27) は 3.29 人で、市平均 (2.74 人) より著しく多い。
- 職業別人口割合 (H22) は農林漁業が約 11% (市平均約 8%)、製造が 20% (市平均約 18%) で市平均より若干多い。
- 転入状況 (H22) (H17→H22 の移動状況) は、概ね市平均と同様の傾向。

- 自営業主、家族従業員が若干多い。
- 他市での従業が少ない。
- 通勤・通学の交通手段は他と比較し徒歩が多く、電車・バスが少ない。
- ・ 従業地 (H22) は、他市が約 30% で市平均 (約 37%) より約 8% 低い。
- ・ 通勤・通学の交通手段 (H22) は徒歩が約 10% で市平均 (約 4%) より高い。自家用車・オートバイは市平均と同程度で、電車・バスは約 2% と少ない。



出典：国勢調査 (H22、H27)

(5) 明科拠点地区

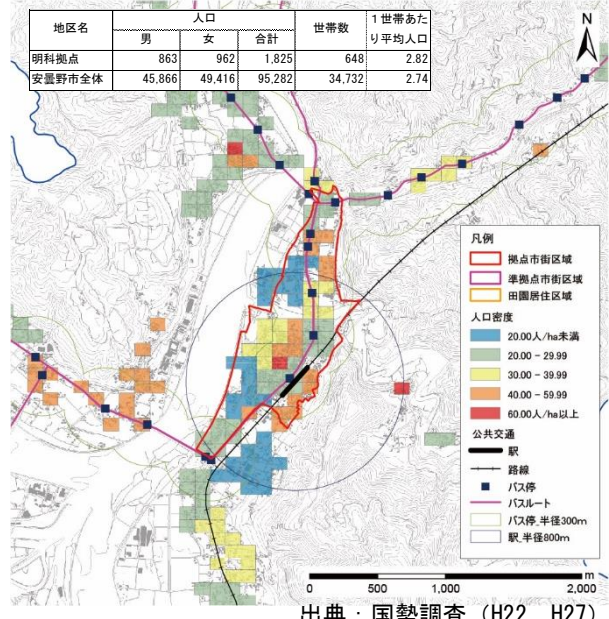
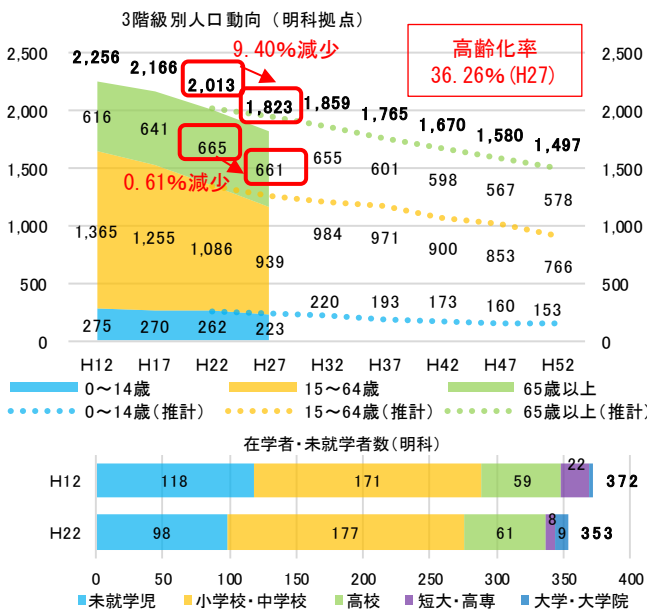
<現況・課題>

- ・本地区は旧明科町の中心として、駅周辺に商業施設や公共施設等の各種都市機能がコンパクトに集積した地区である。市内で最も人口減少・高齢化が進展しており、人口密度が比較的低く、市外からの転入者や新築件数も少ないなど活力が停滞している状況である。
- ・引き続き旧明科町の中心として便利な生活環境を維持・向上するため、駅周辺に集積している各種都市機能を維持・活用しつつ、これら都市機能の利用圏内への居住の誘導が必要である。

<人口>

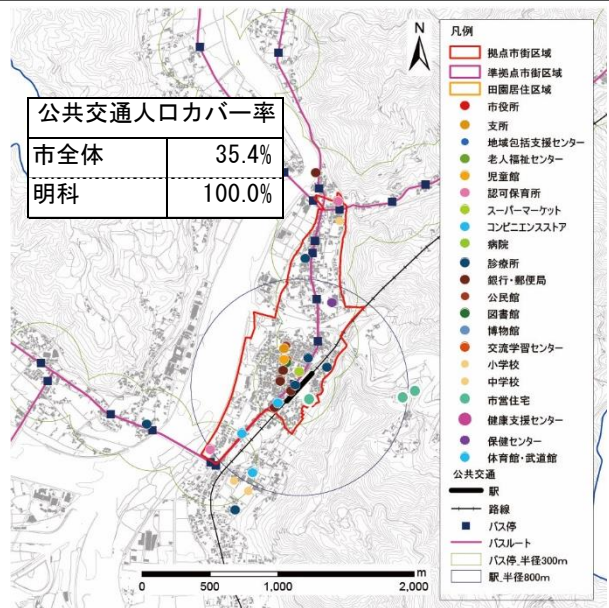
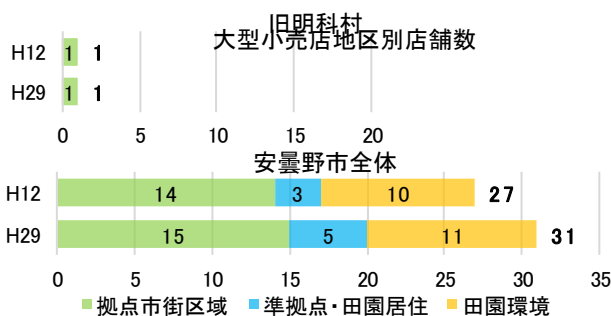
●人口減少が最も顕著。

- ・ H22→H27 で人口が約 9%減少 (全市平均約 1%減少)
- ・ 市内で唯一、65 歳以上人口が減少 (減少率約 1%、全市平均は約 14%増加)
- ・ 高齢化率は約 36% (H27) で他地区より高い。(市平均約 30%)



<施設立地・公共交通>

- ・ 明科駅が立地し、公共交通人口カバー率は100%となる。
- ・ 明科駅を中心に、地区内に概ね全ての都市機能が立地している。
- ・ 大型小売店は、H12→H29 では店舗の増減はみられない。



地区内に立地する都市機能一覧 (明科)

機能	行政	介護福祉	子育て	商業	医療	金融	教育文化	健康	市営住宅
立地	支所	—	児童館 認可保育所	スーパー コンビニ	診療所	銀行・郵便局	公民館 図書館 交流学習 小学校	保健センター	市営住宅

※地括：地域包括支援センター、老福：老人福祉センター、交流学習：交流学習センター

<新築動向>

- 人口当たりの新築件数は、市平均よりも大幅に少ない。

H23~28 年度新築動向

	明科拠点	安曇野市全体
H23~28 新築件数	22 件	3,011 件
H27 人口	1,825 人	95,282 人
人口 1 千人あたり新築件数	12.05	31.60
全市平均に対する比率 (特化係数)	0.38	1.00

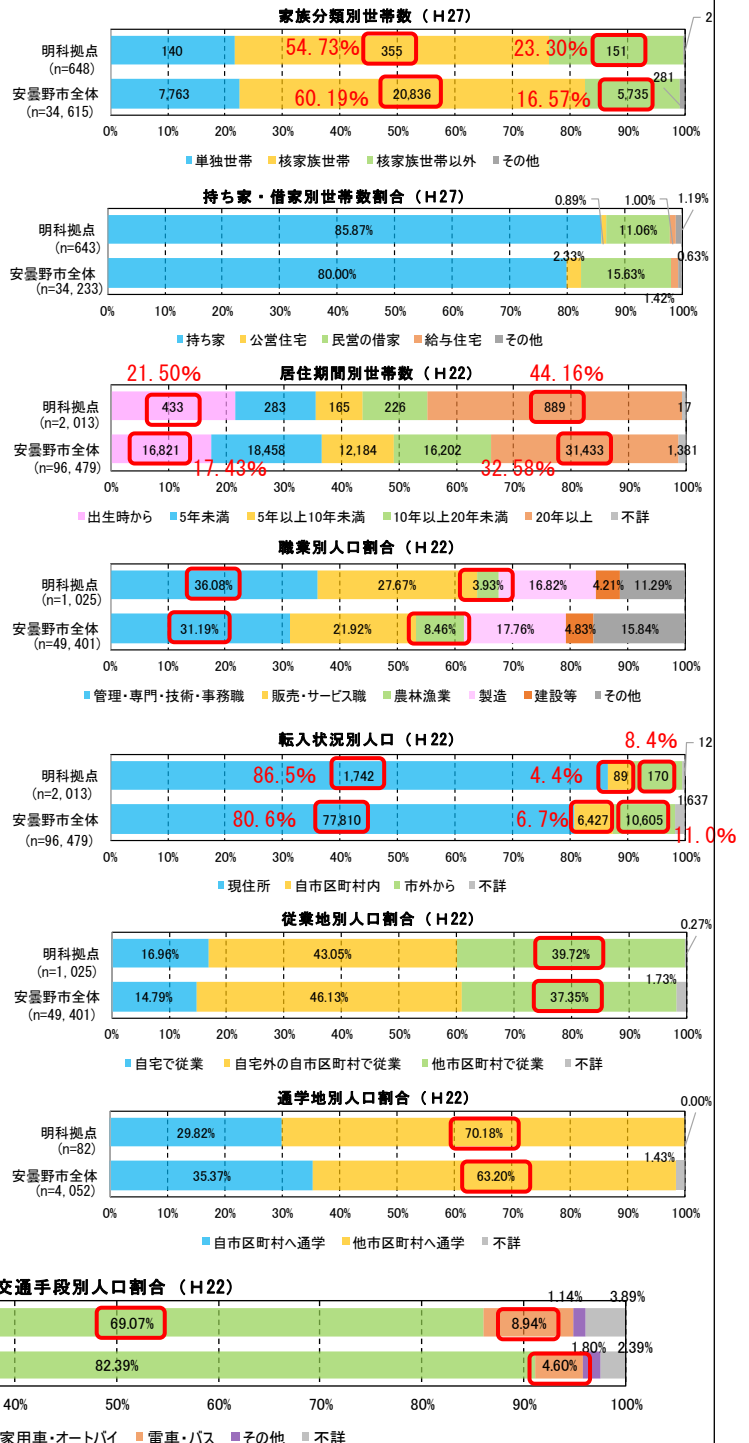
<居住者属性>

● 核家族または、夫婦+親などの世帯が長期間にわたり居住している。

- 核家族以外の世帯の割合 (H27) は約 23%で市平均 (約 17%) より多く、核家族の割合 (H27) が約 55%で市平均 (約 60%) より少ない。
- 居住期間 (H22) は、20 年以上が約 44% (市平均約 33%)、出生時から約 22% (市平均約 17%) と多い。
- 職業別人口割合 (H22) は管理・専門・技術・事務職が約 36%と市平均 (約 31%) より多く、農林漁業は約 4%と市平均 (約 8%) より少ない。
- 転入状況 (H22) (H17→H22 の移動状況) は、市外からの転入者や市内での移動者が市平均よりも少なく、5 年前から現住所のままの人の割合が約 87%と市平均 (約 81%) より多い。

● 通勤・通学に電車・バスを利用する割合が最も高い。

- 従業地 (H22) は、他市で従業は約 40%で市平均 (約 37%) より若干高い。
- 通学地 (H22) は、他市へ通学が約 70%と市平均 (約 63%) より高い。
- 通勤・通学の交通手段 (H22) は電車・バスが約 9%で市平均 (約 5%) より多い。自家用車・オートバイは約 69%で他地区と比較し最も低い。



出典：国勢調査 (H22、H27)

(6) 田沢・光地区

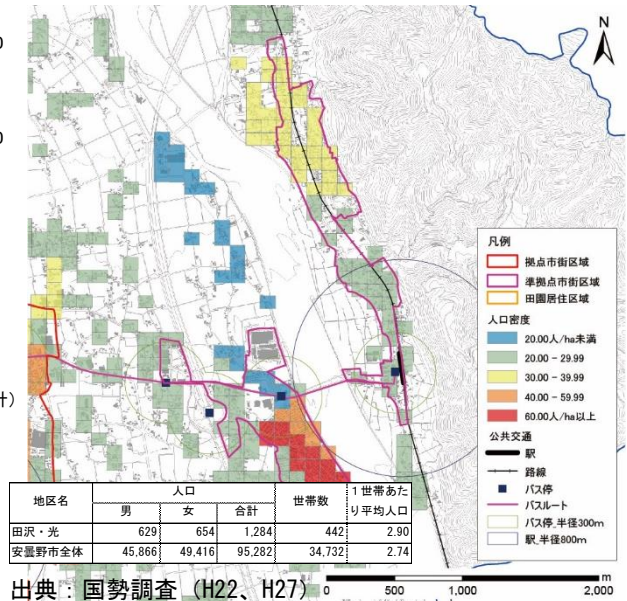
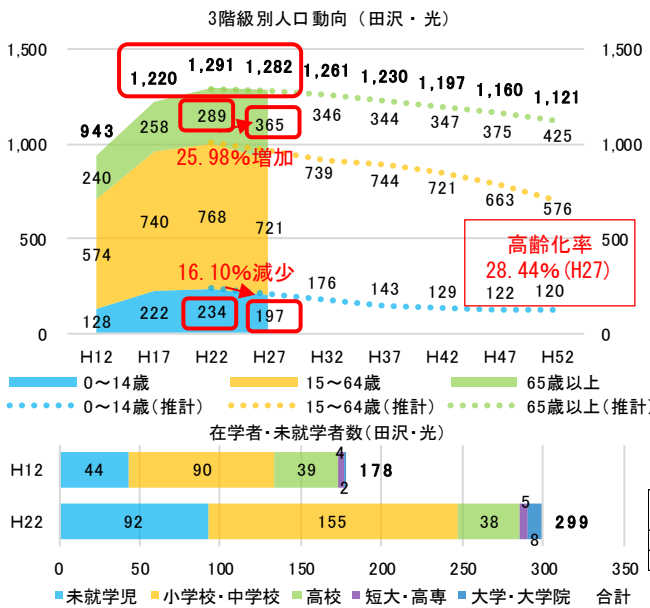
<現況・課題>

- かつての新興住宅地であり、他市へ通勤する人が多い。過去に他市等から移転してきた持ち家世帯が多い地区である。近年の新築件数は少ない。地区内に駅が立地するものの、都市機能の集積は少ない。他地区同様に、今後徐々に人口減少・高齢化が進展する見込みである。
- 駅を活用して他市へも通勤可能な便利な住宅地として、日常生活に必要な身近な都市機能の確保と居住の誘導が必要である。

<人口>

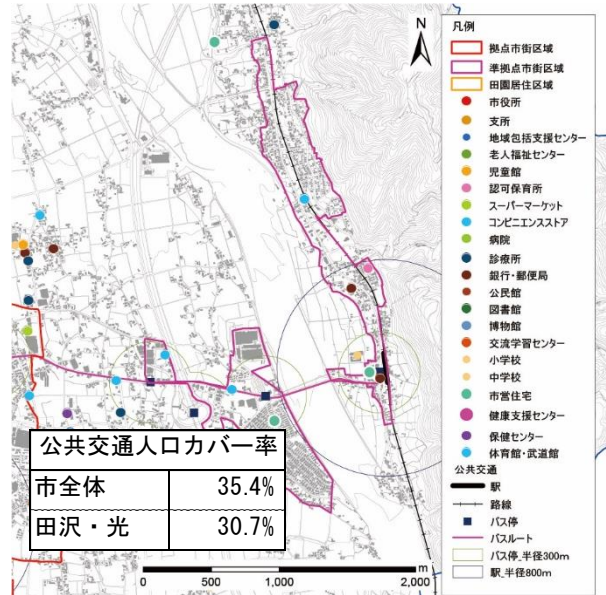
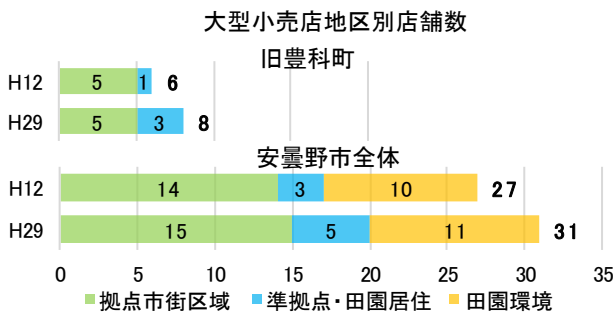
● 人口増加（転入）が落ち着き、市平均よりも年齢構成は若いものの徐々に高齢化が進展。

- 総人口は、H12→H17に943人から1,220人に増加した後、H22に1,291人、H27に1,282人と横ばい。
- H22→H27で65歳以上人口が約26%増加。増加率は市平均（約14%）と比較し高い。
- 0～14歳人口は約16%減少（市平均約8%減少）



<施設立地・公共交通>

- 地区内に田沢駅が立地するものの、地区の北部が駅徒歩圏から外れる。
- 地区内に都市機能の集積は少ない。



地区内に立地する都市機能一覧（田沢・光）

機能	行政	介護福祉	子育て	商業	医療	金融	教育文化	健康	市営住宅
立地	—	—	認可保育所	コンビニ	—	銀行・郵便局	—	—	市営住宅

※地括：地域包括支援センター、老福：老人福祉センター、交流学習：交流学習センター

出典：東洋経済社 全国大型小売店総覧、安曇野市立地適正化計画予備調査（H27）、安曇野市医療と介護の連携マップ（H29）

<新築動向>

- 人口当たりの新築件数は、市平均の半数程度と少ない。

H23～28 年度新築動向

	田沢・光地区	安曇野市全体
H23～28 新築件数	20 件	3,011 件
H27 人口	1,284 人	95,282 人
人口 1 千人あたり新築件数	15.58	31.60
全市平均に対する比率 (特化係数)	0.49	1.00

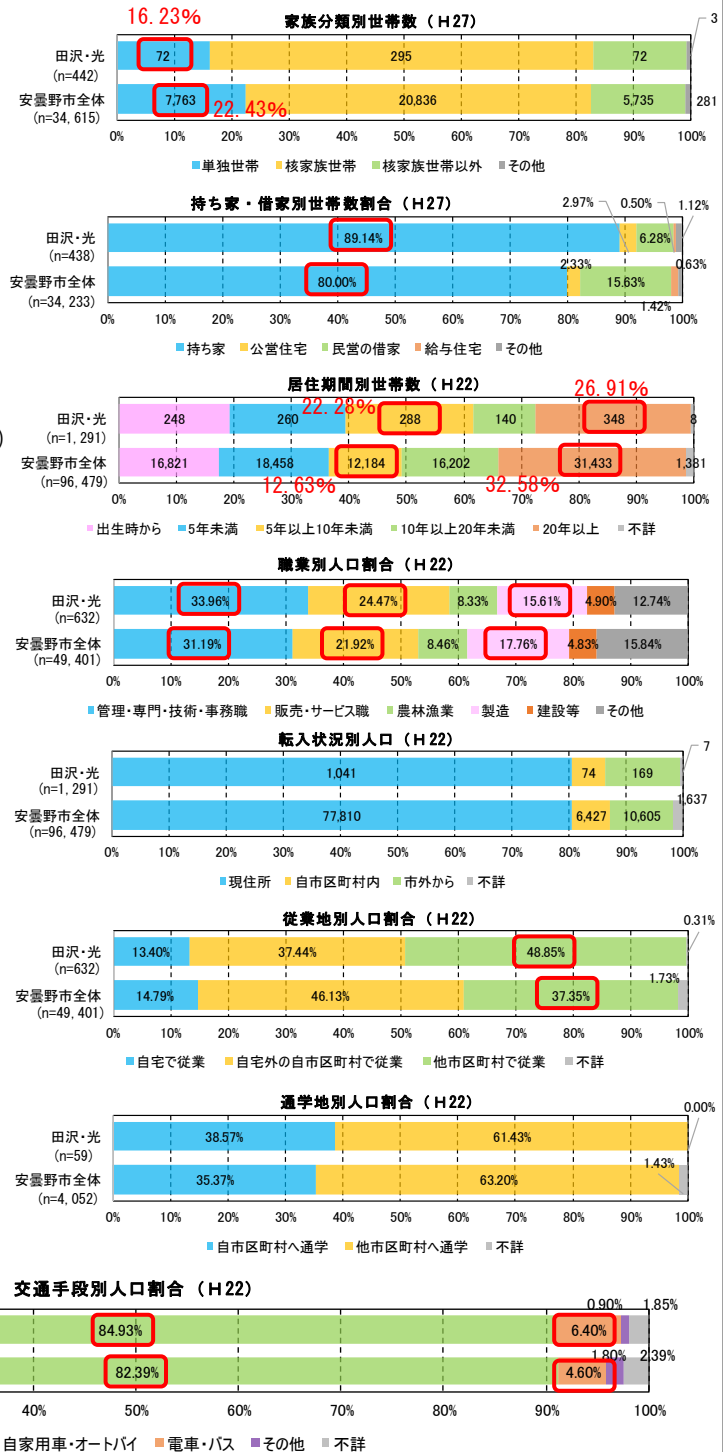
<居住者属性>

● **ほとんどが持家に居住している。他地区より居住歴は短い。**

- 単独世帯の割合 (H27) は約 16% (市平均約 22%) と少ない。
- 持ち家の割合 (H27) が約 89% (市平均 80%) と著しく高い。
- 居住期間 (H22) は 20 年以上が約 27% で市平均 (約 33%) と比較し少なく、5～10 年が約 22% で市平均 (約 13%) と比較し多い。
- 職業別人口割合 (H22) は管理・専門・技術・事務職が約 34% と市平均 (約 31%) より多く、販売・サービス職も約 24% と市平均 (約 22%) より多く、製造が約 16% と市平均 (約 18%) より少ない。
- 転入状況 (H22) (H17→H22 の移動状況) は、概ね市平均と同様の傾向。

● **就業者の半数近くが他市で就業**

- 従業地 (H22) は、他市で従業は約 49% (市平均約 37%) と高い。
- 通勤・通学の交通手段 (H22) は電車・バスが約 6% (市平均 5%)、自家用車・オートバイが約 85% (市平均約 82%)。
- H17→H22 で他市への就業者が約 8% 増加 (市平均約 4% 増加)、他市への通学者は約 6% 増加 (市平均約 4% 増加)。
- 小・中・高校生は約 14% (H22) で市平均 (約 12%) より若干高い。



出典：国勢調査 (H22、H27)

(7) 安曇野 I.C.地区

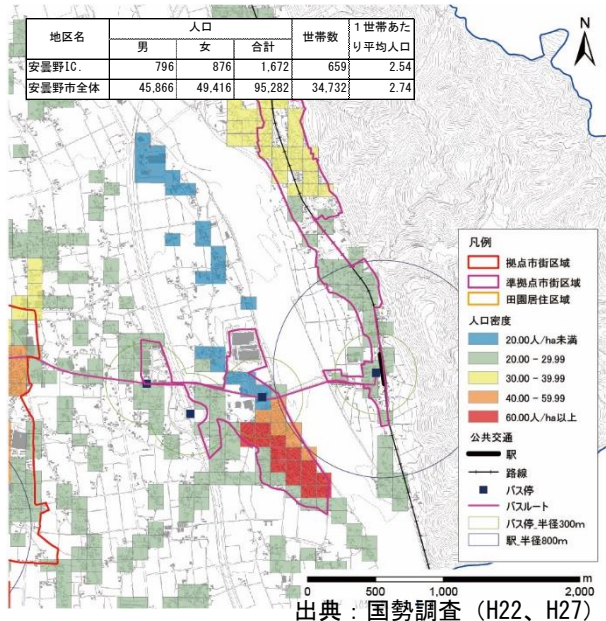
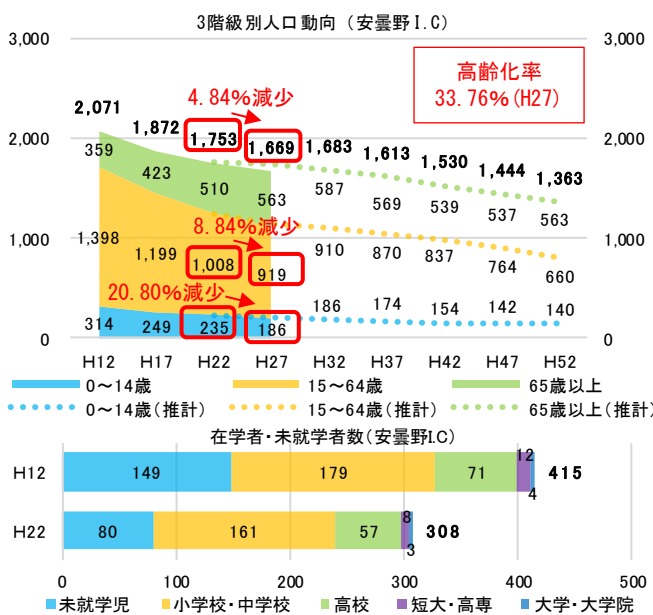
<現況・課題>

- ・かつての新興住宅地と公営住宅があり、20年以上前に居住しはじめた人が多い地区である。近年の新築件数は比較的少ない。人口密度は60人/ha以上と高いエリアが多い。市内でも比較的高齢化率が高く、今後も人口減少・高齢化の進展が見込まれる。近年の転入者は比較的少ない。
- ・今後高齢化していく居住者の生活を支えるために、日常生活に必要な身近な都市機能の確保と、定時定路線あずみんなどの公共交通の確保が必要である。

<人口>

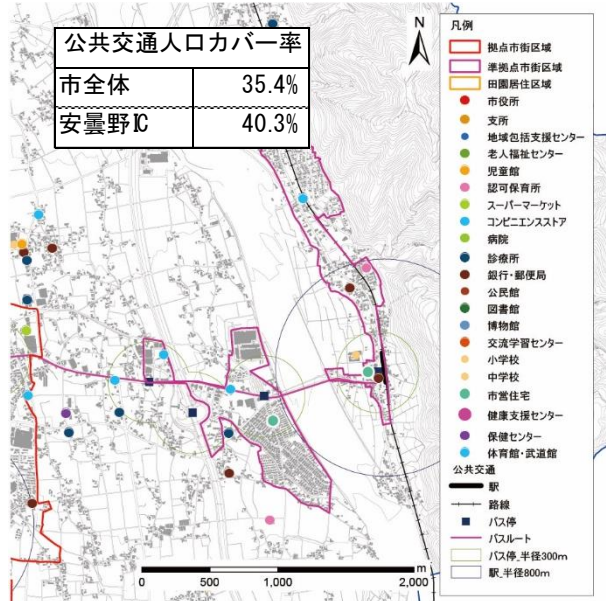
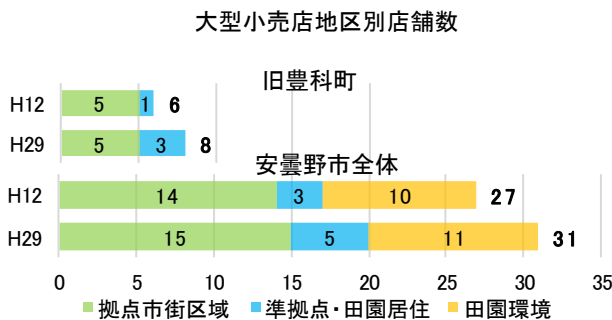
● 人口が減少し、特に0～14歳人口が大幅に減少。

- ・ H22→H27 で人口が約5%減少（市平均約1%減少）
- ・ 0～14歳人口はH22→H27で約21%減少（市平均8%減少）
- ・ 15～64歳人口も、約9%減少（市平均約6%減少）



<施設立地・公共交通>

- ・ 定時定路線あずみんのバス停があり、公共交通人口カバー率は約40%となるほか、高速バスも利用可能である。
- ・ 地区内には、スーパーや診療所等の身近な都市機能が立地していない。



地区内に立地する都市機能一覧（安曇野I.C）

機能	行政	介護福祉	子育て	商業	医療	金融	教育文化	健康	市営住宅
立地	—	—	—	コンビニ	—	—	—	—	市営住宅

※地括：地域包括支援センター、老福：老人福祉センター、交流学習：交流学習センター

<新築動向>

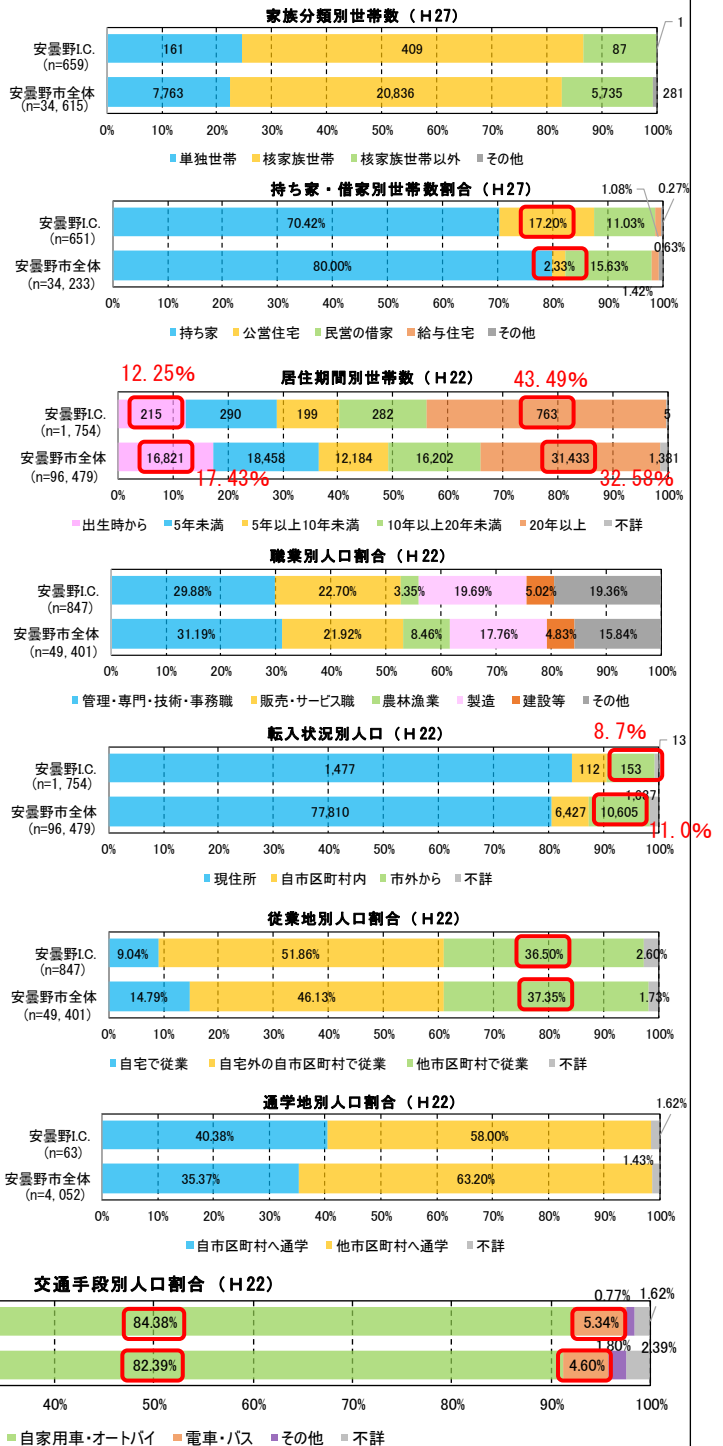
- 人口当たりの新築件数は、市平均よりも少ない

H23～28 年度新築動向

	安曇野 I.C. 地区	安曇野市全体
H23～28 新築件数	45 件	3,011 件
H27 人口	1,672 人	95,282 人
人口 1 千人あたり新築件数	26.92	31.60
全市平均に対する比率 (特化係数)	0.85	1.00

<居住者属性>

- **公営住宅に住む世帯の割合が多く、20 年以上前に居住しはじめた人が多い。**
 - 公営住宅に住む世帯の割合 (H27) は約 17% で、市平均 (約 2%) と比較し多い。
 - 居住期間 (H22) は、20 年以上が約 43% で市平均 (約 33%) と比較し多いが、出生時から約 12% で市平均 (約 17%) より少ない。
 - 職業別人口割合 (H22) は製造が約 20% と市平均 (約 18%) より多く、農林漁業は約 3% と市平均 (約 8%) より少ない。
 - 転入状況 (H22) (H17→H22 の移動状況) は、市外からの転入者が約 9% で市平均 (約 11%) より少ない。
- **他市で従業する割合は、市平均と同程度。**
 - 従業地 (H22) は、他市が約 37% で市平均と同程度。
 - 通勤・通学の交通手段 (H22) は自家用車・オートバイが約 84% (市平均約 82%)、電車・バスが約 5% (市平均約 5%)。



出典：国勢調査 (H22、H27)

(8) たつみ原地区

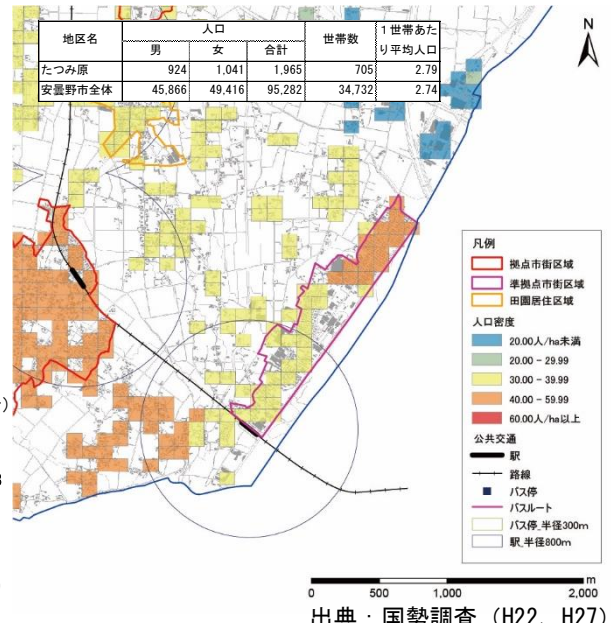
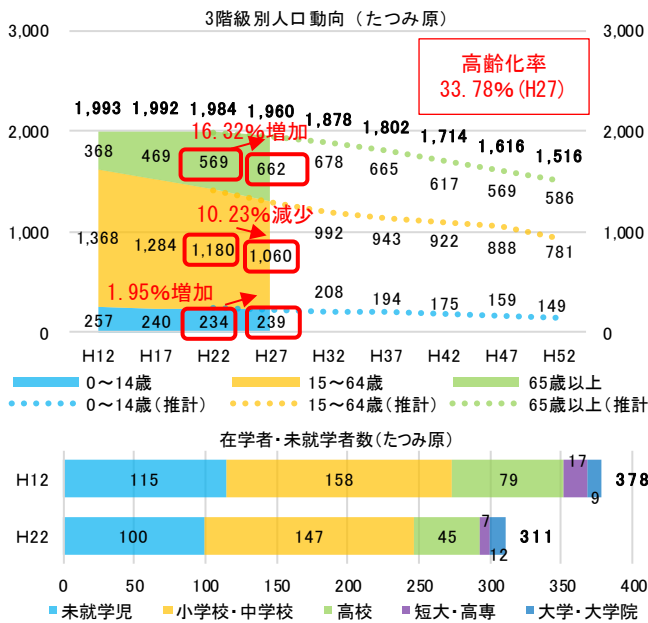
<現況・課題>

- ・ かつての新興住宅地であり、20年以上前に居住しはじめた人が多い地区である。近年の新築件数は少ない。従業者の過半数が他市へ通勤しており、持ち家世帯が多い。隣接して梓橋駅が立地するものの、商業機能や医療機能等、身近な都市機能は地区内には立地していない。
- ・ 駅を活用して他市へも通勤可能な便利な住宅地として、日常生活に必要な身近な都市機能の確保と居住の誘導が必要である。

<人口>

● 唯一 0~14 歳人口が増加

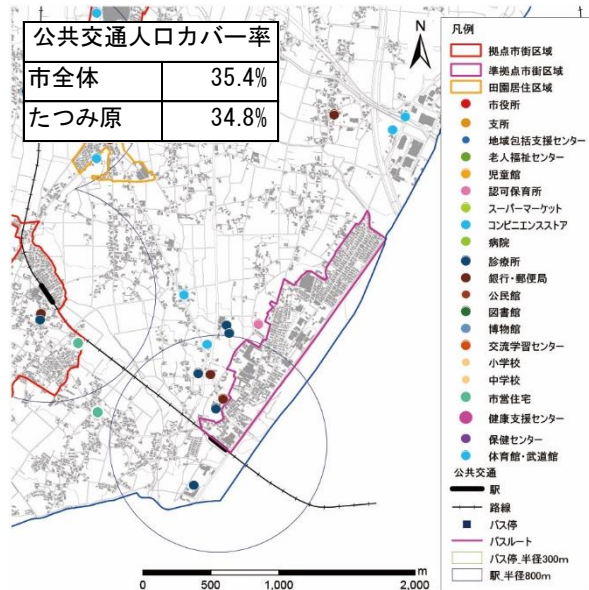
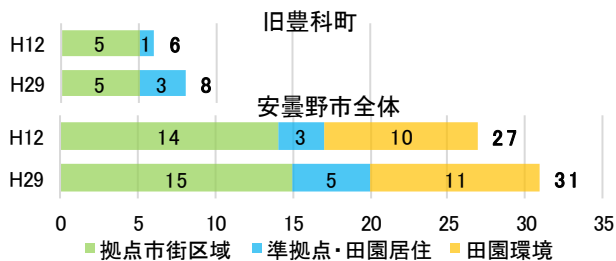
- ・ 0~14 歳人口は H22→H27 で約 2% 増加 (市平均 8% 減少)
- ・ 15~64 歳人口は減少し、65 歳以上人口は増加している。



<施設立地・公共交通>

- ・ 隣接して梓橋駅があるものの、地区の北部が駅徒歩圏から外れる。
- ・ 地区内に都市機能は立地せず、近隣に診療所や銀行等がある。

大型小売店地区別店舗数



地区内に立地する都市機能一覧 (たつみ原)

機能	行政	介護福祉	子育て	商業	医療	金融	教育文化	健康	市営住宅
立地	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※地括: 地域包括支援センター、老福: 老人福祉センター、交流学習: 交流学習センター

<新築動向>

- 人口当たりの新築件数は、市平均の約6割と少ない。

H23～28 年度新築動向

	たつみ原地区	安曇野市全体
H23～28 新築件数	37 件	3,011 件
H27 人口	1,965 人	95,282 人
人口1千人あたり新築件数	18.83	31.60
全市平均に対する比率(特化係数)	0.60	1.00

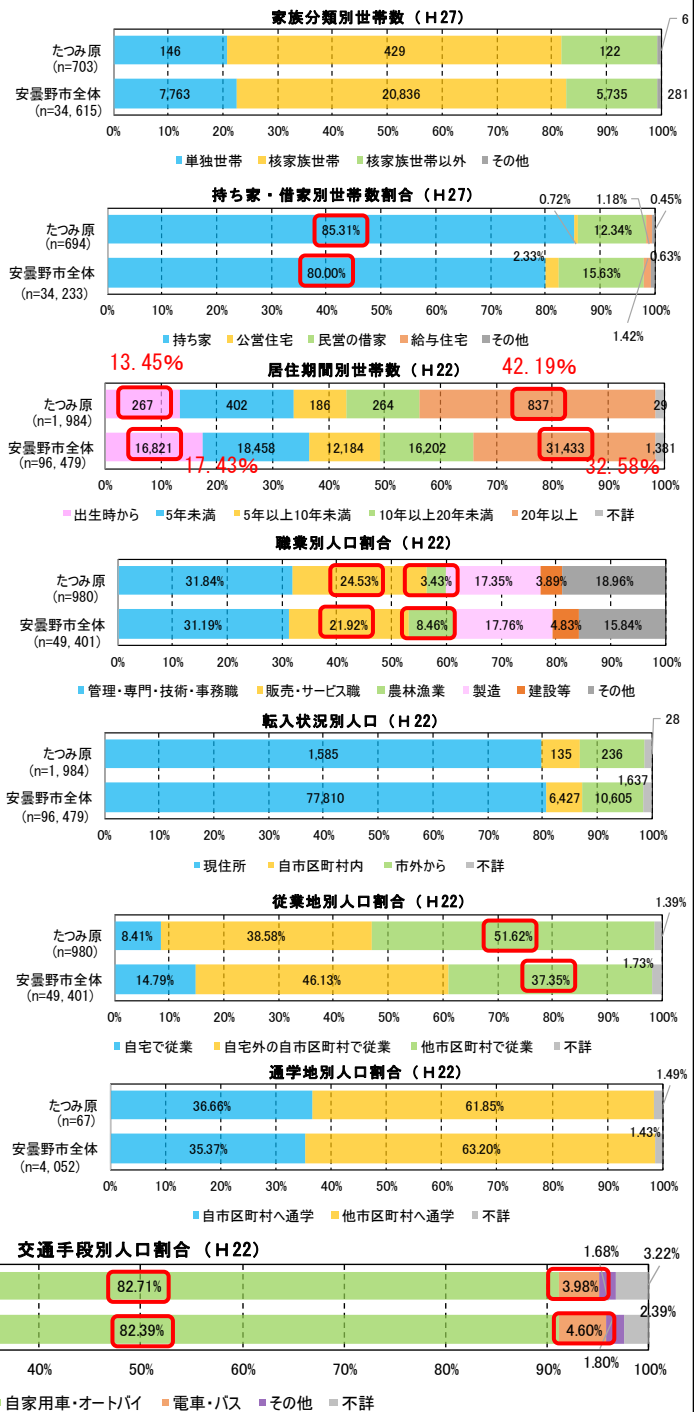
<居住者属性>

● 持ち家率が高く、20年以上前に居住しはじめた人が多い。

- 持ち家の割合(H27)は約85%で市平均(約80%)より若干多い。
- 居住期間(H22)は、20年以上が約42%で市平均(約33%)と比較し多いが、出生時から約13%で市平均(約17%)より少ない。
- 職業別人口割合(H22)は農林漁業が約3%と市平均(約8%)より少なく、販売・サービス業が約25%と市平均(約22%)より多い。
- 転入状況(H22)(H17→H22の移動状況)は、概ね市平均と同様の傾向。

● 就業者の過半数が他市で就業

- 従業地(H22)は、他市が約52%(市平均約37%)と非常に多い。
- 通勤・通学の交通手段(H22)は電車・バスが約4%(市平均約5%)、自家用車・オートバイが約83%(市平均約82%)。



出典：国勢調査 (H22、H27)

(9) 柏原地区

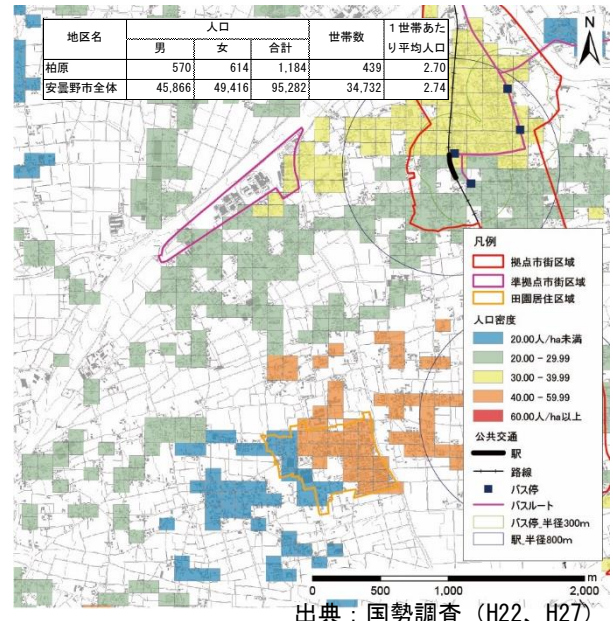
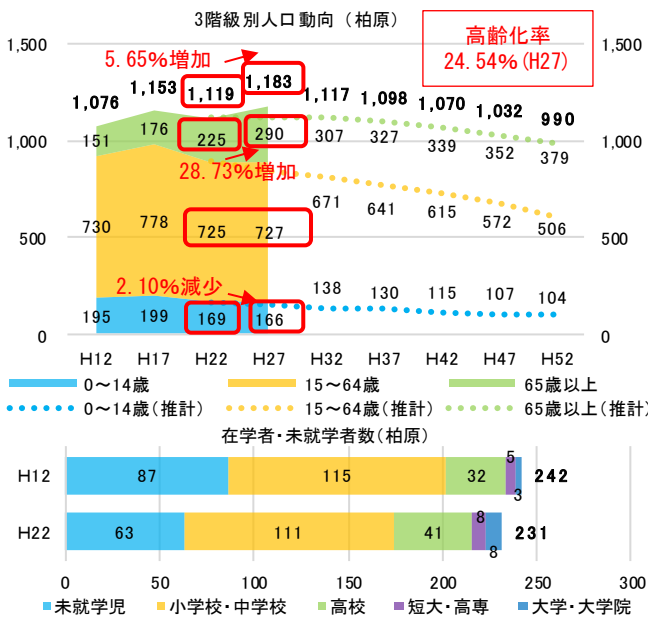
<現況・課題>

- ・本地区は、近年開発された住宅地と公営住宅があり、市内で唯一人口が増加している地区である。人口密度は40人/ha以上と比較的高く、新築件数も非常に多い。
- ・コンビニや診療所など最低限の身近な都市機能が立地しているが、公共交通の利用環境は悪く、通勤通学でも約85%が自家用車等を使用している。
- ・良好な住宅地の生活環境を維持するため、日常生活に必要な身近な都市機能の維持と、拠点となる地区への公共交通等による移動手段の確保が必要である。

<人口>

● 唯一総人口が増加。年齢構成は比較的若い。

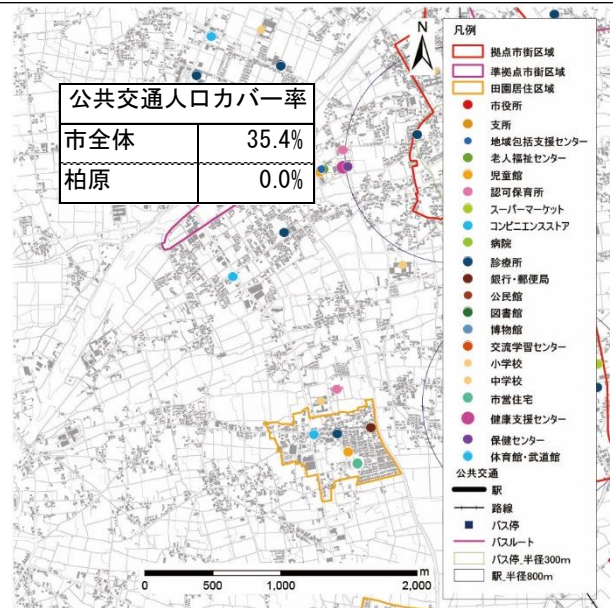
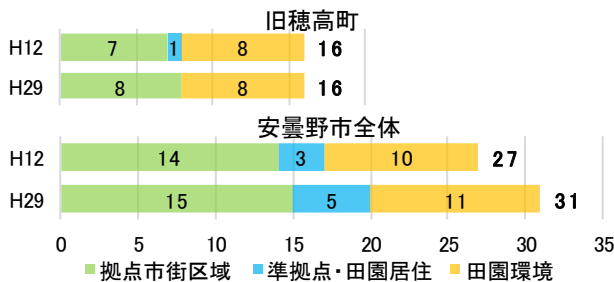
- ・ H22→H27 で人口は約6%増加（市平均約1%減少）
- ・ H22→H27 で0～14歳人口は約2%減少、15～64歳人口は横ばい、65歳以上人口は約29%増加。
- ・ 高齢化率は約25%（H27）で市平均（約30%）より低い。



<施設立地・公共交通>

- ・ 定時定路線の公共交通が存在しない。
- ・ コンビニや診療所等の身近な都市機能が立地している。

大型小売店地区別店舗数



地区内に立地する都市機能一覧（柏原）

機能	行政	介護福祉	子育て	商業	医療	金融	教育文化	健康	市営住宅
立地	—	—	児童館	コンビニ	—	銀行・郵便局	—	—	市営住宅

※地括：地域包括支援センター、老福：老人福祉センター、交流学習：交流学習センター

＜新築動向＞

- 人口当たりの新築件数は、市平均の4倍以上と非常に多い。

H23～28年度新築動向

	柏原地区	安曇野市全体
H23～28 新築件数	173 件	3,011 件
H27 人口	1,184 人	95,282 人
人口1千人あたり新築件数	146.12	31.60
全市平均に対する比率（特化係数）	4.62	1.00

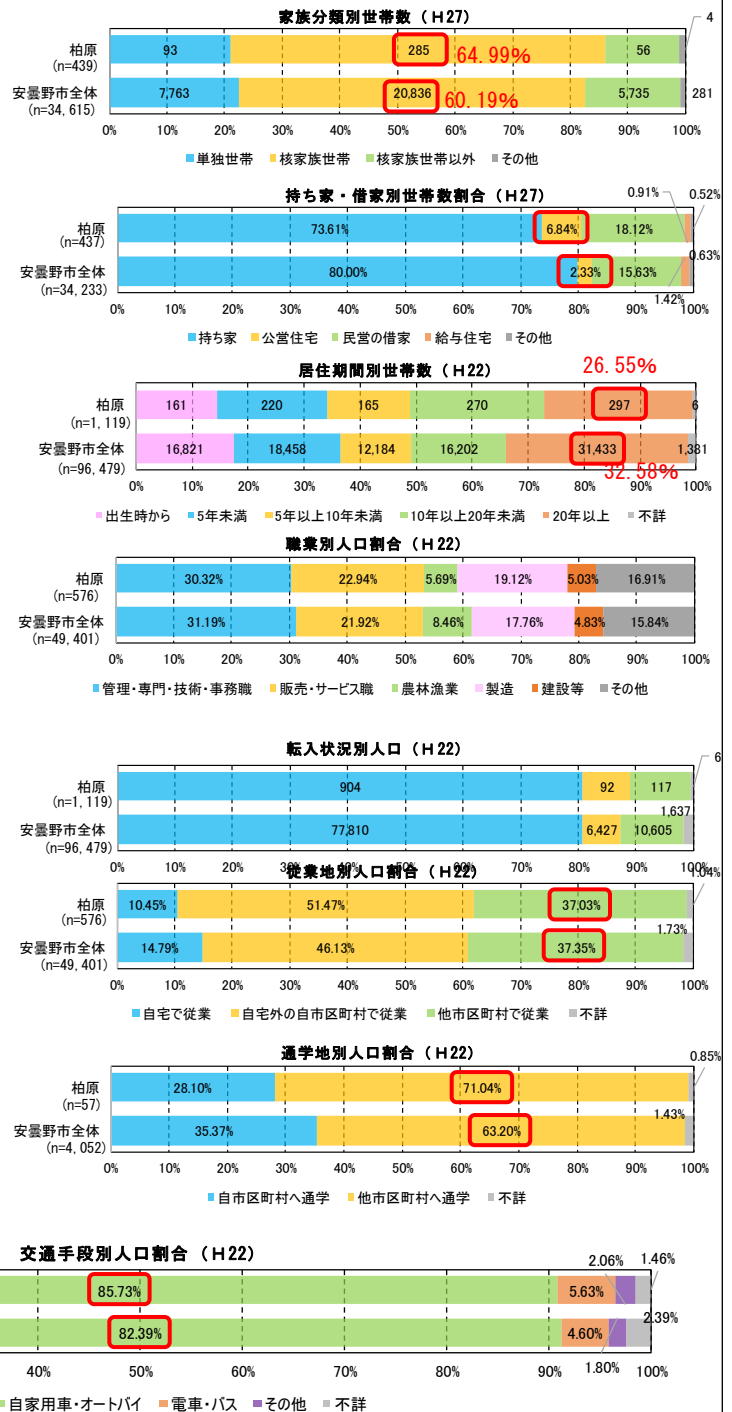
＜居住者属性＞

- **核家族の割合が他と比べ若干多い。20年未満の居住者が多い。**
 - 核家族の割合（H27）が約65%で、市平均（約60%）と比べ若干多い。
 - 公営住宅に住む世帯の割合（H27）は約7%で、市平均（約2%）と比較し多い。
 - 居住期間（H22）は、20年以上が約27%で市平均（約33%）と比較し少ない。
 - 職業別人口割合（H22）は、概ね市平均と同様の傾向。
 - 転入状況（H22）（H17→H22の移動状況）は、概ね市平均と同様の傾向。

- **他市へ通学（15歳以上）する割合が若干多い。**

- **通勤・通学の交通手段は自家用車・オートバイが若干多い。**

- 従業地（H22）は、他市で従業は約37%で市平均と同程度。
- 通学地（H22）は、他市へ通学が約71%と市平均（約63%）より約8%高い。
- 通勤・通学の交通手段（H22）は自家用車・オートバイが約86%で市平均（約82%）より若干高い。



出典：国勢調査（H22、H27）

(10)下堀地区

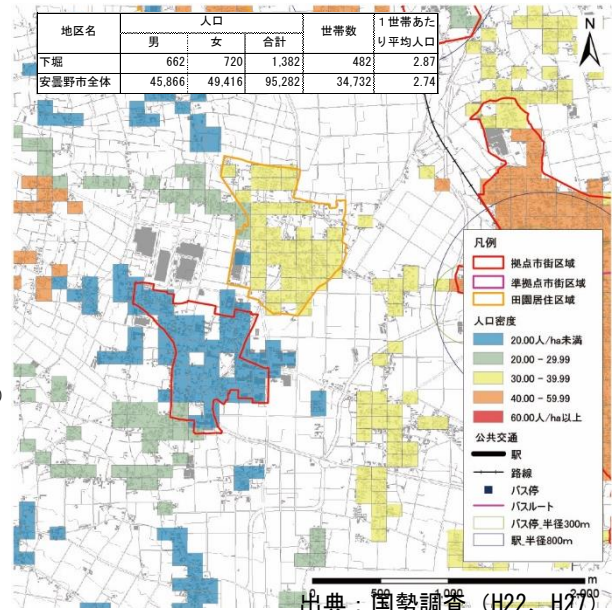
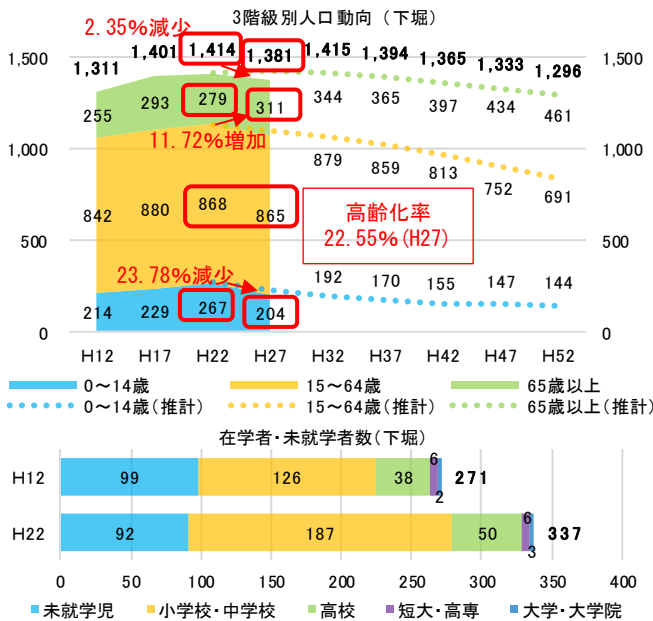
<現況・課題>

- ・本地区は、堀金拠点地区に近接する大規模な既存集落からなる地区であり、公共交通の利用環境に劣るものの、地区内に大規模商業施設が立地しているほか、堀金拠点地区の公共施設等へもアクセスしやすい地区である。
- ・堀金拠点地区と連携し、大型商業施設や各種都市機能を利用可能な生活環境を維持することで、便利な生活環境を維持することが必要である。

<人口>

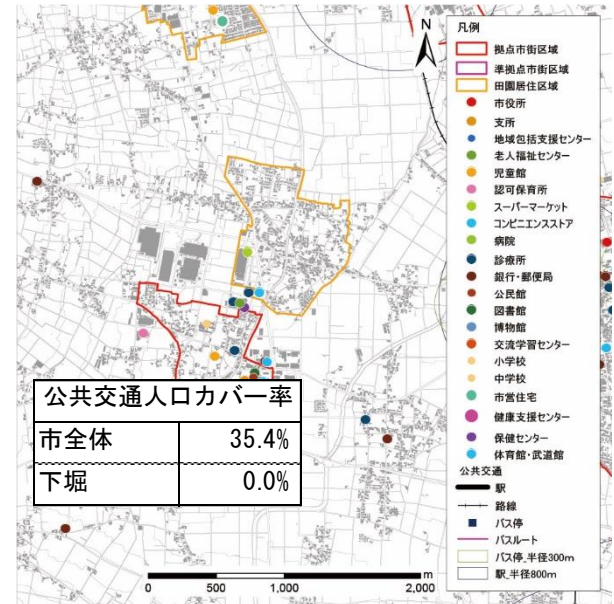
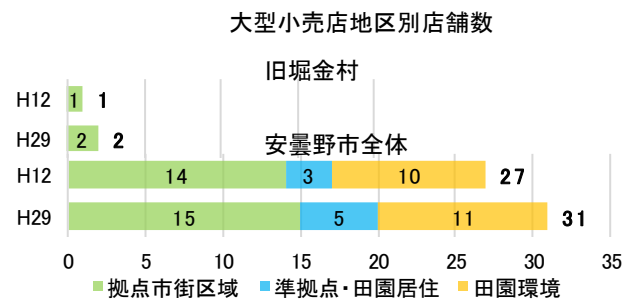
● 0～14歳人口の減少割合が最も大きい。年齢構成は比較的若い。

- ・ H22→H27 で人口は約 2%減少（市平均約 1%減少）
- ・ H22→H27 で 0～14 歳人口は約 24%減少（市平均約 8%減少）、15～64 歳人口は横ばいで、65 歳以上人口は約 12%増加（市平均約 14%増加）。
- ・ 高齢化率は約 23%（H27）で市平均（約 30%）より低い。



<施設立地・公共交通>

- ・ 定時定路線の公共交通が存在しない。
- ・ 大規模商業施設が地区内に立地するほか、堀金拠点地区の都市機能が近接している。



地区内に立地する都市機能一覧（下堀）

機能	行政	介護福祉	子育て	商業	医療	金融	教育文化	健康	市営住宅
立地	—	—	—	スーパー コンビニ	診療所	—	—	—	—

※地括：地域包括支援センター、老福：老人福祉センター、交流学習：交流学習センター

<新築動向>

- 人口当たりの新築件数は、市平均の4割以下と少ない。

H23~28 年度新築動向

	下堀地区	安曇野市全体
H23~28 新築件数	17 件	3,011 件
H27 人口	1,382 人	95,282 人
人口 1 千人あたり新築件数	12.30	31.60
全市平均に対する比率 (特化係数)	0.39	1.00

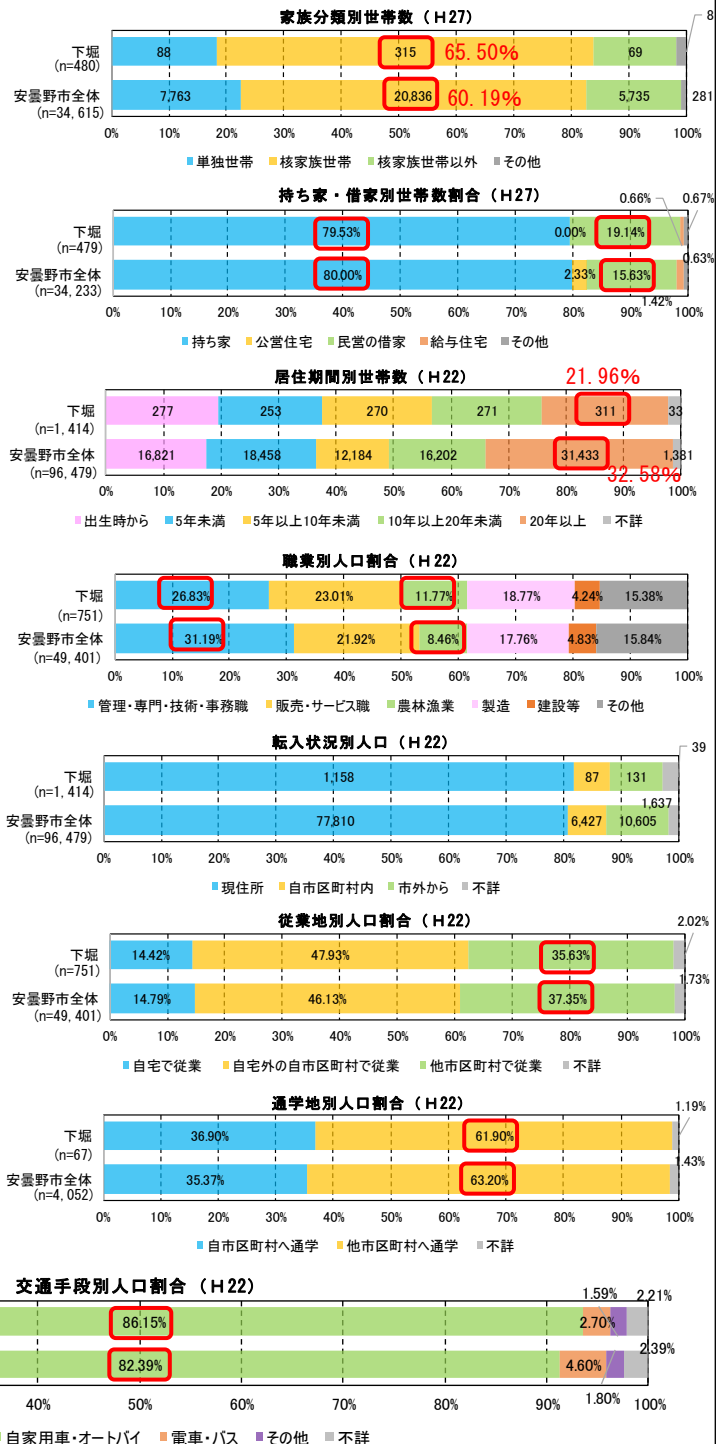
<居住者属性>

● 核家族の割合が他と比べ若干多い。20 年未満の居住者が多い。

- 核家族の割合 (H27) が約 66% で、市平均 (約 60%) と比べ若干多い。
- 持ち家の割合 (H22) は約 80% で市平均と同程度、借家の割合は約 19% で市平均 (約 16%) より若干多い。
- 居住期間 (H22) は、20 年以上が約 22% で市平均 (約 33%) と比較が少ない。
- 職業別人口割合 (H22) は農林漁業が約 12% と市平均 (約 8%) より多く、管理・専門・技術・事務職が約 27% と市平均 (約 31%) より少ない。
- 転入状況 (H22) (H17→H22 の移動状況) は、概ね市平均と同様の傾向。

● 通勤・通学の交通手段は自家用車・オートバイが若干多い。

- 従業地 (H22) は他市が約 36% (市平均約 37%)、通学地 (H22) は他市が約 62% (市平均約 63%) で概ね市平均と同様の傾向。
- 通勤・通学の交通手段 (H22) は自家用車・オートバイが約 86% で市平均 (約 82%) より若干高い。



出典：国勢調査 (H22、H27)

(11)中萱・上鳥羽・下鳥羽・真々部地区

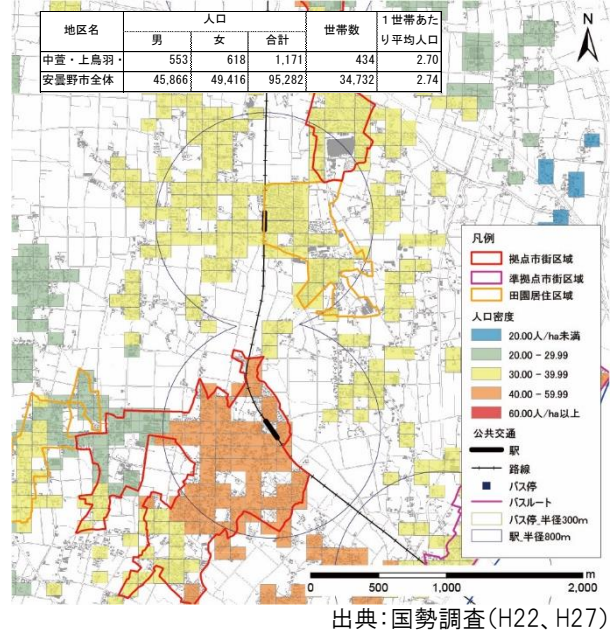
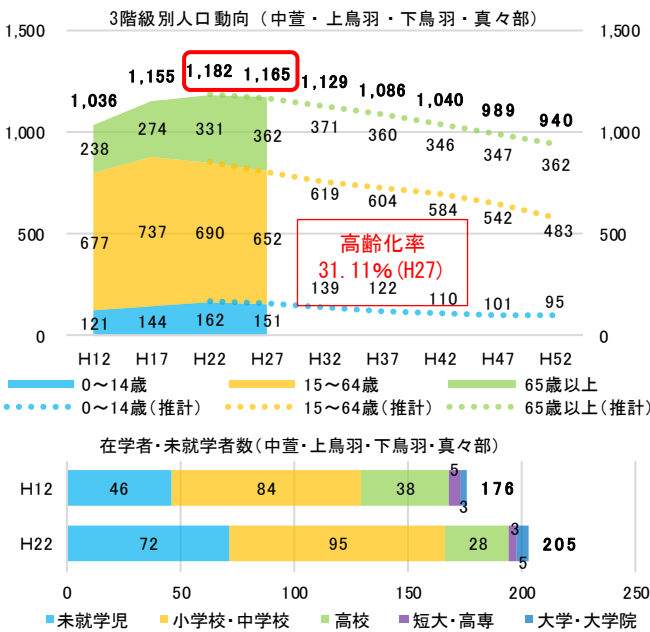
＜現況・課題＞

- ・本地区は、豊科拠点地区に隣接し、中萱駅が立地する住宅地で、他市へ通勤する人が若干多い地区である。地区内には、駅のほか、商業施設、医療施設など日常生活に必要な身近な都市機能が立地している。
- ・駅を活用して他市へも通勤可能な便利な住宅地として、日常生活に必要な身近な都市機能の維持・拡大と居住の誘導が必要である。

＜人口＞

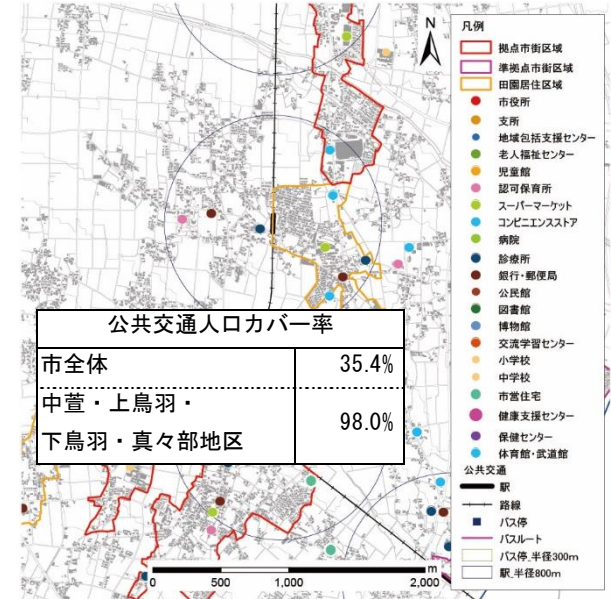
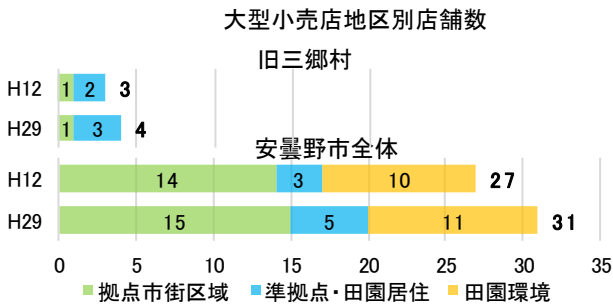
● 総人口は横ばい。高齢化の進展は市平均と同程度。

- ・ H22→H27 で人口は横ばい。
- ・ 高齢化率は約 31% (H27) で市平均 (約 30%) と同程度。



＜施設立地・公共交通＞

- ・ 中萱駅が存在し、概ね駅徒歩圏に収まる。
- ・ スーパーや診療所等の身近な都市機能が立地している。



地区内に立地する都市機能一覧（中萱・上鳥羽・下鳥羽・真々部）

機能	行政	介護福祉	子育て	商業	医療	金融	教育文化	健康	市営住宅
立地	—	—	—	スーパー コンビニ	病院	銀行・郵便局	—	—	—

※地括：地域包括支援センター、老福：老人福祉センター、交流学習：交流学習センター

<新築動向>

- 人口当たりの新築件数は、市平均よりも若干少ない。

H23～28 年度新築動向

	中萱・上鳥羽・下鳥羽・真々部地区	安曇野市全体
H23～28 新築件数	32 件	3,011 件
H27 人口	1,171 人	95,282 人
人口 1 千人あたり新築件数	27.34	31.60
全市平均に対する比率 (特化係数)	0.87	1.00

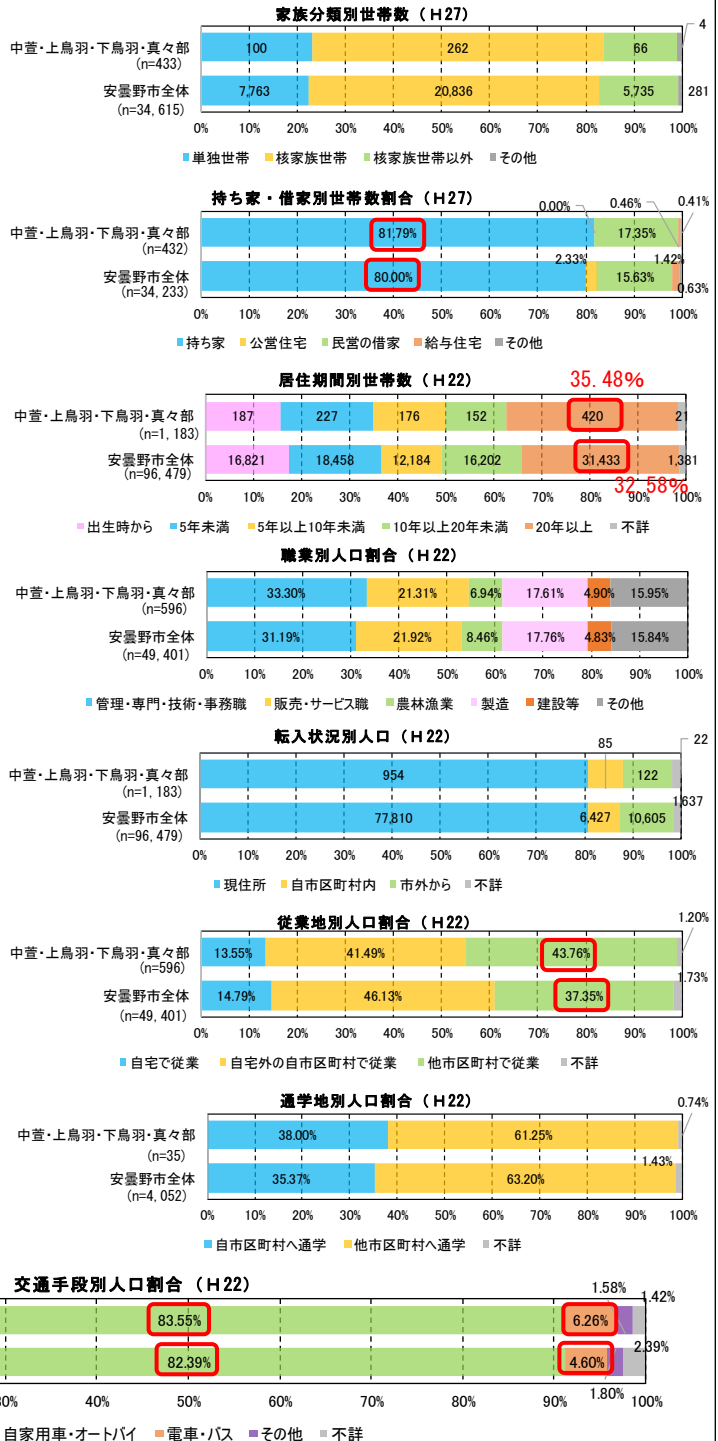
<居住者属性>

● 持ち家率が若干高く、20 年以上前に居住しはじめた人が若干多い。

- 持ち家の割合 (H27) は約 82% で市平均 (約 80%) より若干多い。
- 居住期間 (H22) は、20 年以上が約 35% で市平均 (約 33%) と比較し若干多い。
- 職業別人口割合 (H22) は、農林漁業が市平均よりも若干少なく、管理・専門・技術・事務職が市平均よりも若干多い。
- 転入状況 (H22) (H17→H22 の移動状況) は、概ね市平均と同様の傾向。

● 他市で従業する割合が若干多い。

- 従業地 (H22) は、他市が約 44% で市平均 (約 37%) より若干多い。
- 通勤・通学の交通手段 (H22) は自家用車・オートバイが約 84% (市平均約 82%)、電車・バスが約 6% (市平均約 5%)。



出典：国勢調査 (H22、H27)

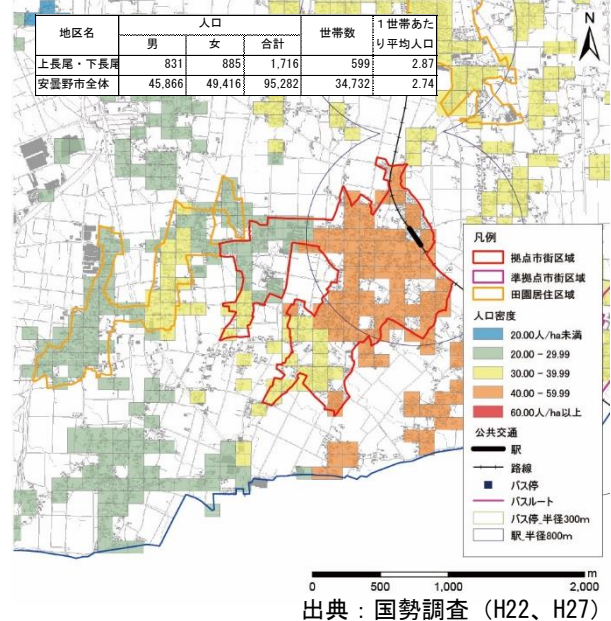
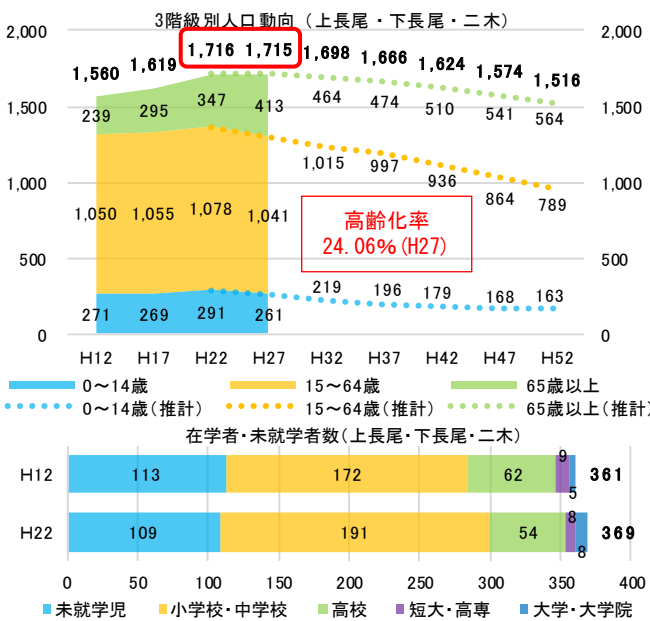
(12)上長尾・下長尾・二木地区

＜現況・課題＞

- ・本地区は、三郷拠点地区に隣接する大規模な既存集落からなる地区であり、現状では高齢化率が比較的低いものの、今後急速に高齢者の割合が増加すると見込まれる地区である。公共交通の利用環境に劣り、地区内には都市機能もほとんど立地していない。
- ・三郷拠点地区とあわせて、松本市への通勤者を受け入れる住宅地として、日常生活に必要な身近な都市機能の確保が必要である。

＜人口＞

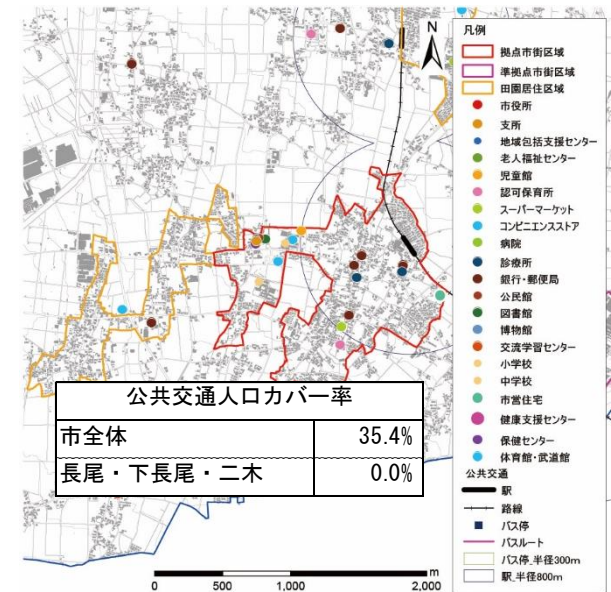
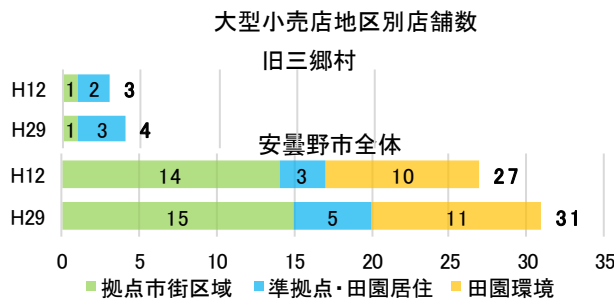
- 総人口は横ばい。年齢構成は比較的若い。
- 今後、人口減少・高齢化が進展。
- ・ H22→H27 で人口は横ばい。
- ・ 高齢化率は約24%（H27）で市平均（約30%）より低い。



出典：国勢調査（H22、H27）

＜施設立地・公共交通＞

- ・ 定時定路線の公共交通が存在しない。
- ・ 地区内に、都市機能はほとんど存在しない。



地区内に立地する都市機能一覧 (上長尾・下長尾・二木)

機能	行政	介護福祉	子育て	商業	医療	金融	教育文化	健康	市営住宅
立地	—	—	—	—	—	銀行・郵便局	—	—	—

※地括：地域包括支援センター、老福：老人福祉センター、交流学習：交流学習センター

<新築動向>

- 人口当たりの新築件数は、市平均の6割以下と少ない。

H23~28年度新築動向

	上長尾・下長尾・二木地区	安曇野市全体
H23~28 新築件数	31件	3,011件
H27 人口	1,716人	95,282人
人口1千人あたり新築件数	18.06	31.60
全市平均に対する比率(特化係数)	0.57	1.00

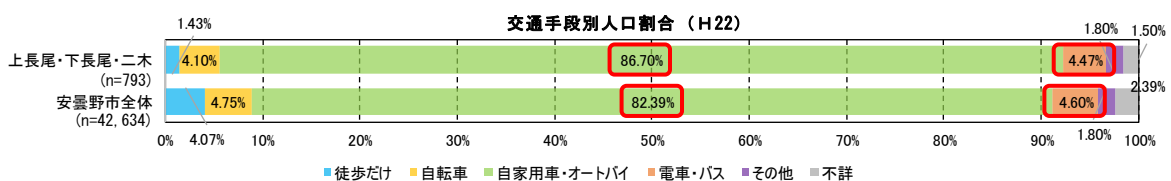
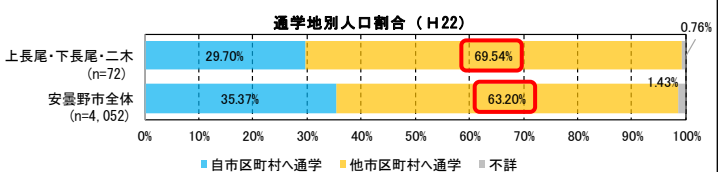
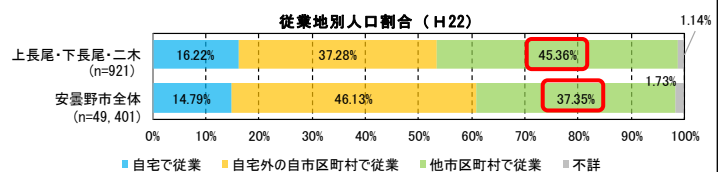
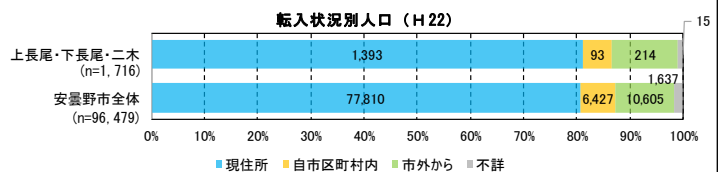
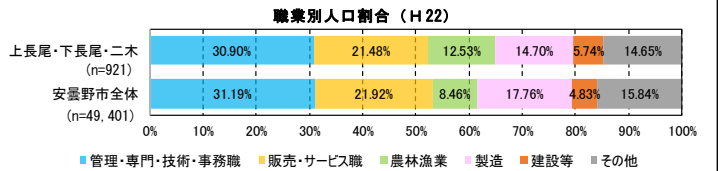
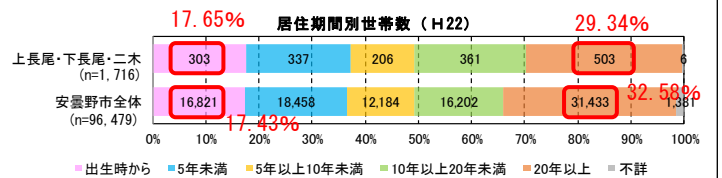
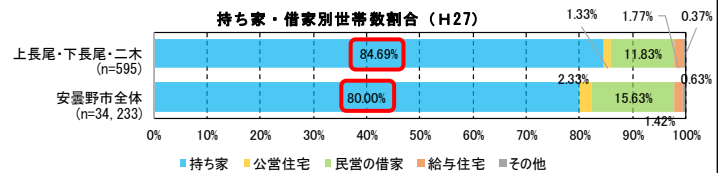
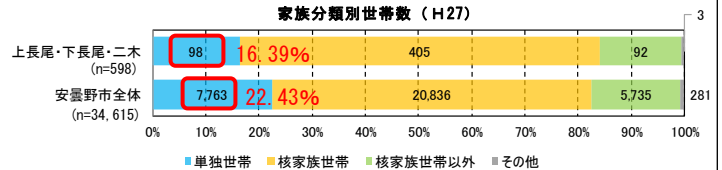
<居住者属性>

● 持ち家率が若干高く、20年未満の居住者が若干多い。

- 単独世帯の割合(H27)は約16%(市平均約22%)と少ない。
- 持ち家の割合(H27)は約85%で市平均(約80%)より若干多い。
- 居住期間(H22)は、20年以上が約29%で市平均(約33%)と比較し若干少ない。出生時からが約18%で、市平均(約17%)と同程度。
- 職業別人口割合(H22)は、農林漁業が約13%と市平均(約8%)より多い。
- 転入状況(H22)(H17→H22の移動状況)は、概ね市平均と同様の傾向。

● 他市で従業する割合は三郷拠点地区より若干少ない。

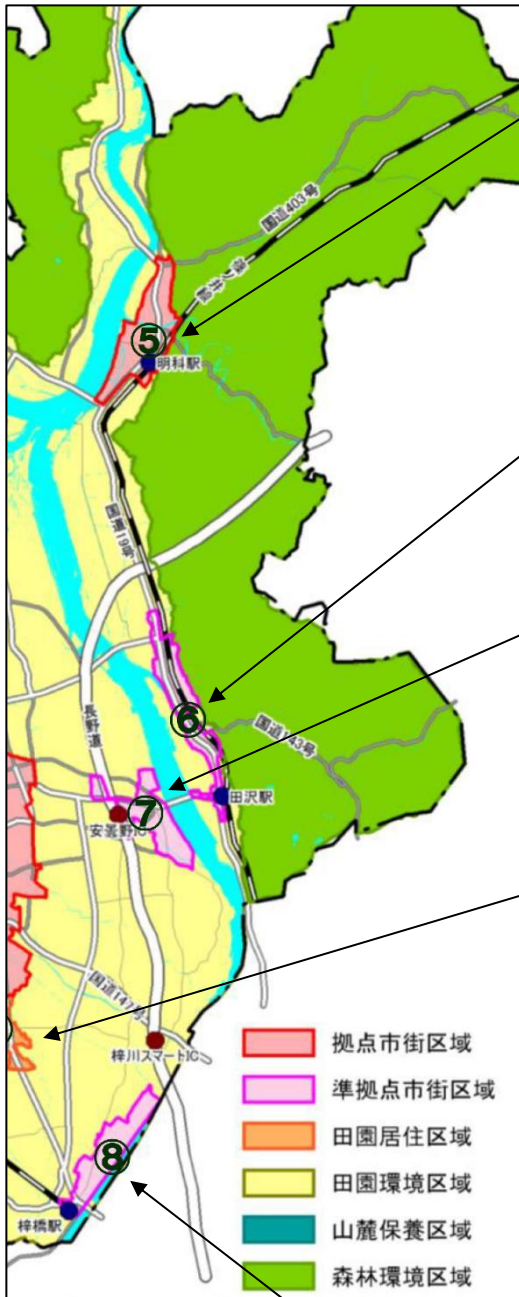
- 従業地(H22)は、他市が約45%で市平均(約37%)より高い。
- 通学地(H22)は、他市が約70%で市平均(約63%)より若干高い。
- 通勤・通学の交通手段(H22)は電車・バスが約4%(市平均約5%)、自家用車・オートバイが約87%(市平均約82%)。



出典：国勢調査 (H22、H27)

(13) 各地区のまとめ





⑤明科拠点地区

- ・市の北東の拠点であり、駅周辺に各種施設がコンパクトに集積した地区。市内で最も人口減少・高齢化が進展している。
⇒駅周辺に集積した都市機能の活用と居住の促進が必要。

⑥田沢・光地区(準拠点)

- ・かつての新興住宅地であり、他市への通勤が多い地区。地区内に駅が立地するものの、都市機能の集積は少ない。
⇒便利な住宅地として、身近な都市機能の確保と駅の活用が必要。

⑦安曇野 I.C.地区(準拠点)

- ・かつての新興住宅地であり、人口密度が高い地区。
⇒便利な住宅地として、身近な都市機能の確保が必要。

⑫中萱・上鳥羽・下鳥羽・真々部地区(田園居住)

- ・豊科拠点地区に隣接し、地区内に駅が立地する既存市街地。商業施設や医療施設などの身近な都市機能が立地している。
⇒便利な住宅地として、身近な都市機能の確保と駅の活用が必要。

⑧たつみ原地区(準拠点)

- ・かつての新興住宅地であり、他市への通勤が多い地区。地区に隣接して駅が立地するものの、都市機能の集積は少ない。
⇒便利な住宅地として、身近な都市機能の確保と駅の活用が必要。

5. まちづくり方針(ターゲット)の設定

(1) まちづくり方針1

人口減少下において各地域の核となる5つの中心拠点(拠点市街)の確保

● 5つの中心拠点の確保

- ・ 商業機能等の都市機能を5つの中心拠点(拠点市街)に確保し、周辺の住宅地・集落からのアクセスを確保して、都市の利便性を享受できる暮らしやすい住環境を確保する。

● 高度な都市機能の利用環境の確保

- ・ 5つの中心拠点が相互に連携するよう拠点間のアクセスを確保し、必要に応じて高度な都市機能を利用できる環境を確保する。
- ・ 市内2路線の鉄道を維持・活用し、松本都市圏へもアクセスできる環境を確保する。

● 中心市街地の賑わいの確保

- ・ 5つの中心拠点の賑わいを創出し、新たな産業や観光客を呼び込み商工業・観光の振興と育成を図る。

(2) まちづくり方針2

安曇野の美しい景色、山岳、森林、田園の継承と、既存市街地の暮らしやすい住環境の創出

● 美しい景色、山岳、森林、田園の継承

- ・ 土地利用制度による田園環境区域・山麓保養区域・森林環境区域における開発・建築の制限と、拠点市街区域・準拠点市街区域・田園居住区域における住宅取得等への支援により、既存市街地において開発・建築や居住を誘導し、安曇野市の美しい景色、山岳、森林、田園の環境を保全する。

● 既存市街地の暮らしやすい住環境の創出

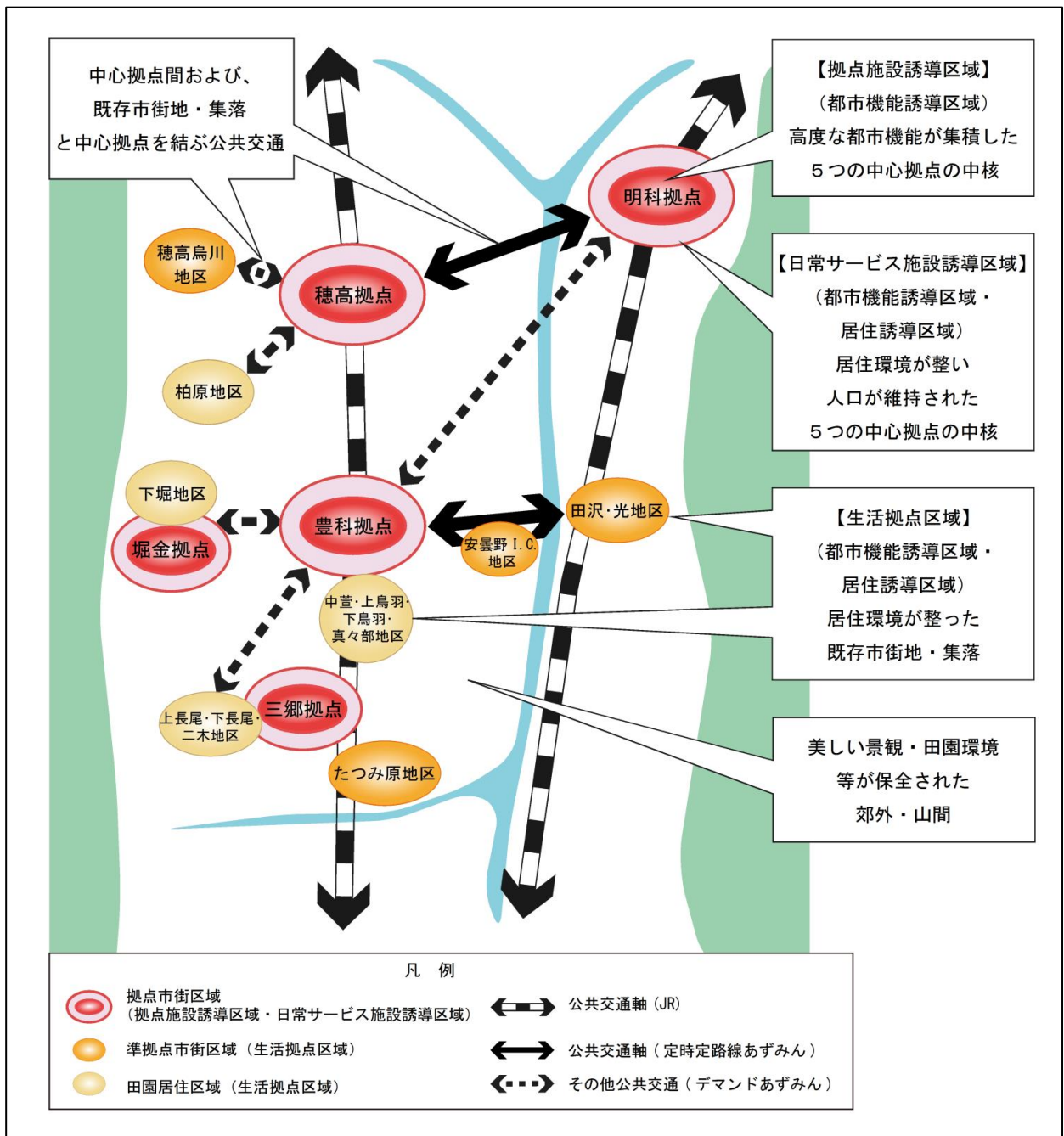
- ・ 既存市街地において、日常生活に必要な身近な都市機能を確保し、暮らしやすい住環境を創出する。
- ・ 駅を中心とした通勤環境を向上し、近隣市町村へ通勤する世帯にとっても暮らしやすい住環境を創出する。

6. 目指すべき都市の骨格構造

5つの中心拠点（拠点市街区域）を核に高度な都市機能が集積して人口が維持され、周辺の既存市街地・集落にも居住環境が整い、これらの中心拠点および既存市街地・集落と中心拠点を結ぶ公共交通があり、美しい景観・田園環境が保全された、多極ネットワーク型の都市構造を目指す。

なお、5つの中心拠点に、それぞれ全ての都市機能を立地するのではなく、それぞれの特性に応じた都市機能が立地し、相互に補完することで市全体として必要な都市機能が利用可能な状態を目指す。

図表. 将来都市構造図

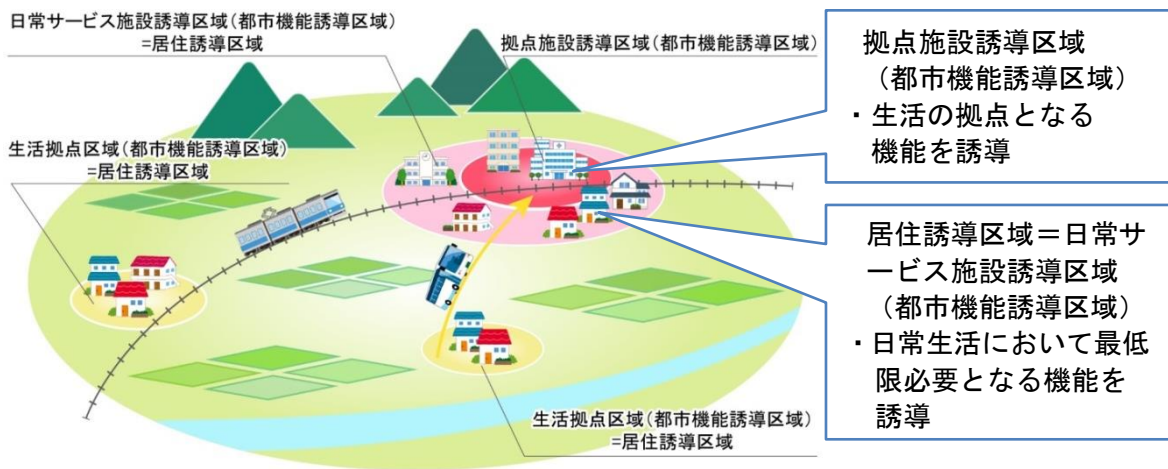


(1) 拠点施設誘導区域(都市機能誘導区域)

5つの中心拠点である拠点市街区域において、特に中核となる区域を拠点施設誘導区域（都市機能誘導区域）と設定し、高度な都市機能の集積を図る。

(2) 日常サービス施設誘導区域(都市機能誘導区域)＝居住誘導区域

居住誘導区域と同一の区域において、日常生活に最低限必要となる都市機能の誘導のために、日常サービス施設誘導区域として重層的に都市機能誘導区域を設定する。5つの中心拠点である拠点市街区域において、生活利便性の維持・向上と居住の誘導により、都市機能及び公共交通の維持に必要となる人口の維持を図る。

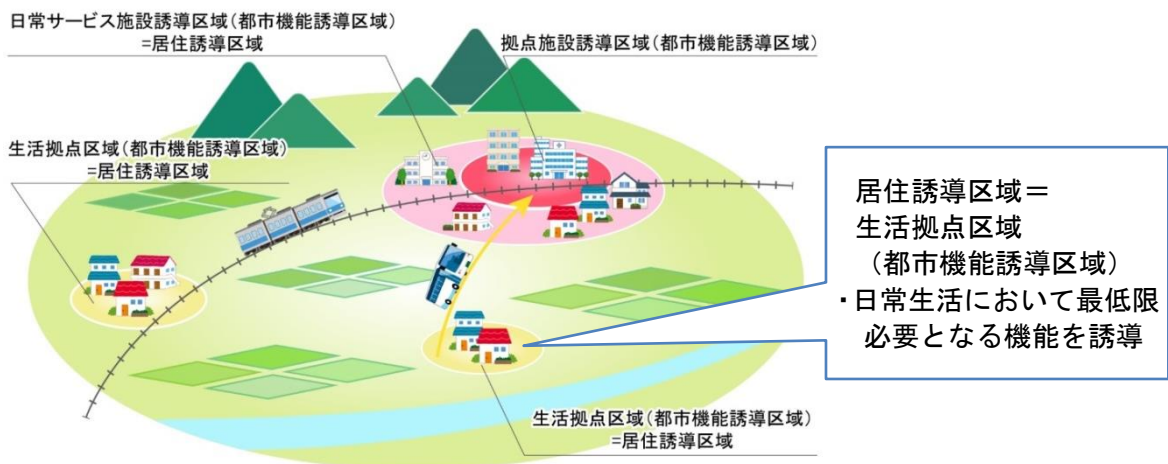


都市機能誘導区域とは、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

(出典：立地適正化計画の作成に関するQ&A 国土交通省)

(3) 生活拠点区域(都市機能誘導区域)＝居住誘導区域

既存市街地・集落である準拠点市街区域、田園居住区域において、日常生活に必要な都市機能の集積を図るとともに、これらの維持に必要となる人口の維持を図る。



(4) 郊外・山間

既存市街地・集落以外の区域である田園環境区域・山麓保養区域、森林環境区域において、開発の抑制を図り、安曇野市の美しい景色、山岳、森林、田園の環境を保全する。

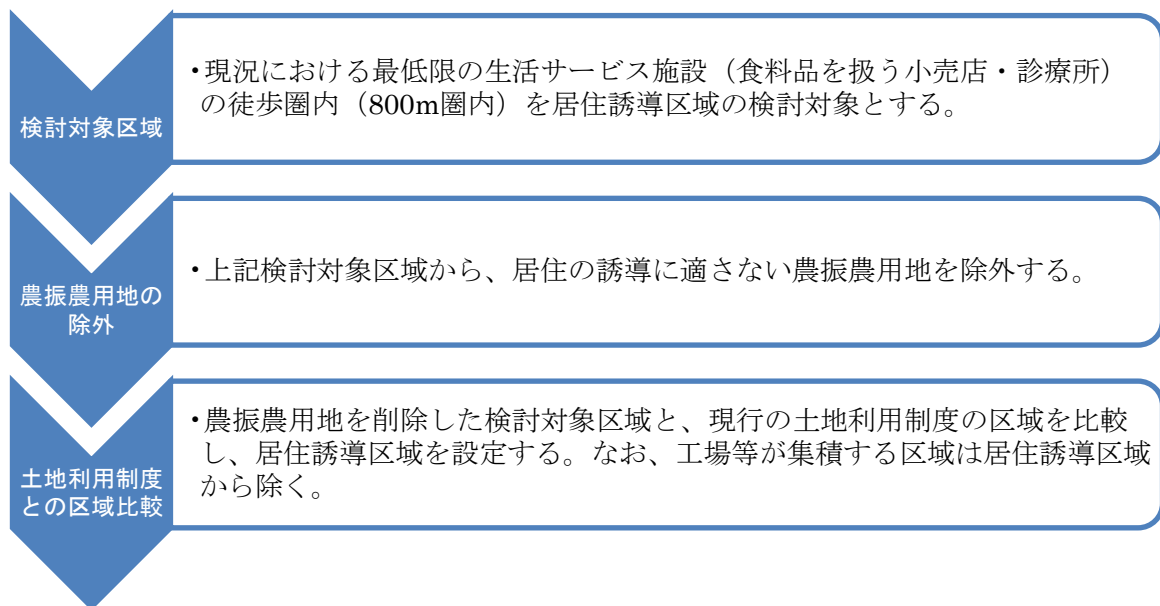
図表. 国土利用計画における区域と本計画における区域の関係

	国土利用計画（安曇野市計画）における各区域の基本方向	本計画における区域設定の考え方
拠点市街区域	<p>拠点市街区域は、一定の都市機能が集積している旧町村の中心市街地の区域で、それぞれの地域の特性、歴史や文化を活かしながら、魅力的な街並みや良好な住環境の形成が望まれる。</p> <p>したがって、この区域では、住宅、店舗、事務所、工場、公共公益施設など、市街地形成に寄与する用途を優先的かつ計画的に誘導し、市の拠点としての都市機能の増進を図る。</p>	<p>○拠点施設誘導区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点市街区域の中でも、特に拠点性の高い区域に生活の拠点となる機能を誘導。 <p>○日常サービス施設誘導区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点市街区域全般において、居住の誘導とあわせて日常生活において最低限必要となる機能を誘導。
準拠点市街区域	<p>準拠点市街区域は、拠点市街区域以外の都市計画法に基づく用途地域で、土地区画整理事業などにより計画的な土地利用誘導が図られてきた区域である。今後もこの方向性の継続が望まれる。</p> <p>したがって、この区域では、住宅、店舗、事務所、工場、公共公益施設など、市街地形成に寄与する用途を計画的に誘導し、拠点市街区域に準じて都市機能の増進を図る。</p>	<p>○生活拠点区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住の誘導とあわせて日常生活において最低限必要となる機能を誘導。
田園居住区域	<p>田園居住区域は、鉄道駅や幹線道路を中心に、隣り合う宅地のまとまりが概ね20ha以上の規模をもつ区域で、良好な住環境の形成が望まれる。</p> <p>したがって、この区域では、駅などを中心とした田園内にある比較的規模の大きな集落内に、住宅、店舗、公共公益施設など、居住地形成に必要な用途を集約することにより生活機能の増進を図るとともに、区域外の農地への無秩序な宅地の拡大を防止する。</p>	<p>○生活拠点区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住の誘導とあわせて日常生活において最低限必要となる機能を誘導。

7. 区域の設定

(1) 居住誘導区域の設定

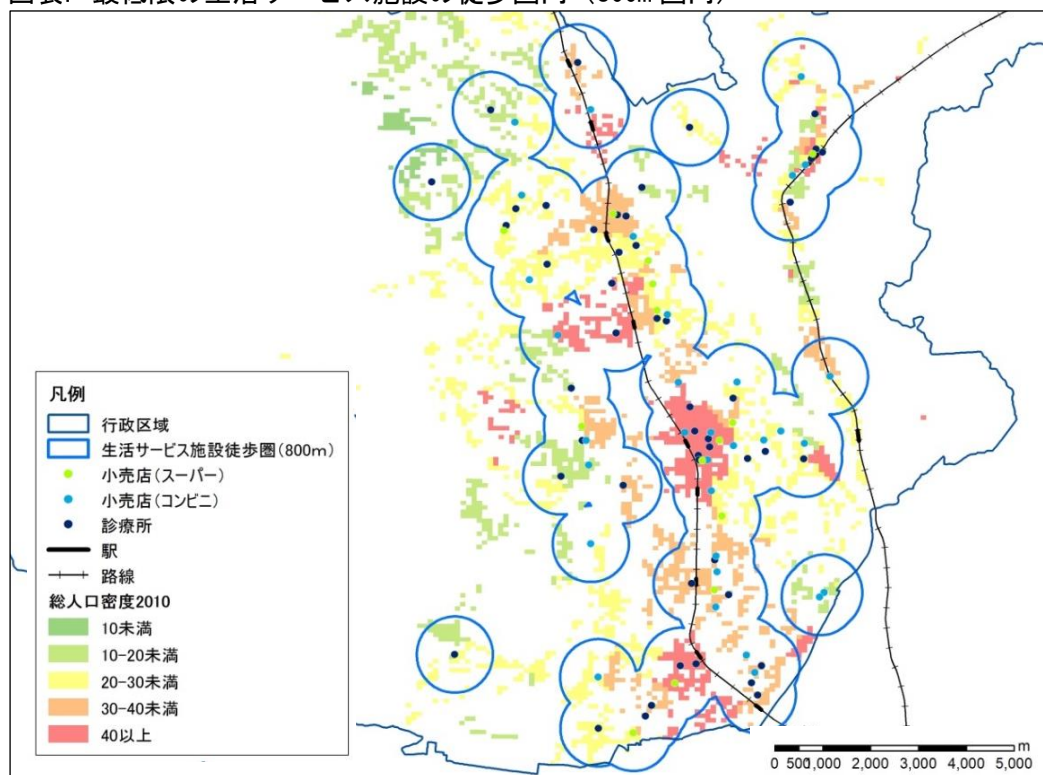
居住誘導区域は、以下のフローで検討を行う。



① 検討対象区域

現況における最低限の生活サービス施設（食料品を扱う小売店・診療所）の徒歩圏内（800m 圏内）は以下のとおりである。

図表. 最低限の生活サービス施設の徒歩圏内（800m 圏内）

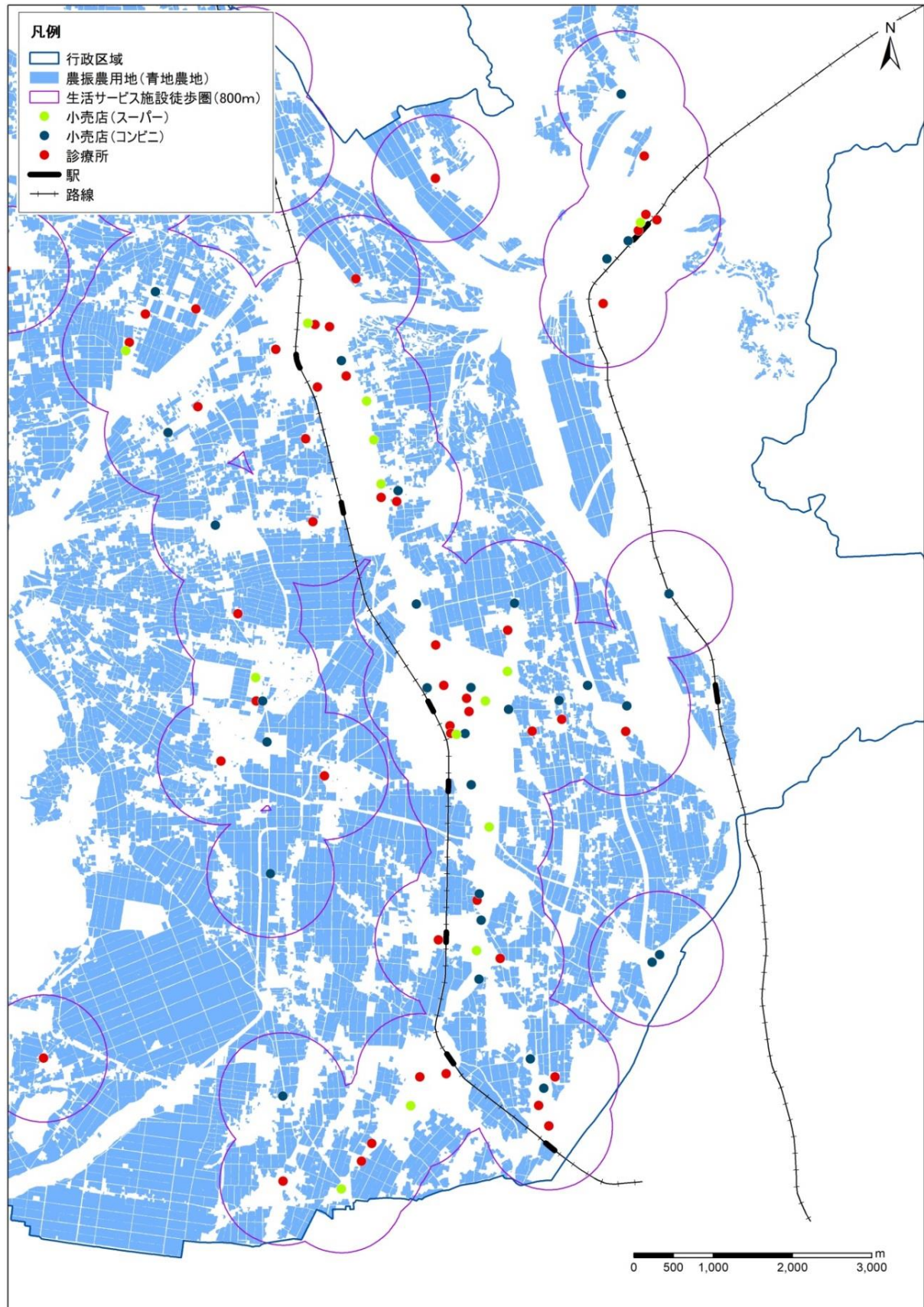


出典：安曇野市立地適正化計画予備調査（H27）

② 農振農用地の除外

検討対象区域から除外する、居住の誘導に適さない農振農用地は以下のとおりである。

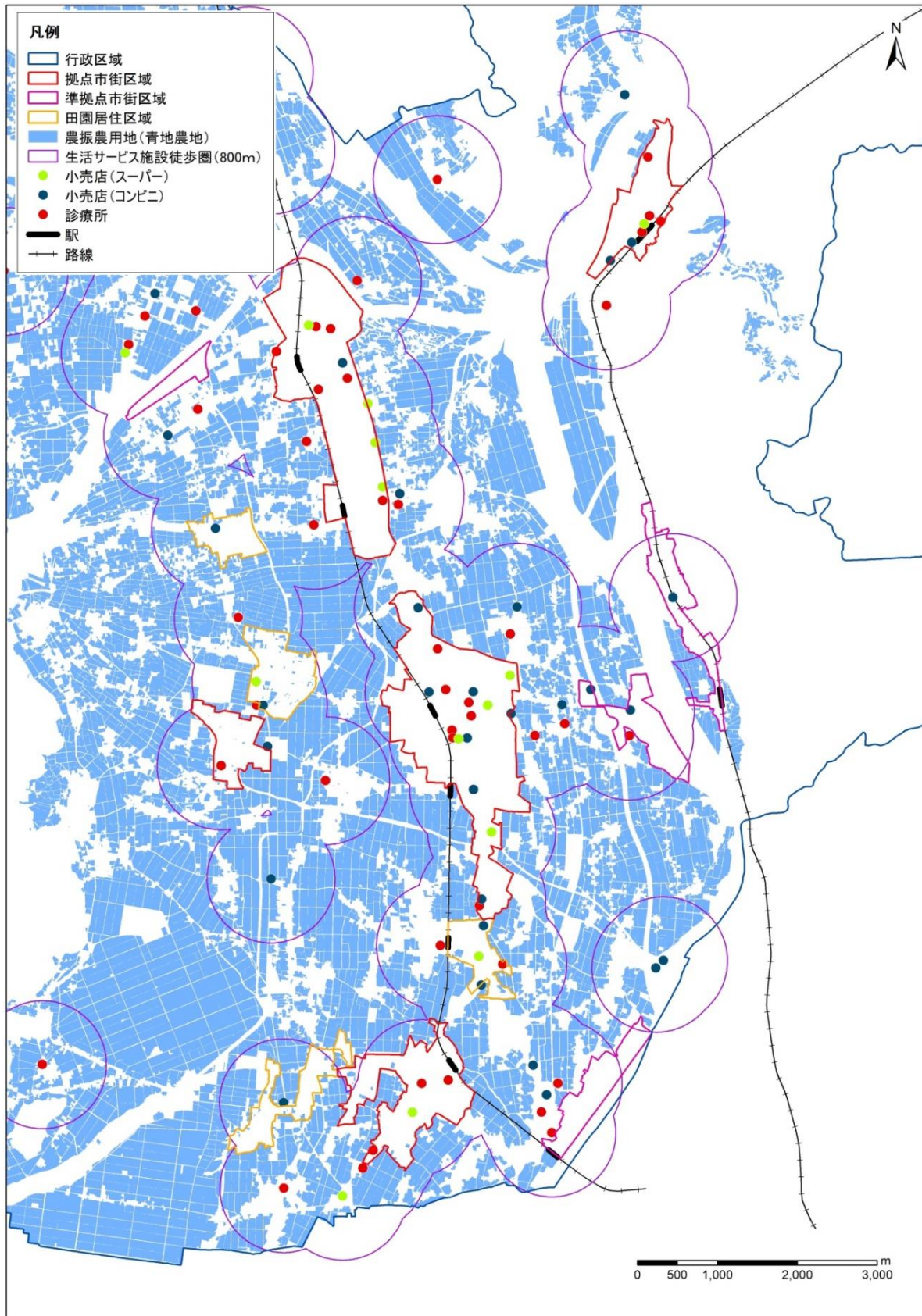
図表. 検討対象区域から除外する農振農用地



③ 土地利用制度との区域比較

生活サービス施設の徒歩圏 800m内かつ農振農用地区域外となる区域は、概ね土地利用制度の拠点市街区域・準拠点市街区域・田園居住区域と一致している。

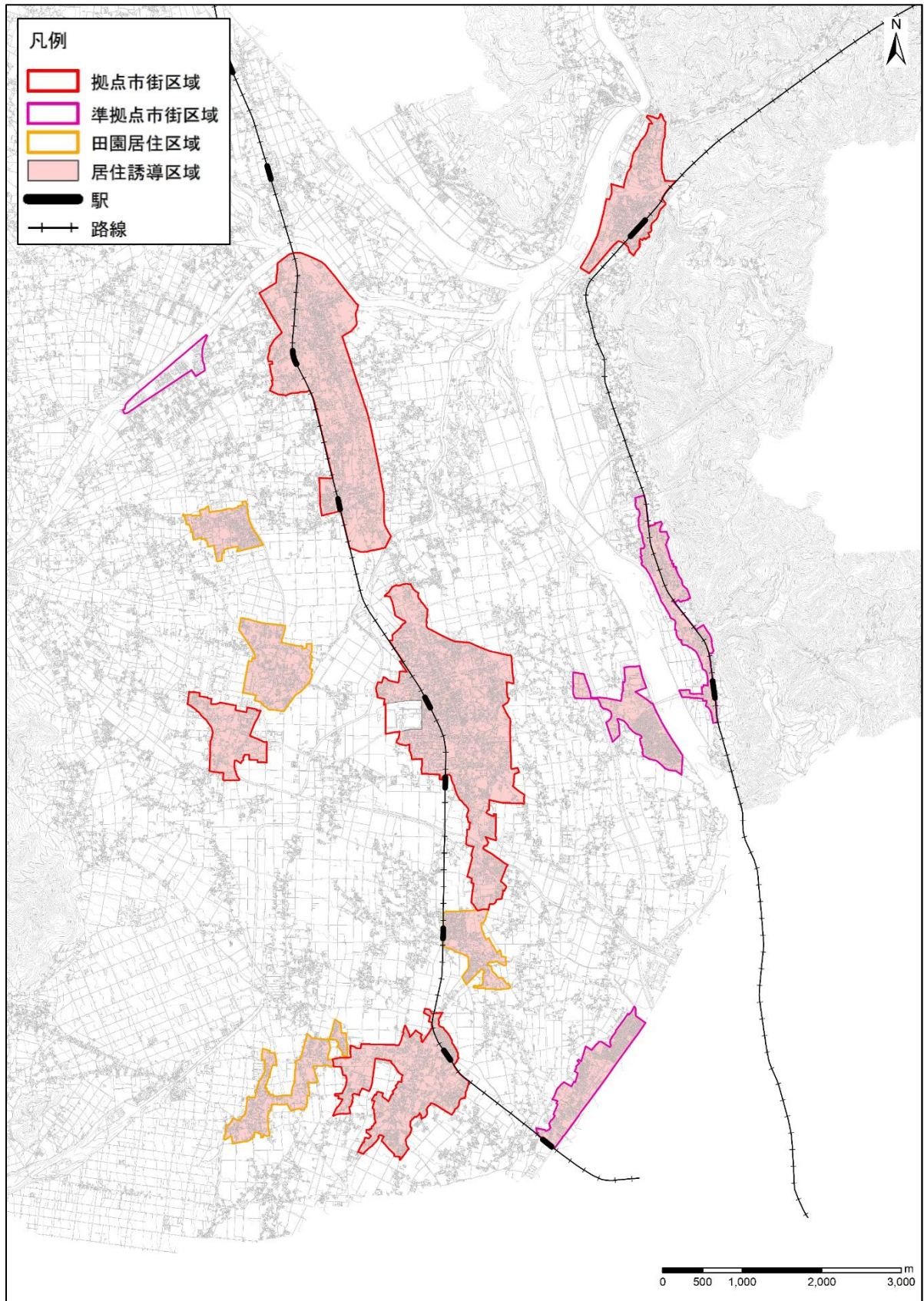
図表. 土地利用制度との区域比較図



④ 居住誘導区域の設定

上記検討結果を踏まえ、安曇野市における居住誘導区域は以下のとおりとする。なお、工場等が
集積する区域は、居住誘導区域から除外する。

図面. 居住誘導区域図



(2) 都市機能誘導区域の設定

① 拠点施設誘導区域（都市機能誘導区域）

5つの拠点市街区域の中で、特に地域の中心となる駅または市役所・支所から高齢者徒歩圏を参考に半径500mの区域を拠点施設誘導区域（都市機能誘導区域）とし、高度な都市機能の誘導を図る。

なお、駅または市役所・支所に近接する区域であっても工場等が集積する区域においては、引き続き産業系の土地利用をおこなうことで田園産業都市の実現を図ることとし拠点施設誘導区域（都市機能誘導区域）には含めない。

項目	内容
拠点施設誘導区域 （都市機能誘導区域）の設定条件	拠点市街区域の中心的な鉄道駅（穂高駅、豊科駅、一日市場駅、明科駅）から概ね半径500mに含まれる街区および、市役所・支所から概ね半径500mに含まれる街区を中心に、各種都市機能が集積する区域。 ただし、工場等が集積する区域を除く。

② 日常サービス施設誘導区域（都市機能誘導区域）＝居住誘導区域

拠点市街区域全体について、市の拠点として生活しやすい環境を維持・拡充するため、日常サービス施設誘導区域とし、日常生活に必要な都市機能の誘導を図る。

なお、都市機能誘導区域と同様に、工場等が集積する区域は居住誘導区域には含めない。

項目	内容
日常サービス施設誘導区域の 設定条件	拠点市街区域に含まれる区域。 ただし、工場等が集積する区域を除く。

③ 生活拠点区域（都市機能誘導区域）＝居住誘導区域

本市では、田園環境区域等の環境を保全するために準拠点市街区域、田園居住区域を既存市街地・集落として開発や居住を容認してきた。そこで、これら準拠点市街区域、田園居住区域について、引き続き居住を維持していくために、これらの区域を生活拠点区域とし、日常生活に必要な都市機能の誘導を図る。

なお、工場等が集積する区域は生活拠点区域には含めない。

項目	内容
生活拠点区域の 設定条件	準拠点市街区域、田園居住区域に含まれる区域。 ただし、工場等が集積する区域を除く。

(3) 災害リスクへの考え方

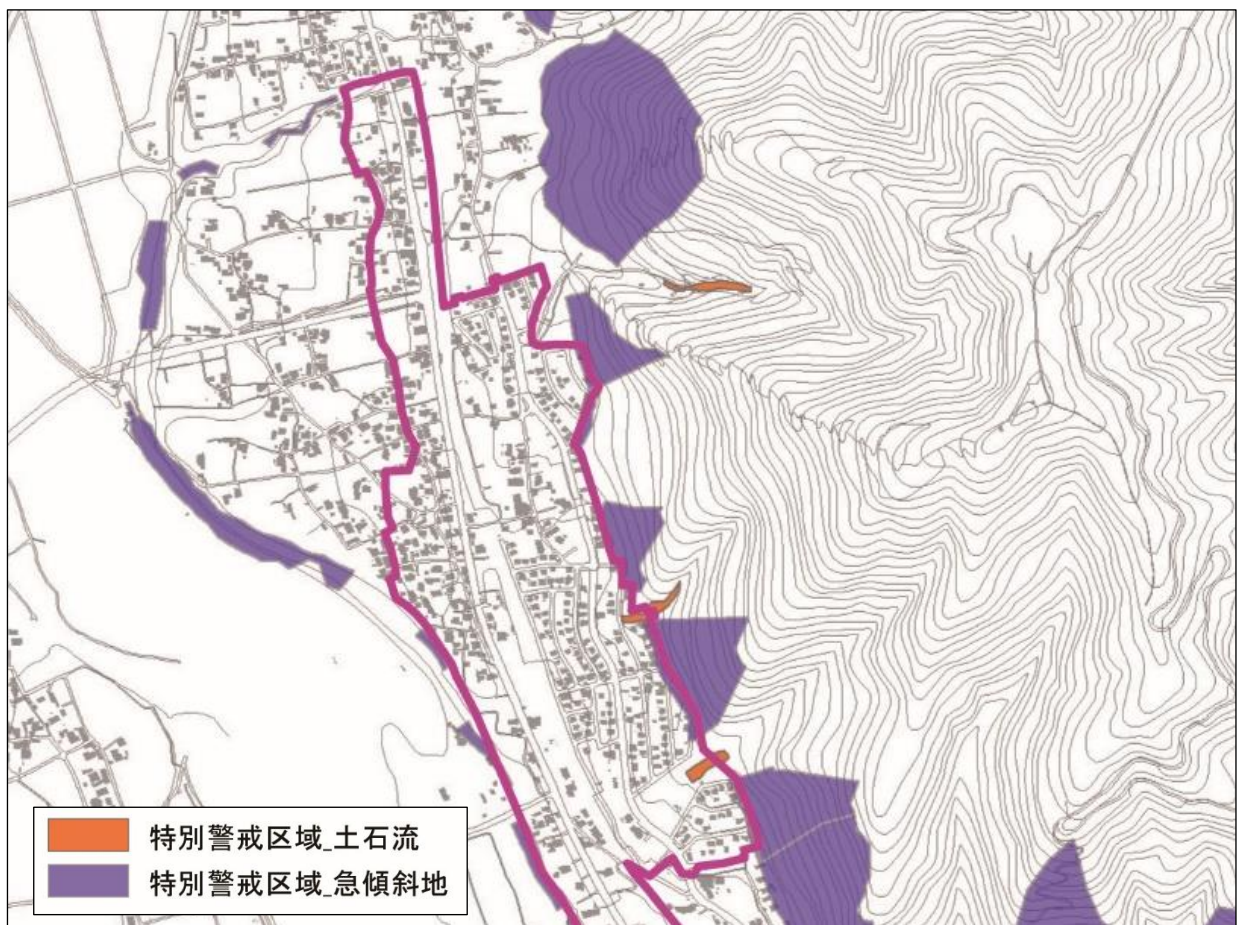
区域の設定にあたり、災害リスクについては以下のように考える。

① 土砂災害特別警戒区域への対応

土砂災害特別警戒区域は、生活拠点区域（都市機能誘導区域・居住誘導区域）となる準拠点市街区域の田沢・光地区の一部において存在する。

しかし、田沢・光地区では、長野県が平成 30 年までに対策事業を完了予定であり、近い将来には災害リスクが低下することが予想される。そこで、これらの区域では災害リスクに対する周知を徹底することとし、都市機能誘導区域、居住誘導区域から除外は行わないこととする。

図表. 土砂災害特別警戒区域図



出典：防災マップ

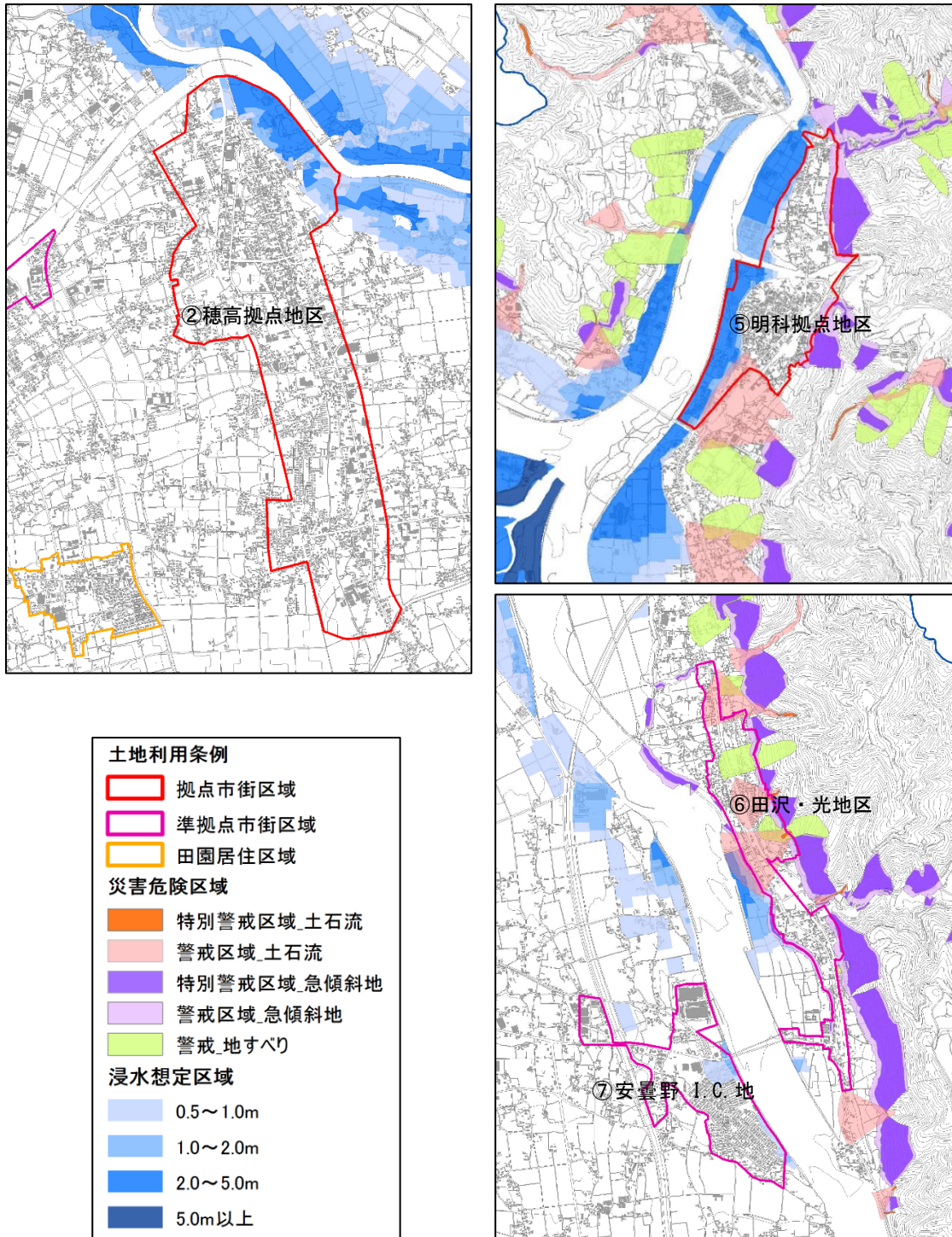
② 土砂災害警戒区域および浸水区域への検討

土砂災害警戒区域は、明科拠点地区および田沢・光地区の一部に存在し、浸水区域は、明科拠点地区および、穂高拠点地区、安曇野 I.C. 地区の一部に存在している。

土砂災害警戒区域については、防災情報の周知および、対策事業の実施をおこなうこととし、都市機能誘導区域、居住誘導区域から除外は行わないこととする。

浸水区域については、明科拠点地区において災害リスクが周知され、避難体制等が構築されているほか、穂高拠点地区、安曇野 I.C. 地区においても同様の取り組みを推進するものとし、都市機能誘導区域、居住誘導区域から除外は行わないこととする。

図表. 各地区の土砂災害特別警戒区域図



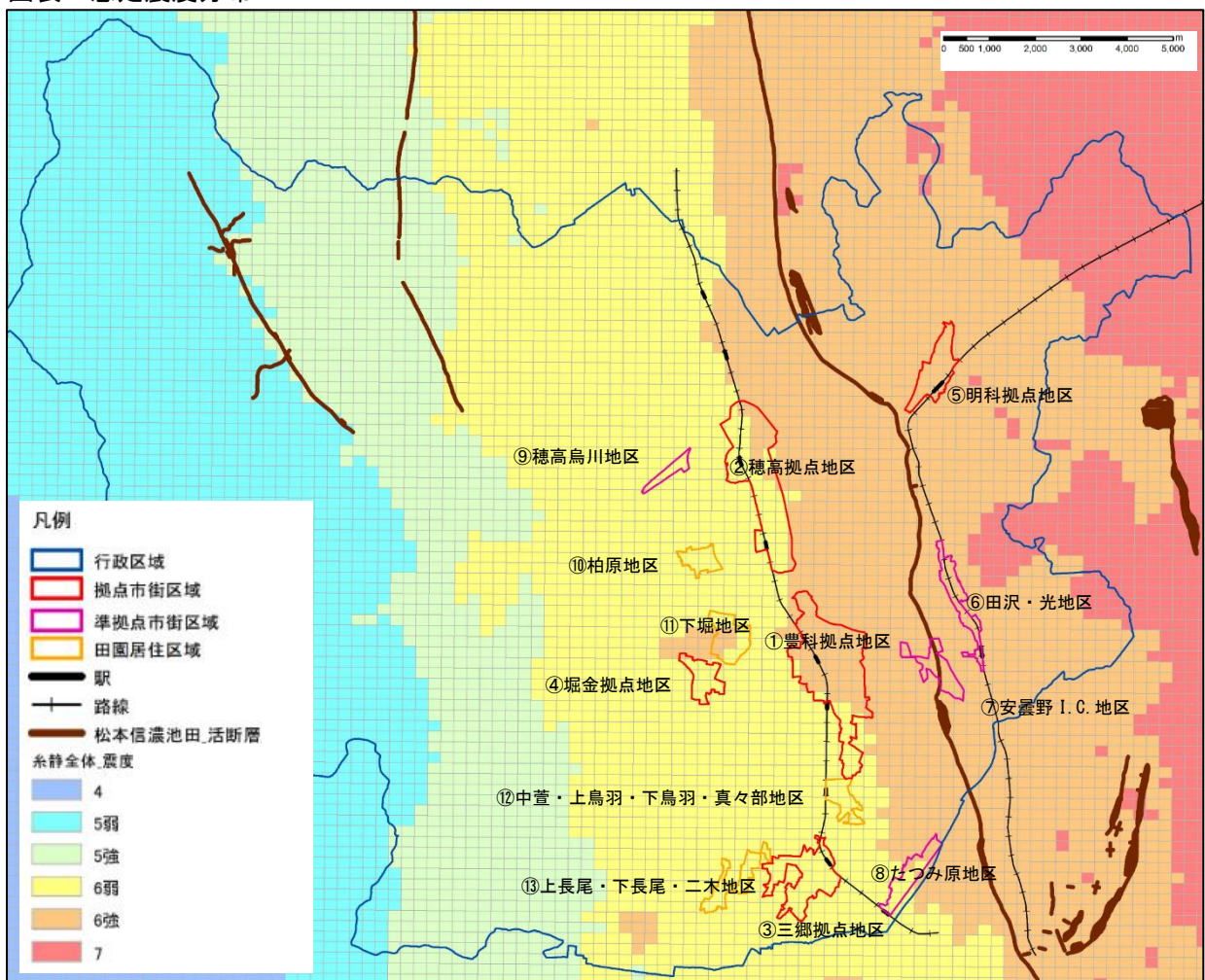
出典：防災マップ

③ 地震災害への検討

本市の市街地においては、最大震度6強の揺れが想定されている。なお、建築基準法の耐震規定においては震度6強～震度7程度の大規模な地震に対しても人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じさせないことを目標としていることから、地震災害については防災情報の周知をおこなうこととし、都市機能誘導区域、居住誘導区域から除外は行わないこととする。

また、活断層への対応について、活断層からどの程度の離隔を取れば安全が確保されるのかが解明されていないことから、同じく防災情報の周知をおこなうこととし、都市機能誘導区域、居住誘導区域から除外は行わないこととする。

図表. 想定震度分布



出典：防災マップ

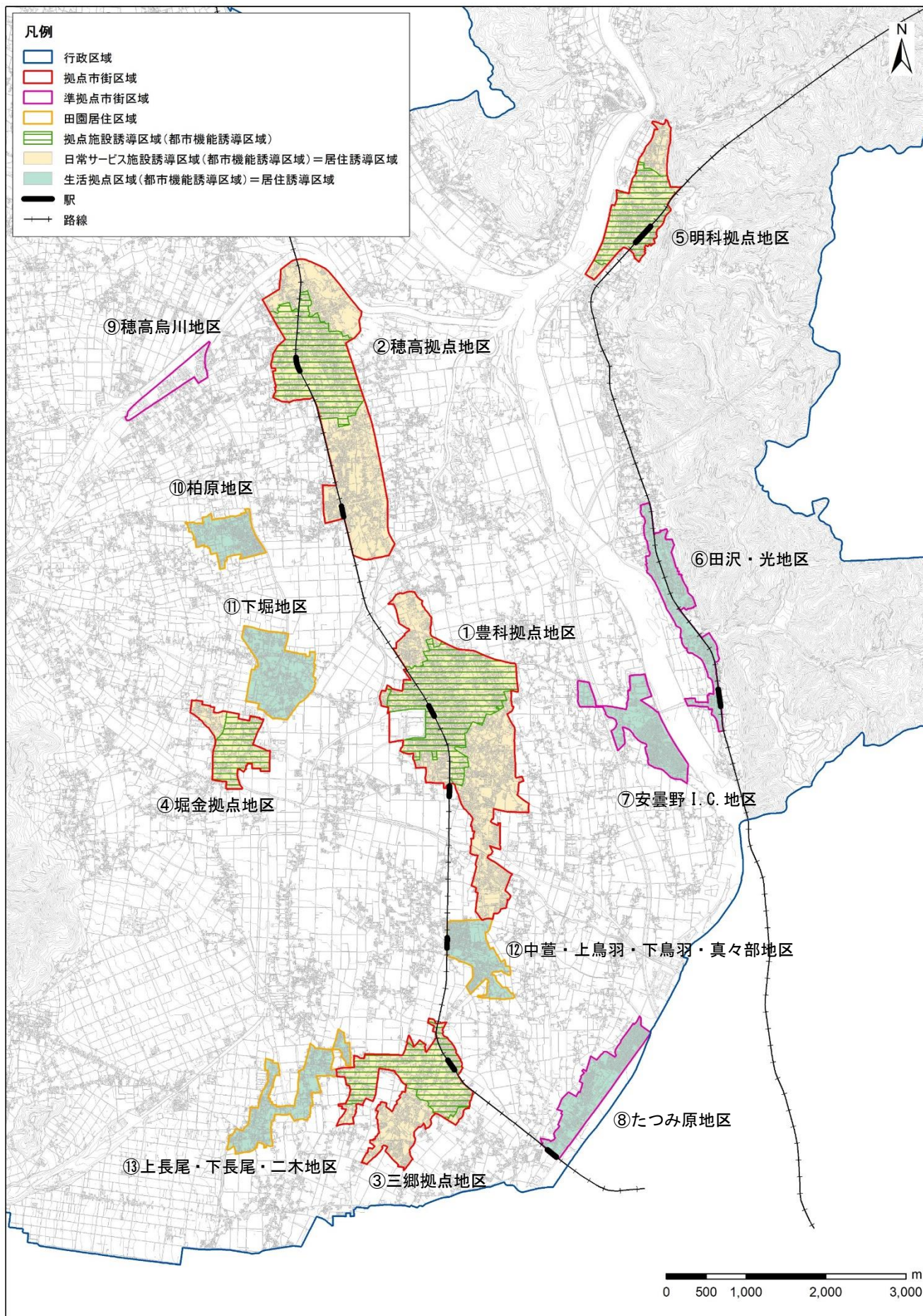
(4) 区域設定結果

区域の設定結果は、次のとおりである。

(単位：ha)

区分	地区名	地区面積	用途地域面積	拠点施設誘導区域(都市機能誘導区域)面積 (地区面積に占める割合)	日常サービス施設誘導区域(都市機能誘導区域・居住誘導区域)面積 (地区面積に占める割合)	生活拠点区域(都市機能誘導区域・居住誘導区域)面積 (地区面積に占める割合)
拠点市街区域	①豊科 拠点地区	333	333	143 (42.98%)	316 (94.95%)	-
	②穂高 拠点地区	293	293	116 (39.51%)	293 (100.00%)	-
	③三郷 拠点地区	141	-	89 (63.29%)	141 (100.00%)	-
	④堀金 拠点地区	55	-	43 (79.35%)	55 (100.00%)	-
	⑤明科 拠点地区	88	-	68 (76.80%)	88 (100.00%)	-
準拠点市街区域	⑥田沢 ・光地区	55	55	-	-	55 (100.00%)
	⑦安曇野 I.C. 地区	59	59	-	-	59 (100.00%)
	⑧たつみ原 地区	53	53	-	-	53 (100.00%)
	⑨穂高烏川 地区	17	17	-	-	-
田園居住区域	⑩柏原地区	38	-	-	-	38 (100.00%)
	⑪下堀地区	70	-	-	-	70 (100.00%)
	⑫中萱・上鳥 羽・下鳥 羽・真々部 地区	45	-	-	-	45 (100.00%)
	⑬上長尾・下 長尾・二木 地区	62	-	-	-	62 (100.00%)
合計		1,308	809	459 (35.07%)	892 (68.21%)	382 (29.20%)
都市計画区域面積 (19,841ha)に 占める割合		6.59%	4.08%	2.31%	4.50%	1.93%

図表. 誘導区域図



8. 誘導する施設の設定

(1) 施設設定の考え方

各区域に誘導する施設は、都市の居住者の生活に必要な施設から設定することとし、来訪者の宿泊のみに特化した宿泊施設や、都市の居住者の共同の福祉や利便に寄与しないオフィス（例えば、都市の居住者に商品やサービスを提供する機能を有しない事務所）等の施設は、誘導する施設として想定しない。

(2) 各区域の誘導施設

居住者の生活に必要な施設として、以下のとおり各区域に誘導する施設を設定する。

区分	基本的な考え方	誘導施設	
		拠点施設誘導区域※都市機能誘導区域	日常サービス施設誘導区域・生活拠点区域※都市機能誘導区域
行政機能	<ul style="list-style-type: none"> 拠点施設誘導区域において、生活を営む上で必要となる行政機能または行政窓口機能を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市役所本庁舎 ○市役所支所 	—
介護福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> 拠点施設誘導区域において、高齢者支援の拠点となる機能を設置する。 介護福祉施設は送迎サービスが一般的であり、必ずしも市街地内に立地する必要がないことから、施設の設定はおこなわない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センター 	—
子育て機能	<ul style="list-style-type: none"> 保育園等は、送迎サービスまたは保護者が自家用車での通勤途中に送迎することが一般的であり、必ずしも市街地内に立地する必要がないことから、施設の設定はおこなわない。 	—	—
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> 拠点施設誘導区域において、買回り品等を揃えた生活の拠点となる店舗等を誘導する。 日常サービス施設誘導区域、生活拠点区域において、日常生活に最低限必要な店舗等を誘導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○食料品を扱う大規模小売店※¹ 	<ul style="list-style-type: none"> ○食料品を扱う小売店（コンビニを含む）※²
医療機能	<ul style="list-style-type: none"> 拠点施設誘導区域において、医療の拠点となる病院を誘導する。 日常サービス施設誘導区域、生活拠点区域において、日常生活に最低限必要な診療所等を誘導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○病院（一般病院で産科機能を有するもの）※³ 	<ul style="list-style-type: none"> ○診療所（いわゆる「かかりつけ医」となるもの）※⁴
金融機能	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活に最低限必要な金融機能であるATMは、コンビニエンスストア等の商業機能で代替可能のため、施設の設定はおこなわない。 	—	—
教育・文化機能	<ul style="list-style-type: none"> 拠点施設誘導区域において、地域コミュニティや生涯学習の拠点となり、地域へ賑わいをもたらす生涯学習機能、公民館機能を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○図書館 ○公民館 	—

※1：店舗面積が1,000㎡を超える食料品小売業、百貨店、総合スーパー、ミニスーパー

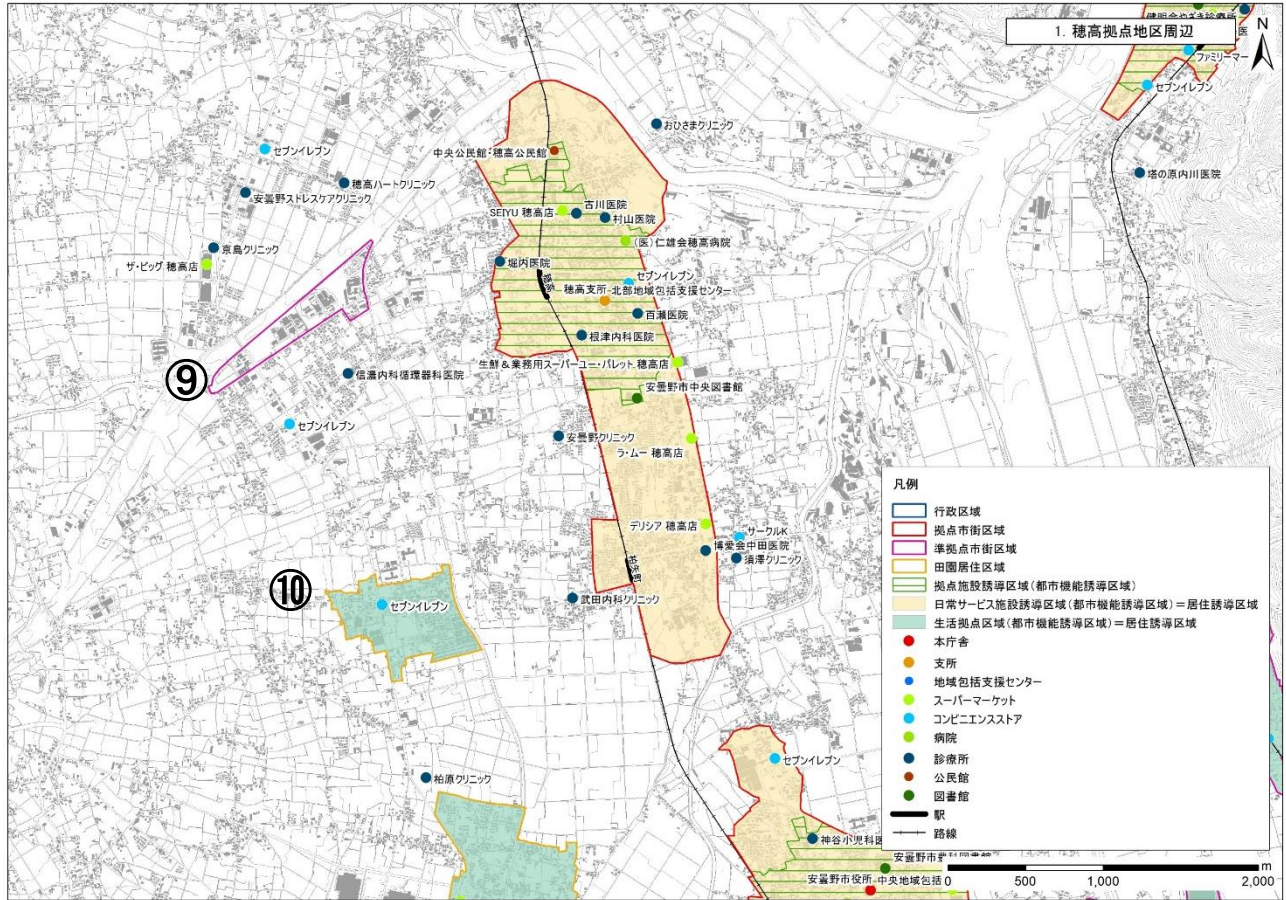
※2：店舗面積が1,000㎡以下の食料品小売業、百貨店、総合スーパー、ミニスーパー

※3：病床数が20床以上で、診療科目中に産婦人科又は産科を有する病院

※4：病床数が19床以下で、診療科目中に内科を有する診療所。ただし、夜間診療所、山岳診療所等のいわゆる「かかりつけ医」とならないものおよび、介護老人保健施設等に併設されもつばら入居者等を対象に医業をおこなうものを除く。

(3) 施設の立地状況

① 穂高拠点地区周辺



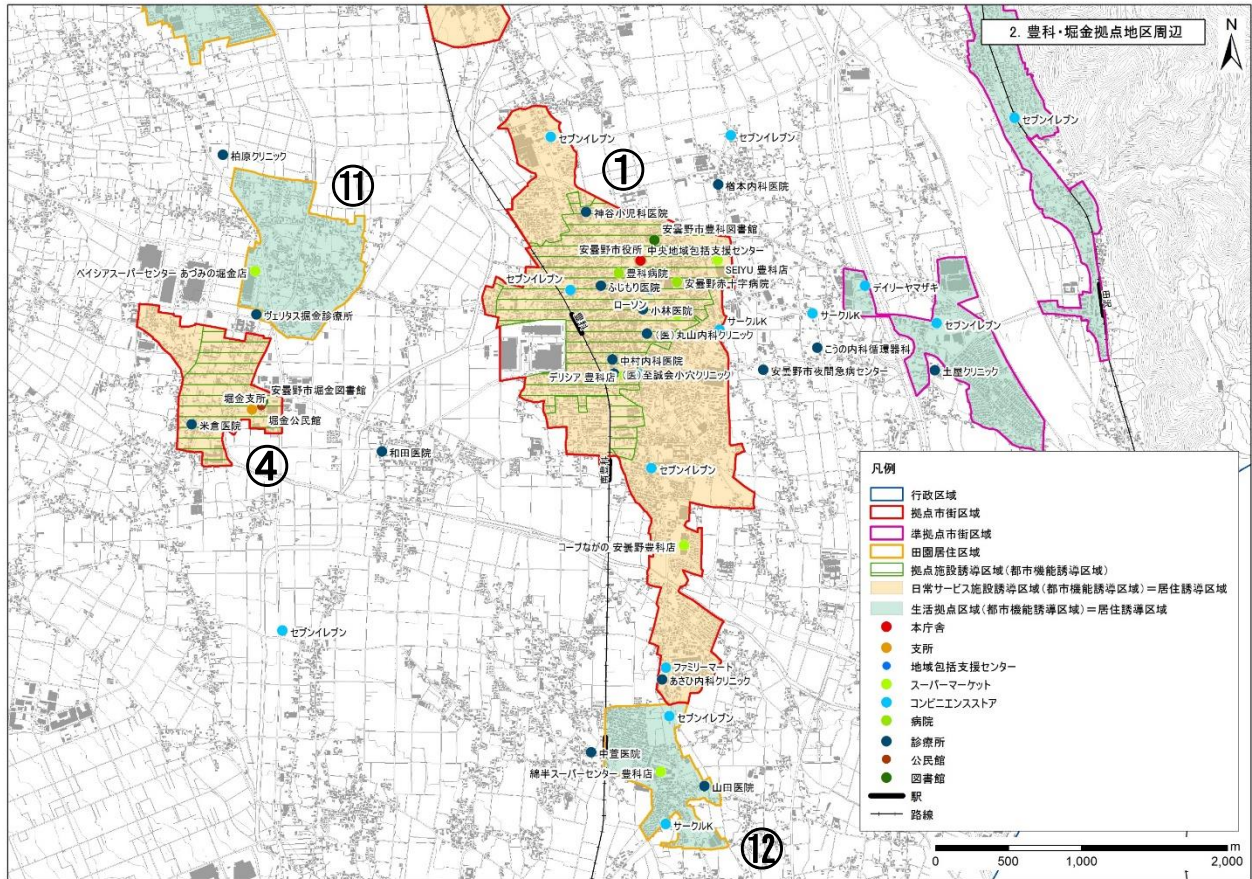
出典：安曇野市立地適正化計画予備調査（H27）、安曇野市医療と介護の連携マップ（H29）
 ※診療所は診療科目中に「内科」を有するもの

誘導する施設の立地状況は、以下のとおりである。

区分	地区名	誘導施設									
		拠点施設誘導区域						日常サービス施設誘導区域		生活拠点区域	
		市役所・支所	地域包括支援センター	食料品を扱う大規模小売店	病院	図書館	公民館	食料品を扱う小売店	診療所	食料品を扱う小売店	診療所
市街区域 拠点区域	② 穂高拠点地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市街区域 準拠点区域	⑨ 穂高烏川地区	区域設定なし						区域設定なし		区域設定なし	
田園居住区域	⑩ 柏原地区	区域設定なし						区域設定なし		○	—

○：区域内に立地、※：区域内に立地しないものの周辺に立地、—：区域内にも周辺にも立地せず

② 豊科・堀金拠点地区周辺

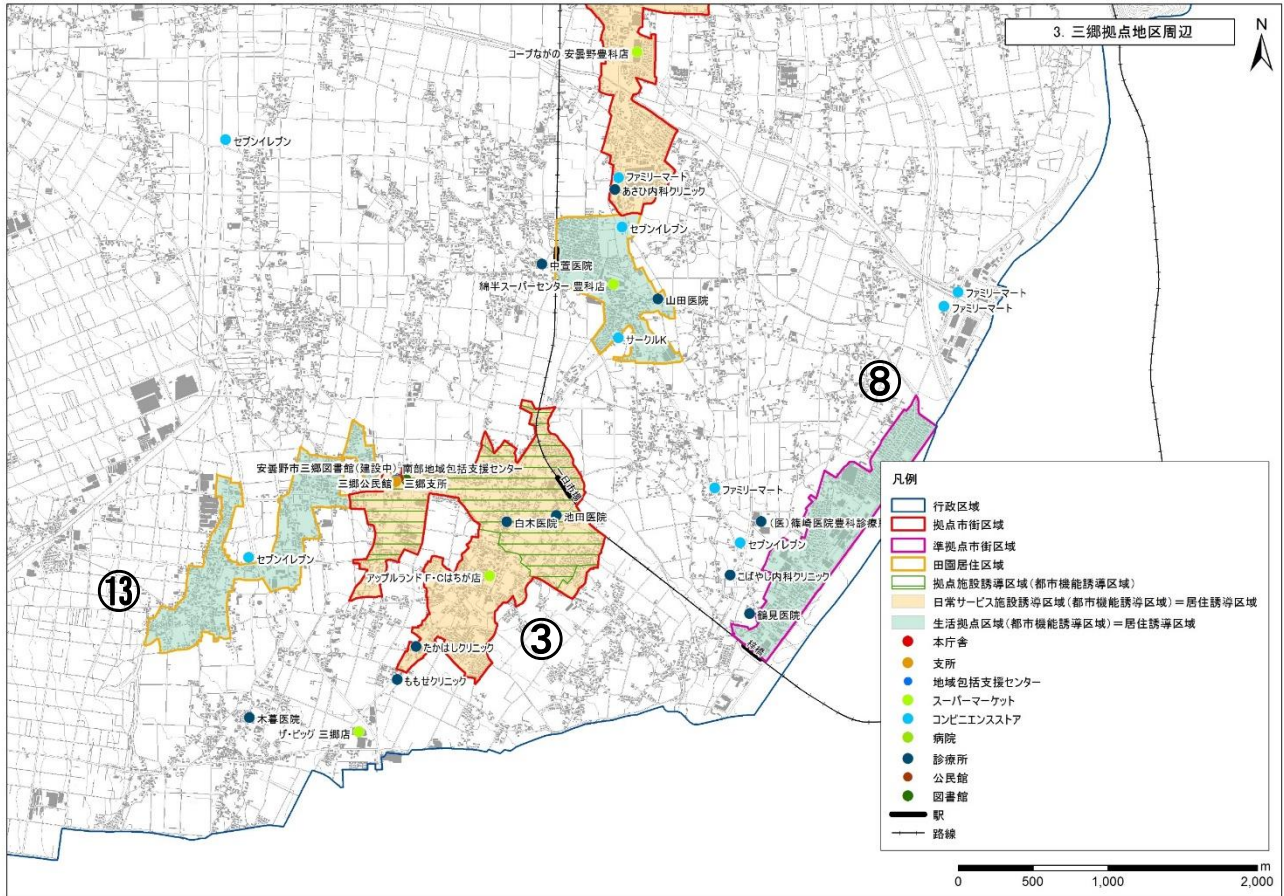


出典：安曇野市立地適正化計画予備調査（H27）、安曇野市医療と介護の連携マップ（H29）
 ※診療所は診療科目中に「内科」を有するもの

区分	地区名	誘導施設									
		拠点施設誘導区域						日常サービス施設誘導区域		生活拠点区域	
		市役所・支所	地域包括支援センター	食料品を扱う大規模小売店	病院	図書館	公民館	食料品を扱う小売店	診療所	食料品を扱う小売店	診療所
市街区域 拠点	① 豊科拠点地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	④ 堀金拠点地区	○	—	※	—	○	○	○	○	○	○
田園居住区域	⑪ 下堀地区	区域設定なし						区域設定なし		○	※
	⑫ 中萱・上鳥羽・下鳥羽・真々部地区	区域設定なし						区域設定なし		○	○

○：区域内に立地、※：区域内に立地しないものの周辺に立地、—：区域内にも周辺にも立地せず

③ 三郷拠点地区周辺



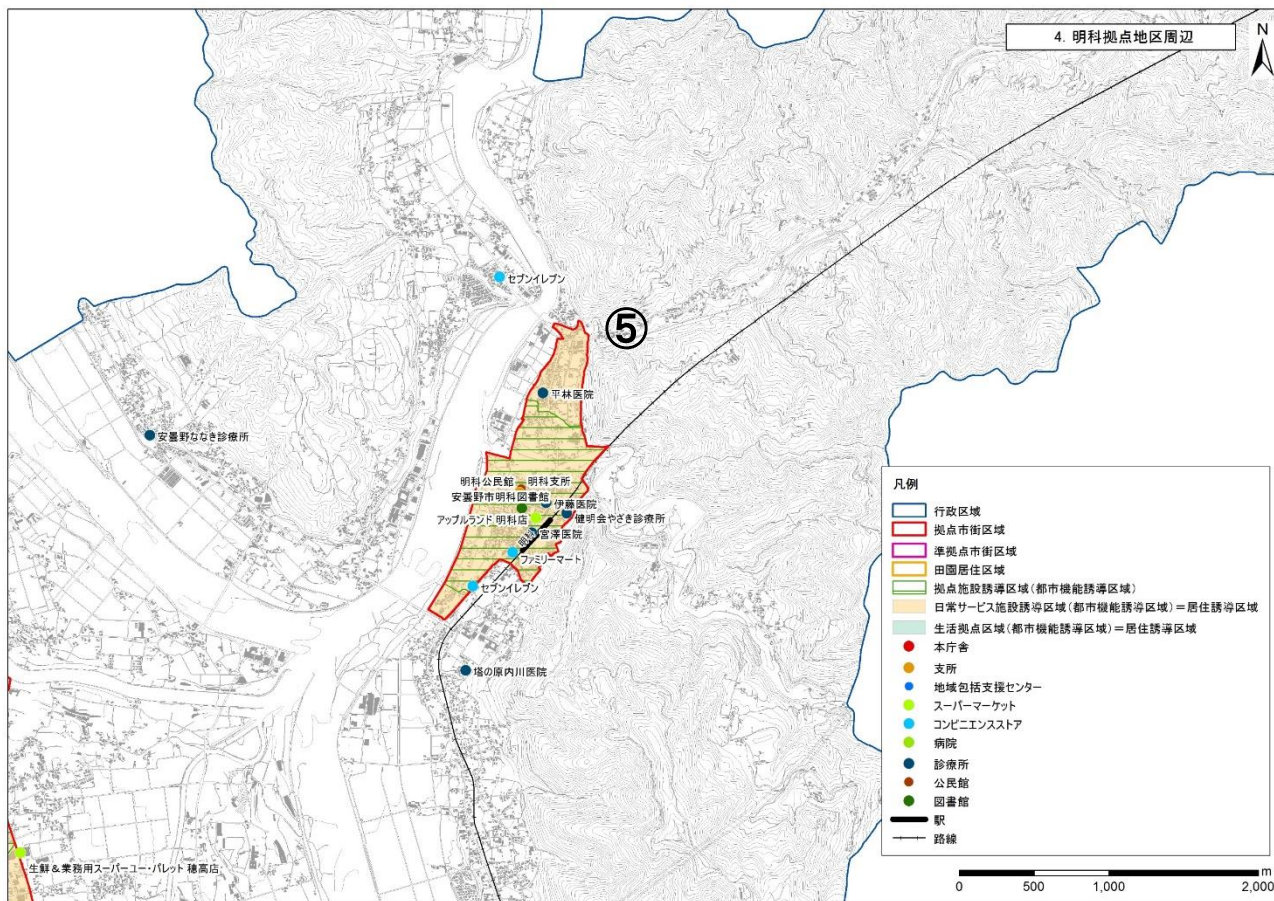
出典：安曇野市立地適正化計画予備調査（H27）、安曇野市医療と介護の連携マップ（H29）

※診療所は診療科目中に「内科」を有するもの

区分	地区名	誘導施設									
		拠点施設誘導区域						日常生活サービス施設誘導区域		生活拠点区域	
		市役所・支所	地域包括支援センター	食料品を扱う大規模小売店	病院	図書館	公民館	食料品を扱う小売店	診療所	食料品を扱う小売店	診療所
市街区域 拠点	③ 三郷拠点地区	○	○	※	—	○	○	○	○	○	○
市街区域 準拠点	⑧ たつみ原地区	区域設定なし						区域設定なし		※	※
田園居住区域	⑬ 上長尾・下長尾・二木地区	区域設定なし						区域設定なし		※	—

○：区域内に立地、※：区域内に立地しないものの周辺に立地、—：区域内にも周辺にも立地せず

④ 明科拠点地区周辺



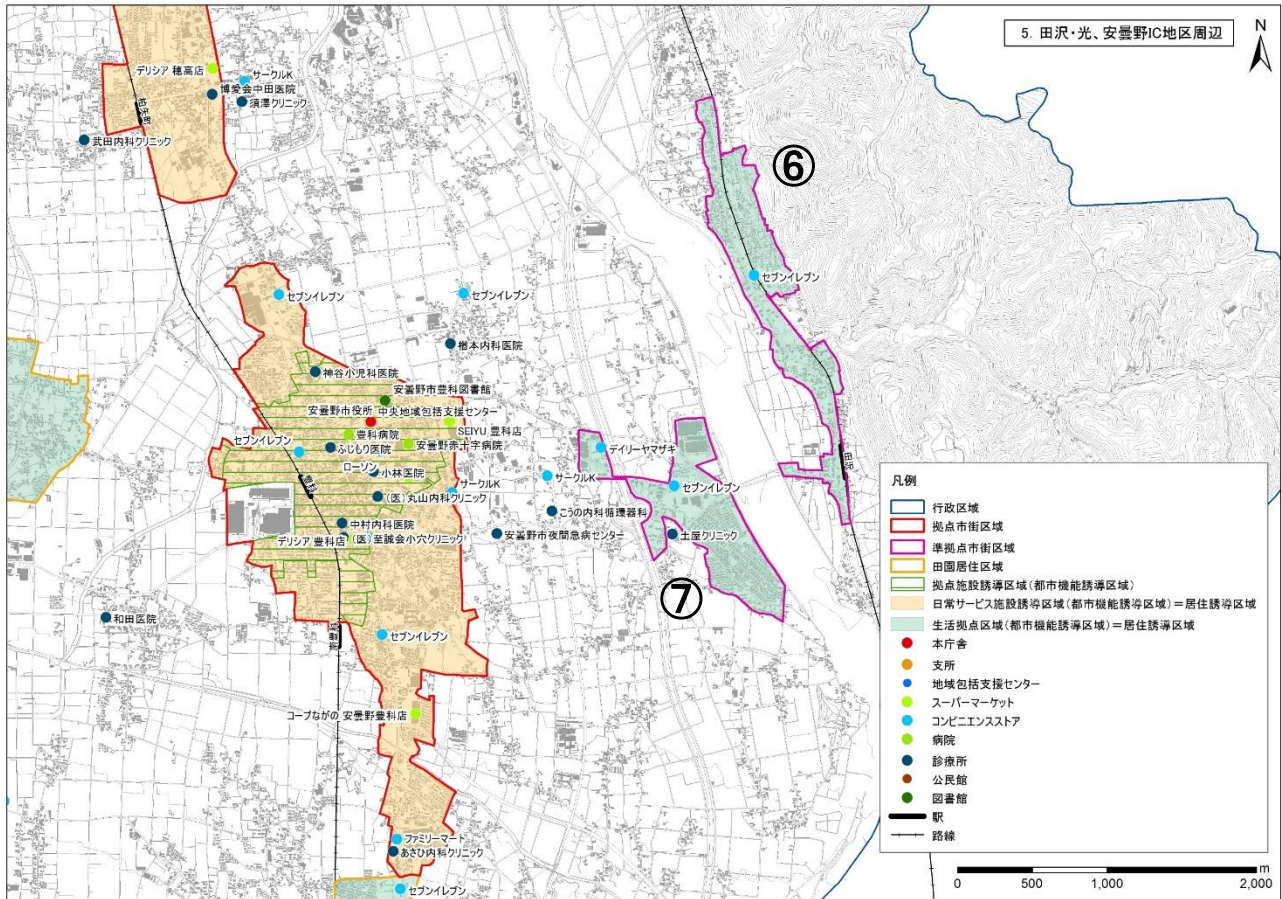
出典：安曇野市立地適正化計画予備調査（H27）、安曇野市医療と介護の連携マップ（H29）

※診療所は診療科目中に「内科」を有するもの

区分	地区名	誘導施設									
		拠点施設誘導区域						日常サービス施設誘導区域		生活拠点区域	
		市役所・支所	地域包括支援センター	食料品を扱う大規模小売店	病院	図書館	公民館	食料品を扱う小売店	診療所	食料品を扱う小売店	診療所
市街区域 拠点	⑤ 明科拠点地区	○	—	○	—	○	○	○	○	○	○

○：区域内に立地、※：区域内に立地しないものの周辺に立地、—：区域内にも周辺にも立地せず

⑤ 田沢・光、安曇野 I. C. 地区周辺



出典：安曇野市立地適正化計画予備調査（H27）、安曇野市医療と介護の連携マップ（H29）

※診療所は診療科目中に「内科」を有するもの

区分	地区名	誘導施設									
		拠点施設誘導区域						日常サービス施設誘導区域		生活拠点区域	
		市役所・支所	地域包括支援センター	食料品を扱う大規模小売店	病院	図書館	公民館	食料品を扱う小売店	診療所	食料品を扱う小売店	診療所
市街区域 準拠点	⑥ 田沢・光地区	区域設定なし						区域設定なし		○	—
	⑦ 安曇野 I.C. 地区	区域設定なし						区域設定なし		○	※

○：区域内に立地、※：区域内に立地しないものの周辺に立地、—：区域内にも周辺にも立地せず

⑥ 誘導する施設の立地状況

誘導する施設の立地状況について、以下のとおり一覧表として再掲する。

区分	地区名	誘導施設									
		拠点施設誘導区域						日常サービス施設誘導区域		生活拠点区域	
		市役所・支所	地域包括支援センター	食料品を扱う大規模小売店	病院	図書館	公民館	食料品を扱う小売店	診療所	食料品を扱う小売店	診療所
市街区域 拠点	① 豊科拠点地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	② 穂高拠点地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	③ 三郷拠点地区	○	○	※	—	○	○	○	○	○	○
	④ 堀金拠点地区	○	—	※	—	○	○	○	○	○	○
	⑤ 明科拠点地区	○	—	○	—	○	○	○	○	○	○
市街区域 準拠点	⑥ 田沢・光地区	区域設定なし						区域設定なし		○	—
	⑦ 安曇野 I.C. 地区	区域設定なし						区域設定なし		○	※
	⑧ たつみ原地区	区域設定なし						区域設定なし		※	※
	⑨ 穂高烏川地区	区域設定なし						区域設定なし		区域設定なし	
田園居住区域	⑩ 柏原地区	区域設定なし						区域設定なし		○	—
	⑪ 下堀地区	区域設定なし						区域設定なし		○	※
	⑫ 中萱・上鳥羽・下鳥羽・真々部地区	区域設定なし						区域設定なし		○	○
	⑬ 上長尾・下長尾・二木地区	区域設定なし						区域設定なし		※	—

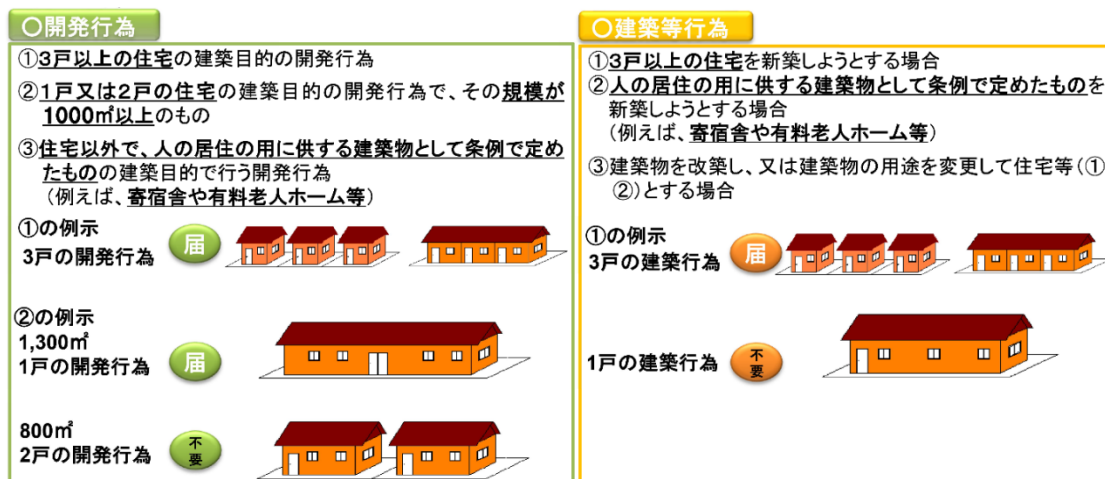
○：区域内に立地、※：区域内に立地しないものの周辺に立地、—：区域内にも周辺にも立地せず

9. 届出制度

(1) 住宅等の届出

居住誘導区域外で以下の行為を行おうとする場合には、土地利用条例に基づく承認手続き又は届出と並行し、開発行為等に着手する30日前までに、都市再生特別措置法に基づく市への届出が必要となる。

市は、届出の内容が居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると判断した場合は、居住誘導区域内での開発・建築をあっせんする。

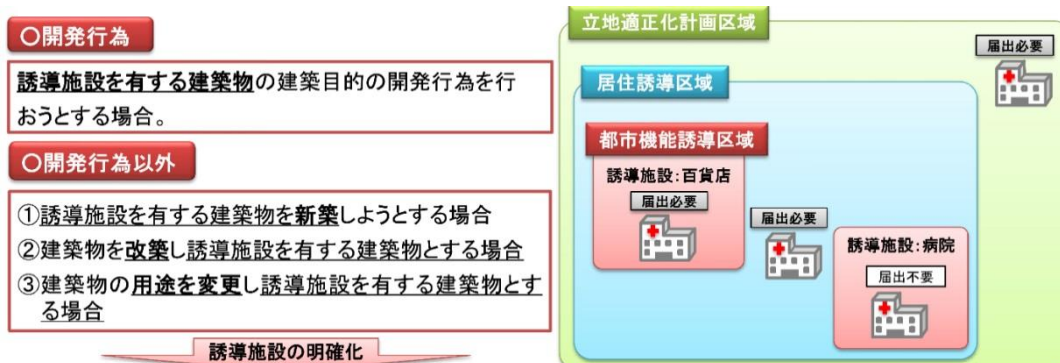


出典：改正都市再生特別措置法等についての説明資料(国土交通省)

(2) 誘導施設等の届出

拠点施設誘導区域外で「飲食料を扱う大規模小売店」「病院(一般病院で産科機能を有するもの)」等誘導施設の建築等以下の行為を行おうとする場合、および、日常サービス施設誘導区域外または生活拠点区域外で「食料品を扱う小売店(コンビニを含む)」「診療所(いわゆる「かかりつけ医」となるもの)」の誘導施設の建築等以下の行為を行おうとする場合には、土地利用条例に基づく承認手続き又は届出と並行し、開発行為等に着手する30日前までに、都市再生特別措置法に基づく市への届出が必要となる。

市は、届出の内容が、都市機能誘導区域内(拠点施設誘導区域内・日常サービス施設誘導区域内・生活拠点区域内)における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると判断した場合は、都市機能誘導区域内での開発・建築をあっせんする。



出典：改正都市再生特別措置法等についての説明資料(国土交通省)

10. 誘導施策

(1) 都市機能誘導区域に関する施策

都市機能誘導区域（拠点施設誘導区域・日常サービス施設誘導区域・生活拠点区域）における都市機能の誘導に関する施策（案）は、以下のとおり。

施策名	概要
あっせん	都市再生特別措置法に基づき、都市機能誘導区域の拠点施設誘導区域外において食料品を扱う大規模小売店、病院を開発・建築しようとする場合には予め届出を義務づけ、誘導区域内での開発・建築をあっせんする。
	都市再生特別措置法に基づき、都市機能誘導区域の日常サービス施設誘導区域外または生活拠点区域外において食料品を扱う小売店、診療所を開発・建築しようとする場合には予め届出を義務づけ、誘導区域内での開発・建築をあっせんする。
空き店舗等活用促進事業（家賃補助）	空き店舗を活用し出店する際に家賃を補助する。
創業支援資金（融資制度）	新規に創業する際、資金を融資する。
公的不動産の活用	公共施設の統廃合や複合化等により用途廃止となる公的不動産について、新たな用途の公共施設の整備や民間事業者等への売却・貸付け等による都市機能の導入をおこなう。

(2) 居住誘導区域に関する施策

居住誘導区域（日常サービス施設誘導区域・生活拠点区域）における居住の誘導に関する施策（案）は、以下のとおり。

施策名	概要
あっせん	都市再生特別措置法に基づき、居住誘導区域外（日常サービス施設誘導区域外または生活拠点区域外）において3戸以上の住宅等を開発・建築しようとする場合には予め届出を義務づけ、誘導区域内での開発・建築をあっせんする。
制限	土地利用制度および農業振興地域制度により、既存市街地・集落以外の区域（概ね、居住誘導区域・生活拠点区域以外の区域に該当）における開発を制限する。
空家改修事業	空家バンクを活用し、住宅を取得又は賃貸する場合に改修費の一部を補助する。

多世帯同居・近居 住宅取得事業	多世帯同居又は多世帯近居し、住宅を取得する場合に改修費の一部を補助する。
多世帯同居・近居 住宅改修事業	多世帯同居又は多世帯近居し、住宅を改修する場合に取得費の一部を補助する。
新築・中古住宅 取得事業	新築及び中古住宅を取得して転入する場合に取得費の一部を補助する。
持続可能な コミュニティの維持	将来にわたって持続可能なコミュニティの維持及び形成を図るため、居住者が相互に交流できる空間の形成に配慮しつつ、まちなか居住、住宅市街地のユニバーサルデザイン化等を推進する。
用途区域内の 低未利用地の有効活用 による宅地の供給	用途区域内の都市的未利用地の有効活用を促進し、宅地の供給を誘導する。また、利便性の高い住宅の供給と住環境の整備を促進する。
良好な市街地環境の 形成	建築協定、緑地協定、地区計画等による規制・誘導を図るとともに、修景整備を促進する。
良好な住宅・宅地の 供給	土地区画整理事業や関連事業の検討を行い、住宅及び宅地供給を推進する。また、基盤整備を推進する。
居住誘導区域 住宅取得・改修支援の 検討	既存の住宅取得・改修に関する補助事業に加えて、特に居住誘導区域内において住宅を取得・改修する場合の支援制度を検討する。
スマートウェルネス 住宅等推進事業の検討	子育て家庭や高齢者向けの良質な住宅の供給の促進を検討する。
公営住宅の建て替え 検討	公営住宅の更新時には、居住誘導区域への移転を含め検討する。

(3) 公共交通に関する施策

公共交通に関する施策（案）は、以下のとおり。

事業名	概要
公共交通の導入検討	公共交通未接続の拠点市街区域である掘金拠点地区への公共交通の導入を検討する。
公共交通利用環境の 向上	以下の検討による公共交通利用環境の向上を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・現在運行中の鉄道、定時定路線バス（あづみん）の維持・利便性向上 ・生坂村営バス、池田町営バスとの連携 ・駅アクセス道路の強化 ・駅の交通結節機能の強化 ・パークアンドライド駐車場の整備

11. 目標値の設定

安曇野市の可住地は、古くから安曇平と呼ばれ、一体性を有する比較的平坦な複合扇状地が広がっている。

現在、市内には 83 の自治区が存在し、これらはかつて単独の村であり、それらが合併を繰り返した結果、現在の安曇野市が形成されている。

よって、安曇野市はスプロール化で拡大した市街地ではなく、もともと散居的な集落が集合することで形成されており、散居集落がその周辺の農地を維持・管理することで、日本の原風景と称される安曇野の田園風景が保たれている。

今後も地域のまとまりを保ちながら優良農地を保全することが国土のためにも必要であり、また、農家数維持のためには、非農家との連携も必要である。

上記を踏まえ、本計画における目標値は以下のとおりとする。

(1) 店舗・診療所周辺の人口密度確保

日常生活に最低限必要な施設である「食料品を扱う小売店」「診療所」について、これらの徒歩圏人口密度は現在約 10 人/ha である。

本計画の推進により、既存市街地・集落である拠点市街区域・準拠点市街区域・田園居住区域において、これらの施設の維持に必要となる人口密度を維持することを目指し、目標値を以下のように設定する。

項目	現状値≪平成 22 (2010) 年≫	目標値≪平成 52 (2040) 年≫
人口密度	約 10 人/ha ※食料品を扱う小売店、診療所徒歩圏の人口密度	10 人/ha ※居住誘導区域の人口密度 ※いずれの地区においてもこれを下回らないものとする

(2) 居住誘導区域内の新築件数割合の増加

本計画の推進により、既存市街地・集落である拠点市街区域・準拠点市街区域・田園居住区域への居住の誘導および、日常サービス施設等の都市機能の誘導を図ることで、居住誘導区域内の新築件数割合の増加を目指すこととし、目標値を以下のように設定する。

項目	現状値≪平成 23 (2011) 年～平成 28 (2016) 年≫	目標値 ≪平成 52 (2040) 年≫
居住区域内外の新築件数割合	39 : 61 (区域内 : 区域外)	40 : 60 (区域内 : 区域外)

(3) 都市機能誘導区域内の都市機能の充足

本計画の推進により、都市機能誘導区域（拠点施設誘導区域、日常サービス施設誘導区域、生活拠点区域を含み、居住誘導区域と同一の区域を指す）に各種都市機能の集積を目指すこととし、目標値を以下のように設定する。

項目	現状値 《平成 28 (2016) 年》	目標値 《平成 52 (2040) 年》
(都市機能誘導区域) 食料品を扱う大規模 小売店または小売店の 徒歩圏充足率	93% ※都市機能誘導区域の面積に対し、食料品を扱う大規模小売店 または小売店の徒歩圏(800m) 面積が占める割合	93% (現状維持)
(都市機能誘導区域) 診療所の徒歩圏充足率	92% ※都市機能誘導区域の面積に対し、診療所(内科)の徒歩圏(800 m) 面積が占める割合	92% (現状維持)

(4) 公共交通利用者割合の維持

地域公共交通網形成計画と連携し、公共交通ネットワークの維持および、公共交通利用者割合の維持を図ることとし、目標値を以下のように設定する。

項目	現状値 《平成 27 (2015) 年》	目標値 《平成 52 (2040) 年》
(安曇野市全体) 電車・バスの 交通手段分担率	10%	10% (現状維持)
(都市機能誘導区域) 定時定路線の公共交通 の徒歩圏充足率	57% ※都市機能誘導区域の面積に対し、定時定路線の公共交通の徒歩圏(駅 800m、バス停 300m) 面積が占める割合	57% (現状維持)

安曇野市立地適正化計画

発行年月 平成30年4月
発行 安曇野市
編集 安曇野市都市建設部都市計画課
〒399-8281
長野県安曇野市豊科6000番地
電話:0263-71-2000(代)
FAX:0263-72-3569
メール:toshikeikaku@city.azumino.nagano.jp
